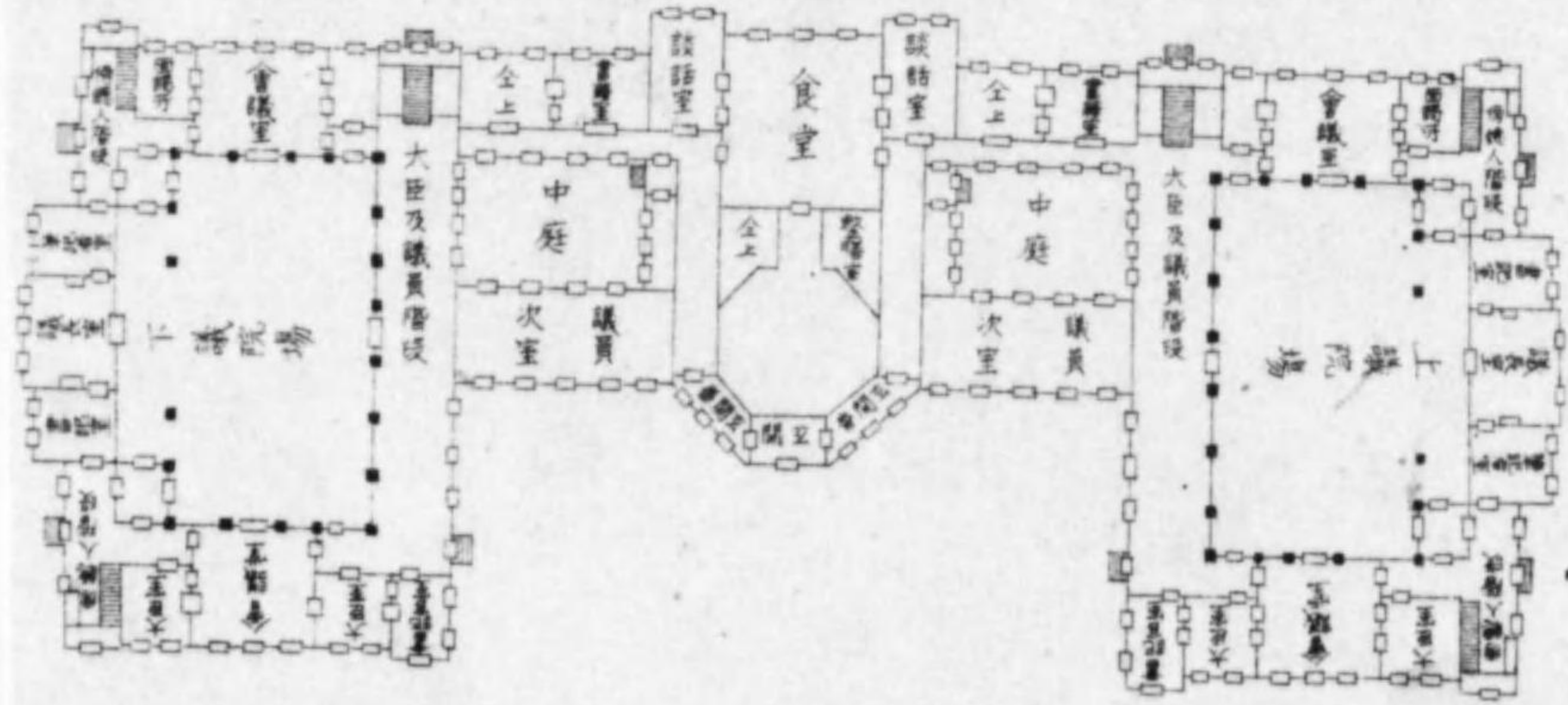


凡例

一明治四年。山口謙氏著述の近世史略と稱する書始めて世に出  
 しより。世人始めて嘉永癸丑米艦渡米以降幕府困難擾雜の有  
 様。尊王攘夷舉兵の成敗。明治維新の原因結果等を詳らうふす  
 るを得。其書の世に貴重せられたるや諸學校皆之を用ひたる  
 を以て知るべし。爾來近世史の世に出るもの續々絶えずと雖  
 も。大抵皆此書の翻案にして却て誤謬不通の文多し。是れ他な  
 し。其原著者より故障あらんとを畏て無理に文體を變更する  
 が故なり。因て余は近世史略を請受て之を抄粹訓釋し。又鹿兒  
 島の戦争に至るに拙者西南征討史略を折衷して此書を編せり



皇尊肖像



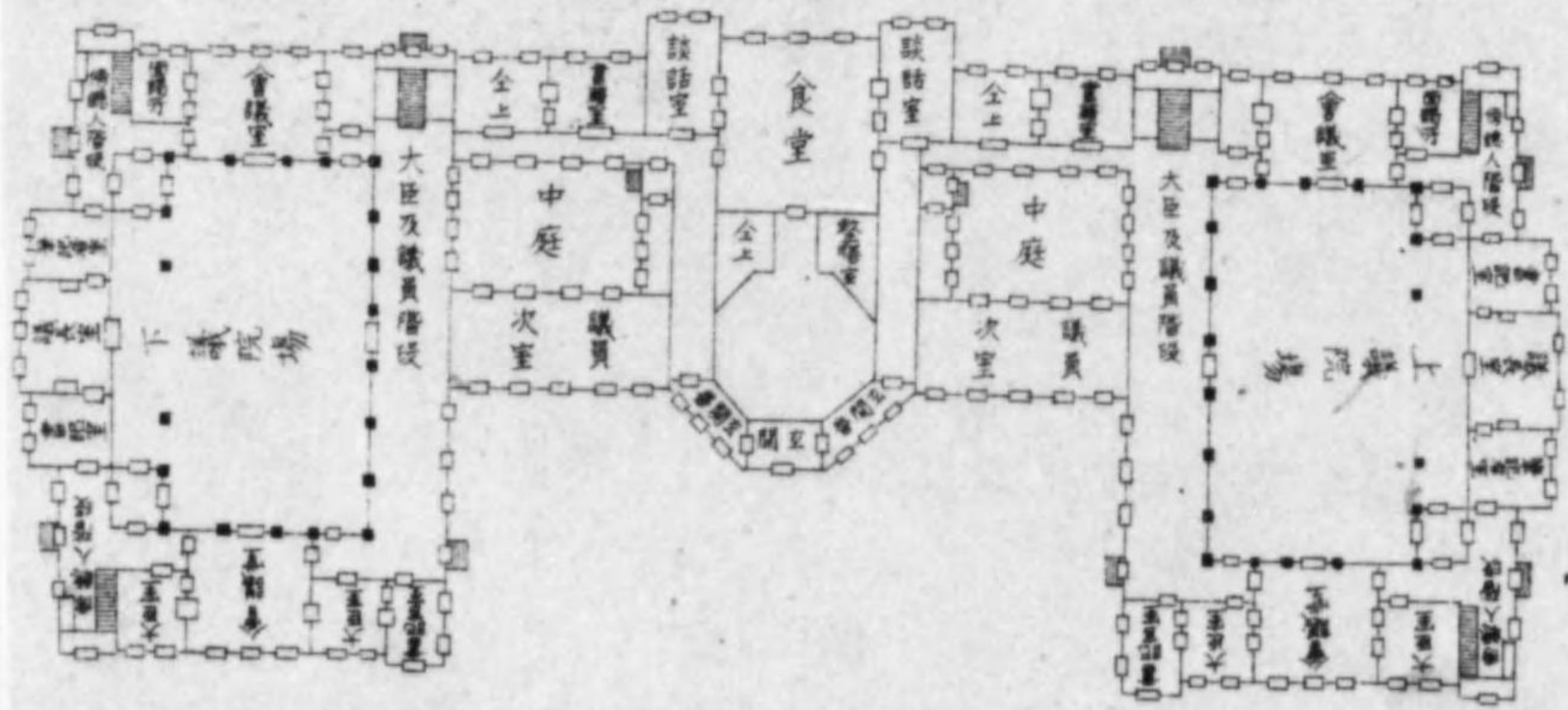
一明治前後の變遷開化の實我國開闢以來の變遷開化にして。凡そ日本人れるもの上下貴賤となく。其の大意一通りの知ざる可らざる事歴あり。故に少く文意を解する者は皆近世史略を讀て多少之を知べしと雖も。俗輩婦女子に至ては近世史略を讀み得ざる者亦尠ならず。是れ予の遺憾とする所あり。故に今之を抄粹俗解し。俗者に不用を省き。専ら俗者の嗜好に投じ。勉めて俗者の見聞を擴めんとす。但し此書の予が不學不文の急成なれば。或は原書の名文を損じ原書の意に乖くものおきを保せず。讀者幸ふ之を恕せ

明治二十一年三月

編者誌



至尊肖像



一明治前後の變遷開化の。實に我國開闢以來の變遷開化にして。凡そ日本人れるもの上下貴賤となく。其の大意一通りの知ざる可らざる事歴あり。故に少く文意を解する者は皆近世史略を讀て多少之を知べしと雖も。俗輩婦女に至ては近世史略を讀み得ざる者亦尠ならず。是れ予の遺憾とする所あり。故に今之を抄釋俗解し。俗者に不用を省き。専ら俗者の嗜好に投じ。勉めて俗者の見聞を擴めんとす。但し此書の予が不學不文の急成なれば。或は原書の名文を損じ原書の意に乖くものおきを保せず。讀者幸ふ之を恕せ

明治二十一年三月

編者誌





岩倉具視



井上馨



藤澤博文



大隈重信





三條貴美



谷千城



山縣有明



黑田清隆





島津久光



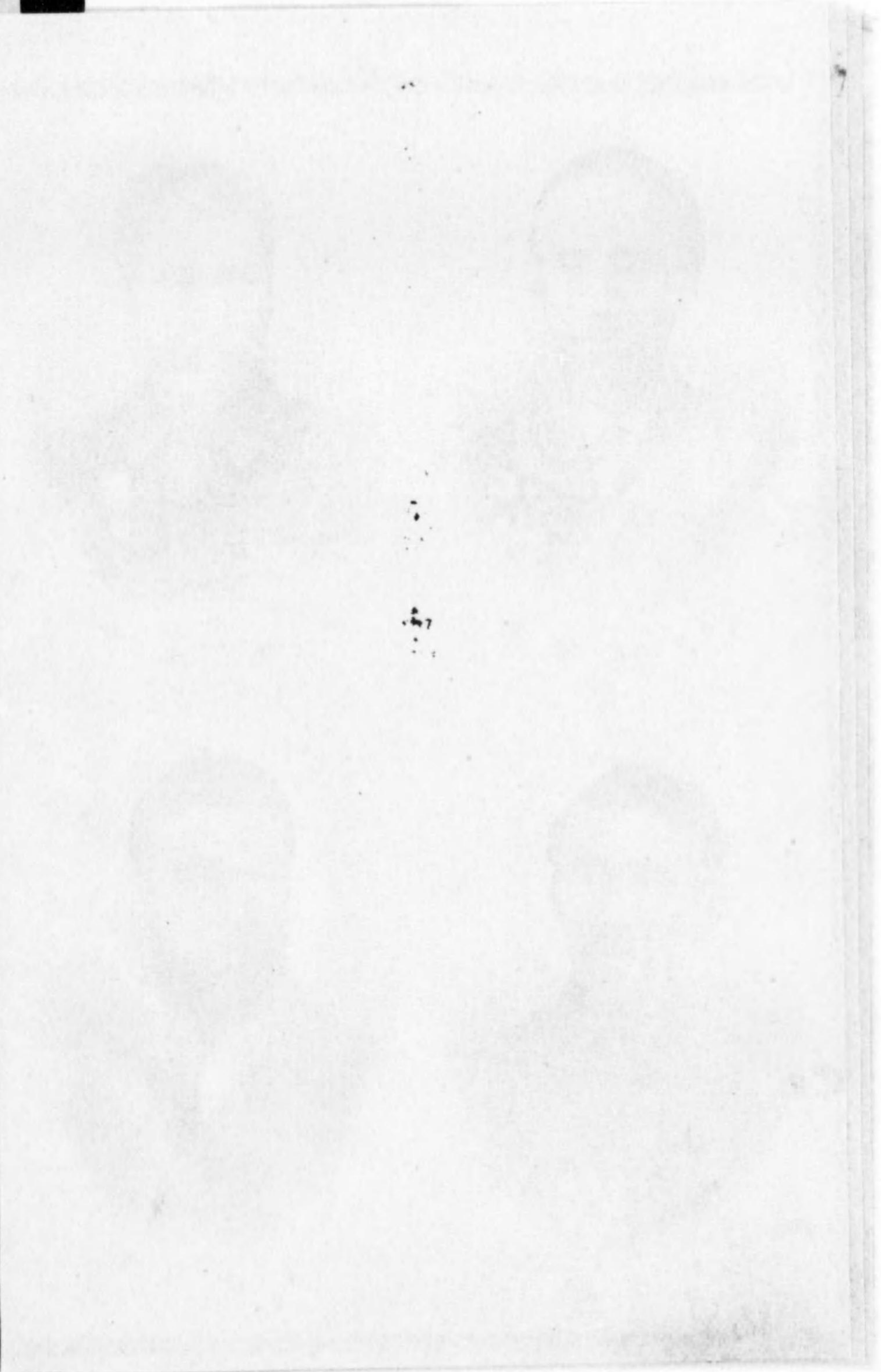
西郷隆盛



榎本武揚



久保利通







西郷從道公



木戸孝允公



大山大藏公



山田顯義公



通俗近世史略目錄

往古本邦の外國と交通せし事	並	蘭學者の遭難	初丁
米船渡來	並	家定大將軍とある事	六丁
米使再航	並	吉田松陰等洋行を謀る事	八丁
米人彌々逼り幕府所置に苦む事			十二丁
井伊大老條約を結ぶ事	並	勤王慷慨の士を刑する事	十四丁
櫻田の變	並	堀織部正安藤閣老を諫めて死する事	十八丁
坂下の變	並	嶋津久光浪士を鎮撫する事	二十三丁
勅使東下の事	並	浪士追々募り且勅使再び下向の事	二十六丁
將軍及び一橋入京の事	並	攘夷論倍々盛なる事	二十九丁
英人生麥の事を幕府に逼り	並	薩州英艦と戦ふ事	三十二丁
長藩京師を去り七卿長州へ走る事	並	天忠組兵を起す事	三十九丁
將軍再び上洛の事	並	水戸の藤田等兵を筑波山に起す事	四十二丁



長藩士禁闕に逼る事並 長州追討外國船長州と合戦の事 四十五丁

武田耕雲齋等加州に投じ終に刑せらるゝ事 四十九丁

尾州侯大兵を督して藝州に入る事並 高杉吾作兵を起す事 五十三丁

再び長防を征とる事並 各國公使兵庫に至て條約の勅許を得る事五十九丁

幕軍長兵と戦争の事並 將軍薨じて兵を罷む事 六十四丁

今上天皇の御踐祚並 徳川氏政權返上の事 七十一丁

王政復古の事並 江戸薩州邸を燻く事 七十四丁

鳥羽伏見兩道合戦の事 七十七丁

徳川慶喜以下の官爵を削り東征の師を起と事並 洋人始て天皇に謁する事 八十三丁

官軍江戸に入る事慶喜恭順屏居の事 八十七丁

官軍脱走兵と各地にて戦争の事 八十九丁

東台の彰義隊を討つ事並 徳川家へ封土を賜ふ事 九十四丁

會津征討白川口及び越後長岡合戦の事 九十八丁

奥羽の諸藩連合して官軍に抗する事 百三丁

榎本等脱艦並 官軍追々若松城に逼る事 百五丁

若松城攻め會津降伏の事並 會津以下の死を宥す事 百八丁

脱兵函館より走り松前合戦の事 百十二丁

脱艦追討函館近傍にて海陸戦争の事 百十七丁

天下全く王政に復古し有功者に償を賜ふ事 百二十九丁

明治三年中の治蹟 百三十二丁

明治四年中の治蹟並 廢藩置縣等の事 百三十五丁

明治五年中の政蹟並 土民蜂起、太陽曆、徴兵令等の事 百三十八丁

明治六年中の政蹟並 地租改正等の事 百四十四丁

征韓論の事並 佐賀縣の亂 百四十六丁

佐賀縣騒亂の原由 百四十八丁



- 岩村權令佐賀城入り屢々賊兵と戦ふ事 百五十一丁
- 賊徒征討の令を出し官兵出發大に賊を破る事 百五十三丁
- 賊兵敗走江藤嶋等四國九州に奔る事 並 賊徒所刑の事 百五十九丁
- 臺灣征伐諸將長崎へ出張の事 百六十一丁
- 臺灣各地に兵を進めて藩賊を掃蕩せる事 百六十五丁
- 清國異議を發し大久保大臣清國に至て談判の事 百七十二丁
- 和議遂に調ひ臺灣の兵凱旋の事 百七十七丁
- 立憲政體の基を立地方官會議を開く事 百七十九丁
- 朝鮮江華の變 並 朝鮮と條約を結ぶ事 百八十一丁
- 熊本縣神風連の亂 並 秋月の亂 百八十五丁
- 長州前原一誠の亂 並 東京思案橋の變 百九十一丁
- 鹿兒嶋賊徒征伐の顛末西郷亂の發端 百九十七丁
- 河村海軍大輔、林内務少輔鹿兒嶋に到る事 二百二丁

- 西卿隆盛鹿兒嶋出發の事 並 谷少將賊使を逐返と事 二百六丁
- 征討師出發 並 熊本開戦の事 二百九丁
- 征伐の意を布告する事 並 山鹿口の劇戰篠原討死の事 二百十四丁
- 官軍の諸將南關會議の事 並 勅使鹿兒嶋に到る事 二百十九丁
- 熊本の城兵段の山の賊を破る事 二百廿丁
- 勅使高崎正風福岡に至る事 並 官軍植木に進む事 二百廿四丁
- 木留口の劇戰八人隊高名の事 二百廿八丁
- 福岡及び中津の賊徒暴發 並 別府新助兵を募りて八代に迫る事 二百三十丁
- 國事犯の決刑を總督官に委任せらるゝ事 二百三十四丁
- 並 三方の軍賊壘を陥る事
- 熊本籠城の事 並 奥少佐園を突て宇土に達する事 二百三十五丁
- 宇土の軍大進撃の部署を定め熊本城に連絡する事 二百三十九丁
- 官軍兵を分て三面包撃の策を爲す事 並 官軍鹿兒嶋に至る事 二百四十一丁



- 賊兵矢部を退きて潰散する事 岩村縣令士民に諭す事 二百四十四丁
- 鹿兒嶋の賊兵甲突川より襲來る事 並 佐數水俣豊後口の合戦 二百四十七丁
- 官軍福山を襲ふて賊の糧米を焼く事 並 木戸内閣顧問薨去の事 二百五十丁
- 賊町田梅之進兵を擧る事 並 人吉落城の事 二百五十三丁
- 人吉の官軍部署を定むる事 並 日向路へ進入の事 二百五十六丁
- 豊後口肥後口の官軍進入の事 二百五十九丁
- 賊軍行進隊降伏の事 並 諸口の官軍進撃の事 二百六十丁
- 賊軍衆講圍を突て鹿兒嶋よ走る事 二百六十七丁
- 賊軍鹿兒嶋城よ入り官軍之を圍む事 二百七十一丁
- 西郷等討死賊兵亡滅の事 二百七十五丁
- 大山綱良處刑 並 諸將凱旋抽賞を行へる事 二百七十八丁
- 賊徒處刑 並 招魂祭の事 二百八十二丁
- 大久保參議遭害の事 並 高知の獄竹橋の變の事 二百八十四丁

- 十二年以後の政蹟 並 國會開設詔の事 二百八十七丁
- 朝鮮の暴徒我公使館を襲ふ事 二百八十八丁
- 朝鮮内乱 並 朝鮮及清國と談判和議の事 二百九十二丁
- 明治十八年以後の政蹟 二百九十七丁
- 嶋津久光公薨去 並 久光公の畧傳 三百〇一丁
- 明治二十一年以後の政蹟 三百〇六丁



繪本 通俗近世史略

山口 謙 原著  
青木輔清 補訓

往古本邦の外國と交通せし事

此書の近世史略と稱し專ら近世の事迹を陳るゝわれバ原書もまたがつて嘉永六年癸丑亞米利加船渡來より筆を起さんとすれども我國の外國との交通の茲に創りたるに非ず亞米利加國のいまだ開けざる前に既ち西洋諸國と通商を開きて隨分盛んゝ交易したる事もあり又米船渡來前にも西洋諸國の船のまづ渡來して交通を請ふたる事もあり且西洋の學問も追々開け居たるあり故に今それらの事を一言して直ちに近世の史と及ぶべし

抑も我國と外國との交通の第十代崇神天皇の六十五年(今より凡そ千九百二十年前)任那國(今の朝鮮國の内)使を遣はして朝貢したるを始めとし其後第十四代仲哀天皇の九年(神功皇后三韓を伐て屬國とせられし事等)の諸書にありて人々の能く知る所あり其後追々高麗、



百濟、新羅、吳、隋、唐、漢、等とも互に往來通信きたり今の清朝となりても商賈の常に來りて商ひをあり居たり

又西洋船の始めて日本より來りし「ポルトガル」にして天文十二年大隅の種ヶ嶋に漂着し始めて銃砲と火薬とを傳へしと云ふ是より交通の道開け數年を間豊後薩摩肥前の平戸等を通商の市場とありたり永祿八年より葡萄牙人の爲に長崎港を開き居留の地をも定めたり此時の西教も歸依する者も多くありて有馬大村の諸侯も深く之を信仰し遂に使者を羅馬法王の許に派遣したり此使者の西洋諸國を巡り九年にして歸る此頃の太閤秀吉公の代りて此使者と俱に來りし葡國の使節の秀吉公よ謁見して國書方物を獻せり是より傳教師あど追々入り込込て西教も漸次蔓延せしが此が爲に國の大書を招かんことを恐れ其僧からびに改宗者を嚴刑に處したり其後慶長五年より英吉利阿蘭陀二國の船泉州堺浦に來る徳川家康公其内ヤヨウス、アンジンの二人を江戸に招き居宅を與へ時々召見て歐洲の事情を尋問せられたり今の八代洲河岸と安針町の其宅地ありといふ

是より西洋諸國の船舶追々に來りて貿易と布教とをせしたりしが蘭人ヤヨウス幕府より

して近來西洋諸國の宣教師等の追々入り込ひ其宗教を弘めんとするのみならず或は日本を窺ふの下心あらんと家康公之を聞き心に危懼の念を抱き耶蘇教を嚴禁し日本人の外國に渡海するをも許さず嘗て肥前の平戸に置きたる和蘭の公使館を長崎の出嶋に移して一切他は出るを許さず是に於て全く鎖國の姿をせし是より西洋諸國との交通長く絶へ唯和蘭船のみ僅に長崎に來ると雖ども其制限も甚だ嚴重にて自由に交易を許せしに非ざりき示後久しく西洋との交通なくいと太平ありしが天保十五年三月に至り和蘭國の軍艦一艘長崎に入港し國王の書を以て獻言するやう西洋各國の既も同盟して兵勢甚だ強く清國の已に英人の破る所となれり各國必も來りて寇せんも計るべからず清國の覆轍を鑑みて外國に對するの主義を變せられずんば爭端を發くに至らんと然ども幕議鎖國の祖宗の大典ありとの言を返答し諸藩も命じて海防を嚴むす○弘化二年二月北亞米利加の漁船阿波南部の漂民二十二人を送りて浦賀に來る○同三年五月又北亞米利加の軍艦二艘浦賀に來り船將必氏務ある者奉行大久保因幡守に上書して交易を請ふ幕府許さず○嘉永二年四月英船又浦賀に來りて上陸す奉行戸田伊豆守これを斥く○三年八月高野長英自殺す長英の奥州膽澤郡水澤の



人あて夙に蘭學を修行し西洋の事情を涉り江戸あ来りて醫を業とし傍ら蘭書を翻譯し小關三榮、鈴木春山等といひ交り深く常に往來絶ざりしといふ茲は三州田原の藩士渡邊登といふ人あり洋學に心を傾け彼事情を知んと欲し長英は依て西洋の地理書、歴史等を譯さしめ洋學を擴張し我國の實益を起さんとて勉めて弁論著書に従事す時天保九年十月英國人モリソンある者我國に渡來するとの風説あり幕議の攘夷の説を主張す長英深く之を憂ひ密に登三榮等と共に嘆息のあまり夢物語一篇を著し登も亦同時に慎機論の一書を著し當路の有司を風諷む幕府の俄かに大砲を鑄臺場を築き防禦の策を運すより監察鳥居耀藏を命じて海岸を巡見せしむ耀藏伊豆より韭山の代官江川太郎左衛門に面會し海防の利害を討論せしに鳥居が迂説行のれず大に面眉を失ひたるより之を遺恨と思ひいつぞ江川を陥し入んと穩密を容て探るは彼渡邊登、高野長英、小關三榮等の時々江川と會合する由なれば彼等三人を鞫問せば其密事必らず江川及及不さんどの奸計を逞うし天保十年五月遂に渡邊高野を擲め捕りて獄に下し小關の自殺せり其後渡邊も天保十二年十月在所にて自殺と長英の獄中に在て此事を洩聞き慷慨悲憤やる方あし折柄出火に臨み同囚と共に牢内を立去り夫より

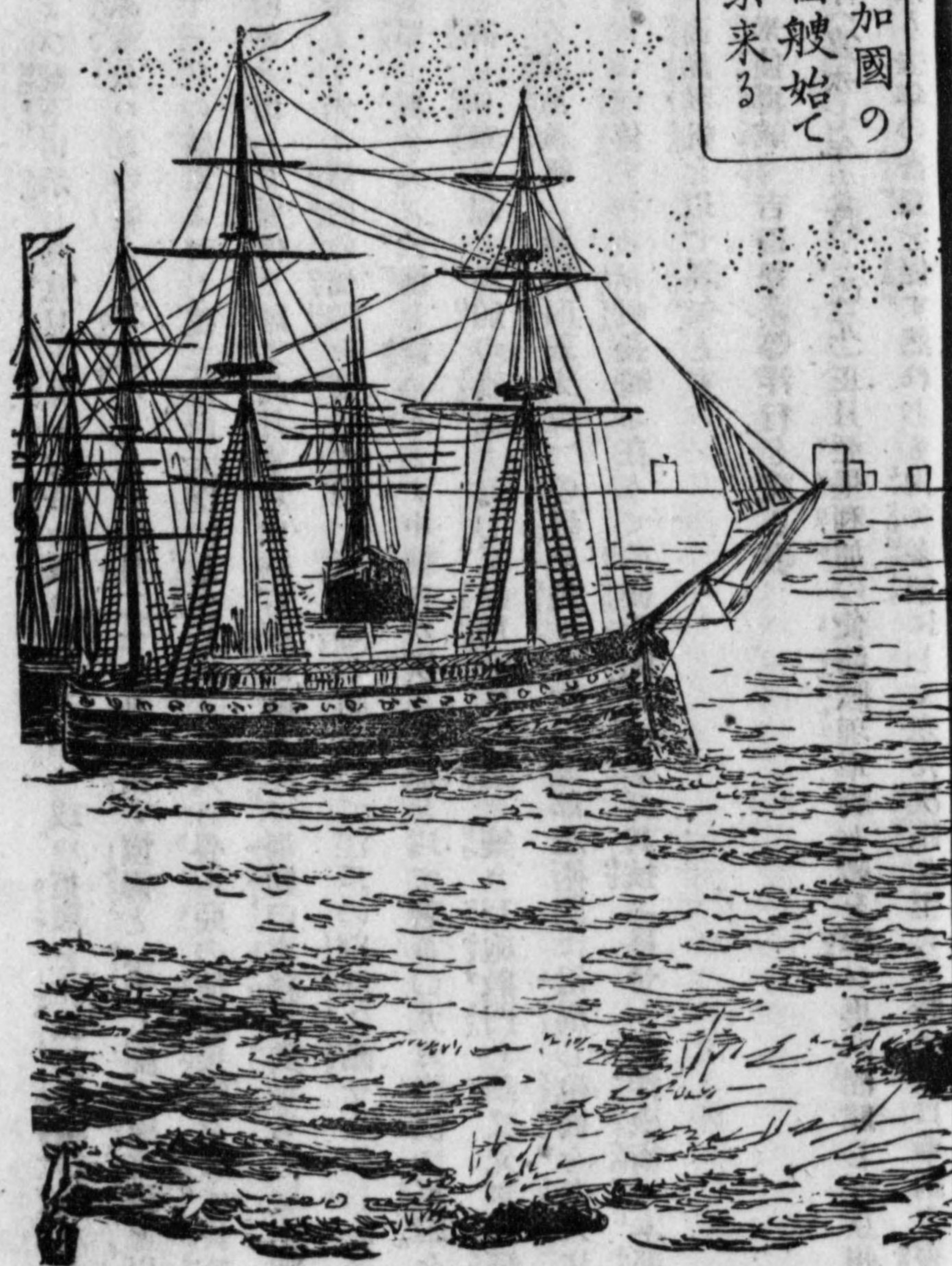
面体を焼爛らして七年の間諸州を潜び遂に青山に居を轉じ又變名して澤三伯と改め蘭書の翻譯を口糊の術としける此時世上兵を講ずる者益々多く皆西洋の兵式を知んと欲す長英乃ち蘭書を依て専ら兵書を譯述するに今の世は此書を譯述せん者先年跡を暗ましたる高野長英の外有べからざるとして是より俄に逮捕の命ありて百人町ある長英が宅を取圍むむ長英最早是ででありと捕手二三人を手に負ひ返す刀に我咽喉を突て終に恩絶ふり時に嘉永三年十月晦日あて長英年四十七あり○同五土佐國の漁人萬次郎亞國より歸る初め萬次郎天保十二年正月五人乗て漁業に出しが難風を逢て無人島に漂着し亞國の捕鯨船を救はれ彼地より止り居るあて十二年にして始めて商人の便船に依て歸りしといふ○六年四月加賀の豪商錢屋五兵衛を磔刑を行ふ初め五兵衛の秋田、松前、弘前等より支店を設け密に外國人と沖合にて交易し莫大の利を得たる事相知れ其子由藏と共に所刑を受く其没収の品の實に廣大にして田畑八万五千三百石、船舶三十六艘、土藏七十八、米三万五千四百石、大判九十枚入三十箱、小判二千六百六十枚、其外古金銀寶物等あびたしく珍奇の諸道具に至りては其數を知らざり



米船渡來 并 家定大將軍となる事

嘉永六年六月三日北亞米利加合衆國の大統領斐謨の使節水師提督破理軍艦四艘を率ゐて突然と相州浦賀に來れり因て浦賀奉行戸田伊豆守の屬吏を遣して其來意を問ひしむ破理對て曰く國書と方物を奉て通信貿易の盟約を請ふ願くの貴國の大臣に面謁して之を獻せんと其狀頗る強梁あり時は我國太平二百餘年上下恬嬉を慣れ武備弛廢し事倉卒お出るを以て衆情大に擾然せり終に假館を浦賀の西北ある栗濱お設け浦賀奉行戸田伊豆守、大目付井戸石見守並に儒官林大學頭等破理に應接す破理の國書及び物産數品を獻す其書の略は曰く書を日本國大君殿下に呈す敢て請ふ所のもの通信貿易の二事にあるのみ抑我合衆國の東西大洋を以て疆と西に向て漁船を走らす時の旬餘にして貴國は達す今より相往來し國産を以て貿易せば互に大利を得ん因て互市場を貴國の海口に開かん數年是を試みて貴國若し利益あくんば之を罷べし且我が商船大風等よて貴國の近海に至り倘し救貨を乞ふとあらば幸に之を給與し給われと幕府以爲くよろしく答書の期を延ばすにまかせと具さお情實をのべて其期を延し術理も止を得ず明年の再航を約して退帆す○七月幕府の米國の書翰を譯して

亞米利加國の  
軍艦四艘始て  
浦賀に來る





諸藩および陛下に示し其意見を陳しむ各々或は和信を唱へ或は拒戦を主張し衆議紛然たり  
 大將軍家慶公の夏の頃より不豫なりしが此月二十二日薨去す慎徳と諡し嗣子家定公を以  
 て徳川十三代の將軍と拜し從二位内大臣に叙任し給ふ○八月魯西亞の使節兵艦を帥て長崎  
 より來り國書を出して通信を請ふ此月水戸中納言齊昭卿を擧て海防の事務と與からしむ中納  
 言の是より先は藩内の梵鐘を鑄て大砲を造る等の事を以て江戸の別邸に幽せられしが是  
 に至て其罪を解き大に武備を修めんとす中納言の夙は英烈を以て著る○九月諸侯に軍艦を  
 造るとを許し日章を以て船舶の旗號と爲し又品川海に砲臺を築き巨砲數門を鑄又先年禁錮  
 せしめたる高島秋帆（通稱四郎太夫）の罪を免して江川太郎左衛門に附屬し砲術を衆人に  
 授く一時大に流傳す初め秋帆長崎に在りて砲術を蘭人に學び其技を長せり西洋砲術の本邦  
 に入るは高島秋帆を以て嚆矢とす

米使再航并吉田松蔭等洋行を謀る事

安政元年（嘉永七年安政と改元）正月亞墨利加の使節破理軍艦七艘を率ひ再び渡航して豆州  
 下田に來り去年の書意を促す然れども内外多端にして未だ決議に至らず時に水戸中納言齊

昭卿奮て曰く外夷我國を覬覦す今此時は掃攘せずんば臍を噬の悔あらんと然れども老中阿  
 部伊勢守を始とし群吏いづれも同意せず今危を臨まんより武備充實の後攘夷の策を施すに  
 如すと遂に和論に決し三月特は漂流民撫恤の事及び航海往來の節薪水食料石炭等の欠乏を支  
 給し其餘豆州下田、松前、箱館の兩所へ來泊することを許す六月使節の船の下田を退帆すこれ  
 より尋いで魯西亞及び阿蘭陀へも亦前件を許す○亞國使節の下田にあるや長州の士吉田松蔭  
 （通稱寅次郎）其門人澁木松太郎を率て卒然使節の船に就きて俱に航せんことを請ひしかども  
 使節聽かず松蔭等を護送して還らしむ幕府にては其國禁を犯すを以て吉田澁木及び佐久間  
 象山を獄舎に囚ふ象山は信州松代の人にて文學該博傍ら洋書を読み松蔭の初め兵書を象山  
 より學ぶ象山の曰く今の時より當りては廣く海外の各國を遊び其形情を審かすべしと然る  
 より其頃幕府にては蘭人に託して軍艦を購へんとす象山之を聞て曰く之を蘭人に託するより  
 は邦人を彼の地に遣はし其要術を學ばしめ便宜によりて船艦を購ふより若くは斯く爲  
 す時の邦人往返の間は採船の業に熟し以て萬國の形勢を知る其益たる最も大ありと因て此  
 議を官に獻言せしかども用ゐられざりき松蔭斯議を聞きて大に感發し竊に航海の志を起す



適々魯西亞船の長崎に來ると聞き松陰乃ち其船を隨ひ彼地へ航せんと欲し伴りて長崎より行くと爲して別を象山に告しかば象山の其意を察し旅費を與へ詩を作りて其行を送る松陰大に歡び直ち長崎に至れば魯船已に退帆したる跡あり松陰望を失ひ其地を去て又江戸へ飯り尙洋行の事を象山に謀りければ象山密かに計を授けて彼の使節の船に至らしめたりしが事遂に就らず忽ち獄舎に絆がるゝに至れり然るに松陰が所持せし行李の裡に象山が送別の詩あり故に事象山に牽連る後三名の各其藩に遣ひして禁錮す七月英吉利の軍艦長崎に來り書を出して曰く當今我國の魯西亞と卻を生じたるが故に貴國の近海に於て或の兵を交へ薪水食料を求むるの事あらん貴國それ之を給與せられたしと請ふ幕議之に答ふ略に曰く貴國魯西亞を伐を以て給與を請ひるゝとも之を許すと能はず但し窮乏に由りて乞ふとき長崎、箱館の兩港に於て之を處すべし○十一月豆州下田の海大に溢る時魯西亞船碇泊し大に其船を破る此年安政と改元す○二年三月諸國の梵鐘を収て大小砲を鑄造すべき命あり智恩院及び輪王寺宮之を拒み事乃ち輟む○四月仙臺佐竹の兩家命じて東西北蝦夷を伐る又是月勝麟太郎矢田堀景藏等を長崎に遣ひして蘭人お就きて蒸氣船の運用を學ばしむ○十月二日の夜東國大に地震し江府尤も甚しく城郭邸宅悉く破壊し死亡の者凡十萬四千人と云ふ此年御所炎上し三年正月幕府御所を造營す近年諸國災害多く大城及び芝上野の兩壁も亦震災の爲に頽破に及びしは復之を修覆す故事の土木の事ある毎に諸藩に課けて其入費を助けしめしが近年の各所の宿衛に於て諸藩の費用多きが故に特其典を止む故に幕府の大に財賦を耗すと云ふ○七月大坂両川口に砲臺を築く是月亞墨利加人巴爾理士國書を帶びて豆州下田に來りて曰く本國より全權を委任せられ日本滞在の命を蒙る因て自ら將軍に謁して其書を呈せんと請ふ時に英吉利船も亦再び長崎に來り在留の蘭人お託して以て通信貿易を請ふ○八月東國大風雨江戸最も甚だしく築地の西本願寺の堂を仆せり死傷凡十萬餘人と云ふ是月堀田備中守を老中に任じ同列の上に班す蓋し昨年來屢々非常の天變あり而して外國の來る者日々駸々幕府殆んど謀議に苦しむ故に其任を分ると伊勢守の意ありと云ふ

米人彌遍り幕府彌所置よ苦む事

四年正月長崎在留の阿蘭國の甲必丹書を幕府に呈して曰く貴國の已に魯英米の三國と和親を結ぶ互市を開くも亦近きにあらん佛蘭西國も亦來るべし此四國の世界中の強國あり貴國



のこれと交るよの舊法を變せずバあるべからず東方の各國の已を尊び他を賤むの癖あり宜しく之を草めずんバ或の瑣少の事より争を啓くよ至らん十年前清國阿片の亂は其所領を失ひ及び現今同國の廣東を蹂躪さるゝ事其前鑒ありと閣老等以爲らく彼が説く所を考ふるよ一向に其願意を遂んと強て牽合附言するのみよあらず意ふよ彼の怒りを積まば或の廣東の覆轍を踏よ至らん既よ寛永後の法典を變じて以て和親を結ぶ上の則ち寛永前の舊規に依り待遇の法随つて無るべからずと幕議の務めて穩和を主とす是月水戸前中納言幕政よ與かることを辭す蓋し幕府の所置中納言の意お滿たざる者あるが故あり是時よ當り下田に滞在の亞人巴爾理士の屢々幕府よ迫り江戸よ來りて將軍よ謁せんとす故よ從來外國人の漫りよ江戸よ入ざるの故典を擧げて百方之を拒むと雖も巴爾理士更よ聽かず故よ止を得ず之を許し終に其事を三家及び溜詰の諸侯に告ぐ水戸前中納言及び溜詰の諸侯頗る其事を悦ばず書を以て之を議す○九月巴爾理士遂よ江戸よ來りて將軍よ謁し乃ち事を己れお任ずる等の國書を出し退ひて旅館(小川町の番書調所)よ舍す已おして閣老よ面會し事の要を掲げて曰く金穀を除くの外一切の貿易の兩國の商人よ任せて相互よ之を謀らせ有司の其事よ關らず又下

田港を鎖し更に神奈川、大坂の兩所を開かん且我國より全權公使一人を江戸よ居きて交際の事務を斷せしめん又大小の事の總て條約を結びて日本政府の印信を得んとあり然れども幕府の物論を憚るよや勅許を得んと十二月林大學頭等を京師よ遣ひし時勢と情實とを奏して之を請ふ事輒ち行いれず大學頭等狀を關東よ報す○五年正月終よ閣老堀田備中守を遣ひし審びらかよ時勢を説きて之を請ふよ朝紳數人の連署の書を上りて以て之を沮む朝議紛然たり○二月亞人巴爾理士の條約の命久よして至らざるを以て頻りよ逼りて曰く事斯の如く時日を移さば我れ直ちよ京師よ至りて之を辨せんか抑も日本の政權江戸よありと聞きしよ圖らず因循此の如しと因て日を刻して益々事を逼る幕府困苦よ堪へず屢々檄を飛して備中守を督促す然れども京師の狀況容易よ説べからず備中守等究窘し數々會議す都筑峰重策をめぐらし彦根の臣長野主膳の關白九條家の臣嶋田左兵衛尉と善ありと故よ嶋田を介し主膳を以て關白に遊説しし關白乃ち外國の措置を幕府よ委任せんと其報案を草す三條内府以下八十八人の縉紳等關白に逼りて曰く事甚だ至重あり何ぞ輕卒に忝すべけんやと是よ於て朝議復渝る因て朝廷勅報を傳て曰く條約の事の甚だ至重あり更よ三家あらびよ大小の侯伯と



熟議して其公議を奏すべしと遂に要領を得ずして四月堀田備中守等關東に歸る

井伊中將大老とあり條約を結ぶ事 并勤王慷慨の士を刑する事

五月幕府の井伊中將直弼を擧げて大老の職に置く○六月海内一般コレラ病流行し江戸最も多く死する者凡そ三十萬人とぞ是月亞墨利加及び魯西亞の軍艦横濱に來り報じて曰く英佛の二國の共に清國を伐て大に之に勝ち其勢も乘じて將に來らんとす貴國の其請求に堪ざるべし今速かに條約印信を許されおぼ吾二國に同盟國あることを諭し間も居て無事を圖らんと井伊中將以爲らく各國の斯の如く溘り至るも尙京師の議を俟ちて萬一事を誤らば則ち清國の轍を踏んと終に神奈川に於て條約を結び印信を給し其旨を京師に奏聞す尋で魯西亞英吉利、佛蘭西等江戸入り亞米利加の例も依りて復た條約を結ぶ是時に當り攘夷の説邦内も大も起る故も内外之を議する者衆し○是より先將軍家定病も就き八月終も薨じ宰相家茂將軍職を襲ぐ年甫めて十二あり是も於て井伊中將の幼主を擁して勢威を振ふ内外跋扈元老の目あり初め嗣子を擁立の議起りしとき尾張大納言勝慶、松平越前守慶永等の一橋刑部卿の年長じ且聲望あるを以て特に之を宗家に納んと議す刑部卿の水戸前中納言齊昭卿の

第八子として中納言特之を鍾愛する者あり井伊中將即ち其議を採らず紀伊宰相を納んと

す是も於て尾張、越前の兩主及び水戸前中納言等の井伊中將の專横を怒り急も駕を命じて共に本城も詣り將軍も調して具さす事を辨せんとす井伊中將之を拒み自ら三家も對面抗辨して之を壓す三家の軼々として去る是より中將の三家を疎斥し登城を禁ず中將の素より散樂を好み日も散樂を張り般樂して自ら安んず京師もての關東の近狀を聞きて之を鎮めんとて三家からびも大老を召しければ井伊中將即ち尾張、水戸、越前の三家の譴責を蒙りて幽居し自らの公務の繁劇を稱して命を奉せず○是月京師より内旨を水戸前中納言も下して曰く幕府の朝議を疎たずして條約を結び日親藩を擯斥する等甚だ物議を察せざる者あり今強虜外もあり而て廟謨斯の如くもての聖念一日を安んぜず宜しく夫れ幕府を輔け外夷を攘ひ衆望に副へて以て聖念を慰せよと初め尾張越前兩家の一橋刑部卿を納れんとするや水戸の士安島帶刀、鮎澤伊太夫及び在京の鵜飼吉左衛門父子等朝命を以て刑部卿を將軍家も納んと事を鷹司家の家士小林民部大輔及び近衛家の老女津崎岡村に謀る時も越前の橋本左内も亦此議を主とし京師も至りて同く小林に説く日下部伊三次、飯泉喜内等江戸もありて又遙も



事を賛け伊三次遂に安島の命を受け京師に至る是より於て衆相謀り周旋頗る到る然れども井伊中將の意に適はざるを以て事就らず伊三次遂に前中納言を賜ふ内旨を齎らして關東に下る○是より先井伊中將の其臣長野主膳を遣して京師の事情を諜す主膳乃ち内旨の下る所以を搜り且安島帶刀等の刑部卿を納んと謀る往復の文書を得る時に朝紳の家士及び儒者等の條約の事を以て井伊中將の亡狀を議し朝論を煽動する者あり因て又其名を擧て盡く之を中將に内通せしかば中將乃ち老中間部侍從詮勝を京師に遣し所司代酒井若狹守と謀り爲司近衛、三條の三卿と幽閉し小林民部大輔、春日讚岐守、森寺因幡守、高橋兵部少輔、津崎村岡、伊丹藏人及び鵜飼父子、橋本左内、賴三樹三郎、梅田源次郎等三十人を捕へて江戸に檻送す又安島帶刀、目下部伊三次、飯泉喜内、藤森弘庵以下二十七人を江戸に捕ふ○十二月家茂公將軍職の宣を賜ひ正二位大納言に任せらる○是より先水戸前中納言の尊攘の説を以て屢々幕府を規諫すと雖も幕府省みずよつて中納言の終に意見を書して京師に奏す○六年八月大老及び老中等の中納言を請て曰く前中納言の言を採ざるや主公又意見を京師に奏す是を以て安島帶刀等叨り縉紳家を騙し幕府を劾し秕暴政令を布くと爲し終に私か勅諭を奉じて主公に授け殆んど公武の間を割く且嗣君の未だ定まらざるや一橋家を納れんと強て朝命を請ふ等の帶刀等之を謀ると雖も皆主公の意を察するに出づ夫れ主公の任に幕府を輔翼するにありながら今乃ち其道を失ふありとて中納言を永く水戸に禁錮し且一橋刑部卿を以て軍職を冀望するものどかし又罰して退隱せしめ尋で尾張大納言、越前中將、土佐前少將、伊達遠江守、等の此事に與るを以て其家を嗣子に譲らしめて別第に幽閉し終に小林民部大輔以下二十人を流或に禁錮し安嶋及び鵜飼父子、橋本、梅田、賴、等を斬る處す初此獄の成るや寺社奉行板倉周防守等執て不可と爲し建議して盡く之を解んとせしが行はれず是より至り周防守等も亦其職を罷めて禁錮せらる是月長州の士吉田松陰も亦刑に死す初め甲寅の秋幕府に松陰を其藩に禁錮す其後幕府にて松陰を疑ふ所あり乃ち江戸に檻送し其匿名書を禁中へ投し及び梅田源次郎が長州に遊ぶ時梅田と密謀を合す事等を以て松陰を鞫問す松陰の常々梅田と相容れず且投書の事會て其所以を知らず因て詳らかに之を辨解し却て閣老間部下總守を圖りし事を陳ぶ幕府の未だ其事を知らず實を得て大に驚き終に此罪を以て刑に處す松陰の一人たび航海の機を誤りしより爲す所皆蹉跎す人其志を哀むと云ふ又同時に正

事



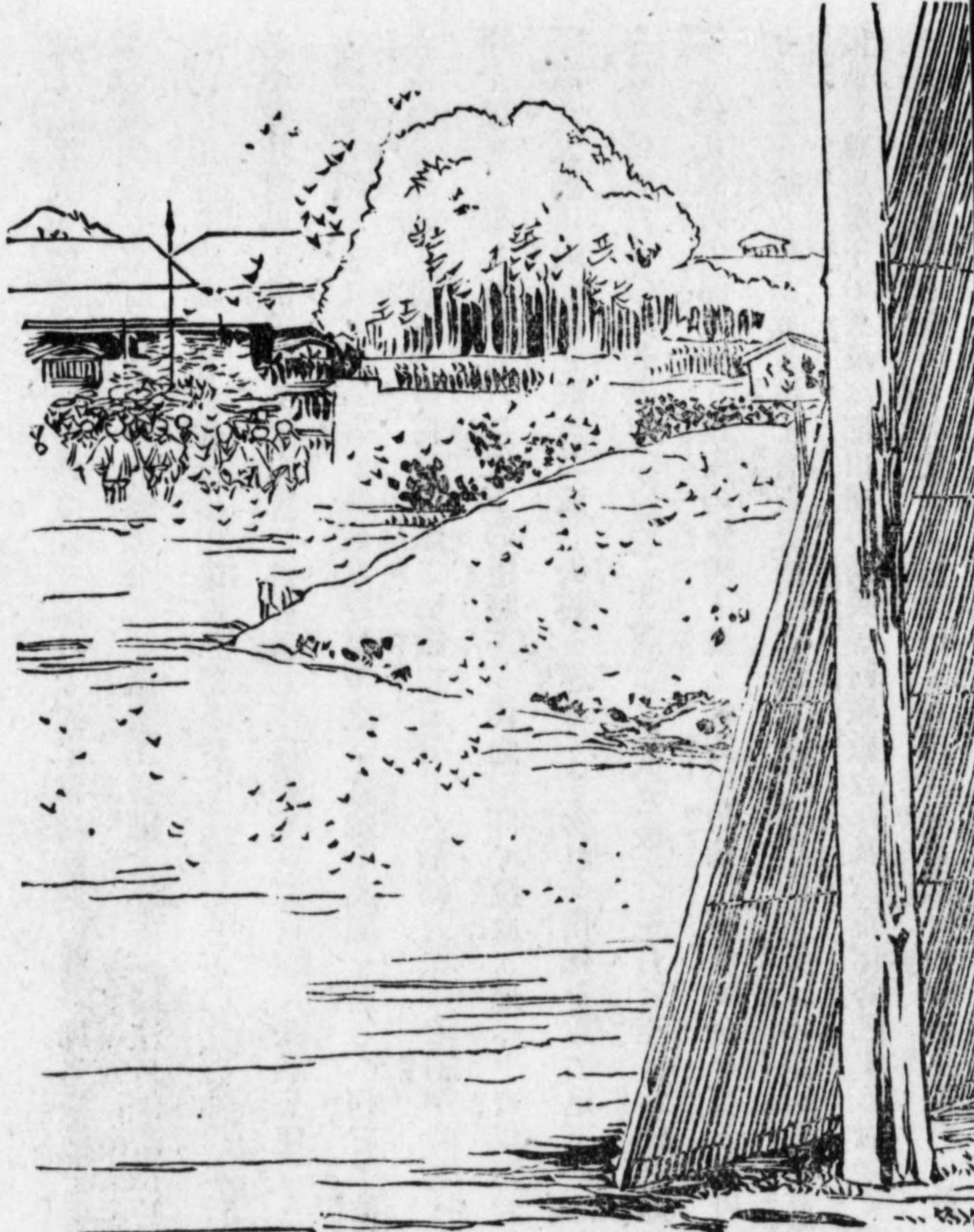
義と唱ふる者多く害は逢ふを以て世之を明氏東林の禍ひに比す○此年の夏神奈川、長崎、箱館の三港を開き内外人民の交易商賣を許す十月江戸の本城災將軍の西城に移る○萬延元年（安政七萬延と改元）正月始て亞米利加合衆國へ使節として村垣淡路守、新見豊前守等を遣はす

櫻田の變 并堀織部正安藤閣老を諫めて死す事

井伊中將の尾張、水戸、越前、の三家を罰するや上下屏息し道路目を以てす爾來中將の威權滋々熾かり然れども浪士數人の私か中將を圖り中將が登城のをりを窺ひ訴人の者と稱し前しん中將の輿は近づく適々飛雪紛々として咫尺を辨じがたく衛士等以て尋常の訴人と爲て略々意を加へず倏ち前驅を襲撃する者あり前驅大に喧騒を以て輿側の衛士皆之に向ふ訴人の其間に乗じ直ち輿丁を斫りて輿及ぶ同志の者數人立どころより起り遂に中將を擊殺し其首級を提て去る浪士の前驅を侵すや衛士防擊數合白刃飛雪と相亂れ井伊の臣名越源次、日下部三郎右衛門、等を始め死する者四人草刈鋏五郎、以下重傷を蒙る者二十人及ぶ然れども事不虞より起りて終に中將を救ふを得ず相顧みて愕眙し直ち浪士を追と雖も及ばず時に三月三日あり世よ之を櫻田の變と云ふ斯事を舉る者の水戸脱藩の士佐野竹之助、蓮田市五郎、黒澤忠三郎、齋藤監物、大關和七郎、森五六郎、松山彌一郎、森山繁之助、稻田重藏、廣岡學二郎、山口辰之助、鯉淵要人、廣木松之助、岡部三十郎、關鐵之助、増子金八郎、海保嵯峨之助、薩藩の士有村治左衛門等十八人あり齋藤、黒澤、佐野、蓮田等の身を脱して閣老脇坂侍從に投じ書を出して曰く中將井伊公幼君を狭み私意を以て有司を黜陟する罪一あり苞苴私謁至らざる所を以て罪二あり尾水越の三家を退け親藩の羽翼を剪絶す罪三あり間部閣老及び酒井所司代を以て九條殿下を誣誤し青蓮院宮及び諸公卿を幽し諸士庶を殺す罪四あり洋夷の恫喝を懼れ時勢を口實とし勅許を得ずして條約を結ぶ罪五あり凡そ斯五罪神人共々容れが臣等一死以て天に代りて之を誅す因て速かき死に就かんとを請ふと又廣岡と有村の辰の口に自殺し山口と鯉淵の八代洲河岸より自殺し大關、森、杉山等の細川邸に自首す後皆刑に死す爾來邦内は攘夷を主張する者益々衆く八月烏合の徒三十人江戸の薩州邸に至りて攘夷の事を勸め其藩は屬して攘夷の先鋒を爲んと請ふ薩藩之を撫して暫く邸内に寄食せしむ○此月東北不逞の徒も亦攘夷を唱へ常総二州の間は蓋起す時に外國の商人日を逐つて横濱へ

此月東北不逞の徒も亦攘夷を唱へ常総二州の間は蓋起す時に外國の商人日を逐つて横濱へ





浪士井伊元  
老と櫻田小  
要殺之

八ノ新





來り横濱大に般闢し頓に一の區域を開けり因て常總蜂起の徒の即ち横濱を襲撃せんと欲するの聞えあり幕府の近傍の諸藩に令じて嚴重に警備を命ず是時江戸に滞在せる亞國公使の書記官比由斯堅ある者黄昏遊歩の歸途三田に於て要殺せらる○九月外國奉行堀織部正利瀝老中安藤對馬守信正を極言面折し書を遺して自盡す其略に曰く米國公使屢々貴邸に至り彼と國事を議し私に其請を許すの何ぞや足下之に古金一萬圓を贈るの何ぞや彼醉て足下の侍女を戯るを置いて問ざるの何ぞや恣に御殿山を貸して居館を築くを許すの何ぞや足下廢帝の事を議すと果して然らば是天下の逆賊あり僕之を聞て泣血堪へず彦根元老を鑑むべし足下誠を天朝に竭し身を幕府に致し大義を忘るゝと勿れ今僕死を以て足下を諫むと老中此書を觀て悚然たり○文久元年(萬延一年)にして文久と改元正月に至り常總蜂起の徒の日蔓延し終に兩野の間に至り攘夷の軍須と號し地方の農商に逼りて金を募る幕府の水戸家に命じて之を捕し○五月浪士有賀重信、國見富次郎、等十四人英人の旅宿ある高輪の東禪寺を侵襲す幕府麾下の兵及び郡山藩の衛兵等防戦數合に及び重信等死する者衆く幕兵も亦死傷あり英人二名傷を受く英公使大に怒て曰く日本政府自國を治むると能はず故に斯の暴人あり

り事復理を以て説べからずと直ち佛蘭西、阿蘭陀、兩公使と共に横濱に退き兵を用て逼らんとす幕吏百方之を謝し事裁か平く是より英國の兵隊を横濱に置き以て不虞に備ふ○十一月和宮東下す和宮の御妹あり初め老中等相議し薩州の養女を前將軍に配し以て大藩歸從の意を示し且外戚の羽翼を頼みとせし先將軍蚤世す是に於て更に皇妹を將軍に尙す蓋し王室と將家との間謀議齟齬せざるの意を示すと云ふ儀仗善美を盡し財鉅萬を費す此年始めて歐羅巴洲、英、佛、魯、蘭、普、葡、れ六國へ使節を遣はす

坂下の變 并 嶋津久光浪士を鎮撫する事

文久二年正月十五日閣老安藤侍從信正登城の途中坂下門外にて浪士(堀織部正が臣)三島三郎、豊原邦之助、細谷忠齋、淺野儀助、吉野政助、相田千之助等これを要して侍從を襲撃す衛士山田彦八等十餘人力闘して之を捍ぎ遂に三島等六人を殲す侍從の肩に傷を負ひ僅に身を免かる是時浪士等皆侍從を誣むるの書を懷みす大抵堀利照が述る所に同じ爾後幕府の安藤侍從の職を罷め務めて歡を在職の縉紳家と結び九條、廣橋、防城、飛鳥井、千種、岩倉等十九卿の官祿を増與す是時に當りて諸藩士日よ本藩を脱走し諸國の浪士と交り尊攘の説大に起



りて海内騷然たり二月島津家よてい其藩内は諭て曰く聞く近日藩人尊攘の説を以て交りて  
 四方は結ぶ者ありとは是勤王の者感激の餘に出ると雖も徒ら浪士と事を共すべからず宜  
 しく藩命を竣ちて事は従ふべし○是より先毛利敬親江戸より書を幕府へ出して曰く條約  
 の事成りしより天下の人之を議する者多く皆曰く關東の鎮國の朝旨を奉せず京師を度外に  
 置くと願くは將家の京師を戴き公武一和し以て物論を鎮定あふんとを因て其臣永井雅樂が  
 京師の情實を審かよするとを陳ぶ幕府のよつて永井を召して事を謀るは永井の素より和  
 議を主とするが故に謀議老中と相合ふ幕府由て厚く永井を遇し内旨を授けて將は京師を説  
 しめんとす四月永井雅樂京師に至り改て條約の勅許を得んと細かに時勢の已を得ざるを述  
 書を議奏中山大納言に呈す此時攘夷の説朝野に奮起し内外永井と誹る者衆きが故に永井の  
 遂に要領を得ずして東に歸る明年長藩事を以て永井は死を賜ふ○是月薩州の公族島津和泉  
 江戸より下らんと播州姫路に至る初筑前の人平野次郎ある者外船渡來の節より尊攘を唱へ幕  
 府の探索嚴重なるより清水寺の僧月照と俱に難を西國に避艱難憂苦は堪はず月照は薩海は身  
 を投ずと雖も平野次郎の苦中の苦を忍び頃日攝播の間來り尊攘の説を以て四方を鼓舞し

同志の者二百人を得たりしが相共謀て曰く吾濟の島合の兵にして輒ち事を舉るとも令の  
 歸する所を知らず因て一の大藩に倚りて以て事を謀るに如すと曰く其属せんとする所を望  
 む然るに四月に至り島津和泉の姫路は着すると聞くや相率て和泉が旅館に至り書を出して  
 曰く近來幕府朝命を凌蔑し縦まゝに條約を結び天下將は鬼域に陥らんとす是を以て臣等君  
 侯を戴きて嘗て幕府の讒を受る緇紳家の幽閉を解き大坂、彦根、二條の諸城は據り令を諸藩  
 に下し遂に皇駕を函嶺に奉じ幕府の罪を問て以て速に洋夷を攘はんとす願くは君侯臣等  
 が微衷を憫れみ之を領承して其書を朝廷に奏し給はれと請ふ島津和泉の其志を嘉すと雖  
 も其暴舉せんとを患ひ依違之を撫し其徒を伏見驛に留めて自ら京師に入り近衛家に至りて  
 次郎等が書を出せしかば朝廷よてい其過激を怖れ給ひ和泉を京師に止め之を鎮めしむ時  
 大坂はあゝる薩藩士にして浪士と同意の輩の之を聞き和泉が因循の所爲を怒り逼て事を舉  
 んと即日大坂を發して京師に來る者數十人なりと和泉此警を聞き藩士奈良原喜八郎、山口金  
 之進等を遣はして其徒を伏見驛に遮り頗る之を説諭すと雖も其徒肯せずして抗論數次及  
 び終に相闘つて其徒を鎮壓し死傷相當り驛中大に擾ぐ是より先毛利敬親の江戸にありて書



を幕府に出して曰く近日内患外憂日に逼り天下の人心自ら安んぜず將家宜く京師に朝し列藩を會し國是を議し凡そ事の大政は關する者、盡く朝旨台命を以て令を天下に布くべし則ち天下將は公論のある所を知んと陳られたりしが是に至り朝廷にては毛利敬親を召して島津家と同じく浪士の鎮撫を命せらる

勅使關東へ下向の事并浪士追々募り勅使再び下向の事

六月二十二日英人の旅宿とあせる高輪の東禪寺警衛松平丹波守の臣伊藤軍兵衛英人二名を殺害し直ち家に戻りて自殺す英國及び同盟の各國の此事を憤り強く幕府を責む幕府の軍兵衛が遺骸を出して之を謝し既にして丹波守の警衛を罷む軍兵衛の人とあり外國人を惡み常は主家が外國人を警衛するを慨き何か事を以て警衛を罷んと欲す適々軍兵衛更番當る英人或は禮を軍兵衛に失ふ軍兵衛懼り乃ち夜に乘じて事の此に及ぶと云ふ○是月勅使正三位大原左衛門督重德卿關東に下向す島津久光士卒を率て陪從す詔の略は曰く大樹大小名を率て上洛し國論を定め夷狄を攘ひ以て祖神の震怒を慰せん曰く豊太閤の故典に依り大藩を選らび五大老と爲して以て國政を咨詢すべし曰く一橋刑部卿を以て大樹の後見職とあ

し越前中將慶永を大老に任せん斯三事を以て徳川曩祖の功業を興し大に綱紀を張らしめんと欲するありと幕府の此意を體し終に上洛の事を決すこれに因て勅使の西に歸らんと途に生麥村を過ぐ時英人馬を馳せて島津久光の前驅を乗り切りけるを從士怒て英人三名を斬る○七月幕府の酒井若狭守の職を罷め國邑は屏居せしめ井伊家を命じて長野主膳を刑に處す是より先幕府にては京師の命を奉り青蓮院宮及び鷺司、近衛、三條諸卿其餘尾張大納言一橋刑部卿、越前中將、土佐前少將、伊達遠江守等の謹慎を解く是より將軍の屢々尾張、一橋越前の三家を見て或は款語時を移す是時板倉周防守脇坂淡路守等老中にあり井伊氏以來の非政を改め大に諸有司を黜陟し是に至り遂に朝旨を奉じて一橋家を中納言に任じて將軍の後見と爲し越前中將を政事總裁職と爲す○是月京師に於て浪士數人九條家の臣島田左兵衛大尉及び宇野玄蕃を擊殺し首級を四條磔に梟し其罪を榜して天誅と云ふ長野主膳の京師にあり事を謀りしは榎ね嶋田宇野郷に頼故あり是に於て朝廷にては九條前關白、久我内大臣、千種少將、岩倉少將、富小路中務大輔等の諸卿を罰し鷹司家を關白の職に置く或曰く九條以下は諸卿の關東の事に與り當を失ふゆゑありと是より先土州の藩主山内容堂京師に朝しけれ



バ朝廷よての輦下の騷擾を憂ひ給ひ薩長兩藩と同じく鎮撫を命せられ是より時人諸侯の威望を語れば必ず薩長土を稱す○閏八月幕府の京師に守護職を置き會津の藩主松平肥後守を以て之を任ず幕府の制の隔年ことに諸侯を江戸に會同せしめ夫人及び嫡子を江戸に置き以て藩力を分ち其勢を制せしが是に至りて邦内の凋弊を厭ひ其期を延べ夫人及び嫡子の本國に就くを許す又衣服の制を改め虚飾を屬する者の盡く之を廢す従前江戸の殷富多くの諸侯に頼りしが政體の一變してより景况頓か殺ぐと云ふ○是月幕府の故井伊中將の罪を數へて其封土十萬石を削り併せて安藤對馬守以下井伊中將の黨與の者も及ぶ○十一月勅使三條中納言實美及び姉小路少將公知東下し山内容堂これに陪從す勅曰く幕府舊弊を除き大に政體を變じ以て敷慮を安んず尙明春上洛し諸藩を令して速に攘夷の功を奏せよと是より先朝廷大赦の令を幕府に下す是に至り幕府四方を告げて戊午以來國事を以て幽囚れある者を解き且當時其事に死する者の妻孥を收め鞠養せしむ○是月幕府の朝廷に請ひ戸田家の一族戸田和三郎を山陵奉行に任じ大和守に除す大和守の御陵の荒蕪せしを議して之を修むる者あり○十二月幕府の品川の殿山跡に英國公使館を造る英人未だ移らざる内に人あり

て潜よ之を燻く又塙次郎を九段坂上よ要殺する者あり蓋し次郎が安藤老中の命を受けて廢帝の例を考索するを惡むありと道路之を長人の所爲と云ふ是月島津家より米一万石を朝廷に獻す是時又當て諸侯の京師に在る者八十餘藩あり○是年幕府よて阿蘭陀國を囑して軍艦を造り榎本鎌次郎、赤松大三郎、内田恒次郎、西周助、津田眞一郎等を同國に遣はし榎本等又海軍術を學ばしめ西、津田等に法律を學ばしむ又庶民を募りて歩兵隊を編制し麾下の士を以て騎炮の二隊を起し併せて之を三兵隊と號す榎本等の阿蘭陀にありて業大に進み軍艦も亦成る後五年よして其艦を率ひて歸朝す之を開陽丸と云ふ

將軍及び一橋入京の事 并 攘夷論倍々盛なる事

文久元年正月一橋中納言入京しければ諸藩士及び浪士等の即ち攘夷の事を以て中納言に逼る中納言の將軍の上洛を待て之を處せんとす浪士等の其因循を憤るの余り千種家の臣賀川肇を暗殺して攘夷の血祭と唱へ首級を中納言の旅館に投じ其腕を千種家へ投ず賀川の前に關東の命を受けて島田宇郷兩人と事を共にする者んと已まして肥後の轟武兵衛、長門の久坂義助以下の者も亦關白家にお到り攘夷の期限を逼る時に松山藩の脱士三輪田綱一郎以下



浪七數輩の洛西の等持院ある足利三將軍の木像の首を斫り之を三條磧に梟す蓋し足利氏の凶暴を唱へて以て關東を擬するあり守護職の其疎暴を惡み其黨數人を捕へて之を刑せんとす輦下洵々たり既にして毛利定廣の之を宥さんとを請ふと雖も守護職及び越前中將等の之を聽かず是より諸國の浪士等頗る毛利家を望む是月朝廷學習院を設け諸士をして國事を建言せしむ有馬家より青蓮院宮の才武を稱して朝廷幕府を薦む因て宮を還俗せしめて中川宮と稱し時務と與らしむ○三月四日將軍家茂公上洛して即日闕を詣り退いて二條城に舍す是月島津久光書を朝廷に上つりて曰く臣頃日時事を規し鄙見を獻すると雖ども讒口紛々として言遂も行われず夫言行われずして尙輦下とあれば則ち徒らに讒者の辭を成し或は不虞の變を生せん其攘夷の期も近きとあれば則ち又之が備を爲ざるべからず願くは臣は數月の暇を賜へと因て書を置き明日本國に歸る這に在京の藩中にて專ら島津家の事を執るを彼是議する者ある故ありと云ふ是時當て朝廷にて日に攘夷の事を議し遂に水戸の藩主を關東に下して鎖港の事を掌らしめ海岸の諸侯を本國に遣りて各々兵備を修めしむ○是より先諸藩士及び浪士等の越前中將に説きて頻に攘夷の期を逼る中將の事に至難を思ひ是に至りて總裁職を辭し京師を脱して本國に歸る○四月將軍及び一橋中納言、板倉閣老以下參朝す朝廷にて諸卿列參ありて乃ち五月十日を以て攘夷の期と決し幕府をして令を諸藩に布しむ幕府止を得ず事を諸藩に達すと雖も竊か其旨を奉せず既にして天皇男山は幸し給ひ乃ち八幡祠に於て攘夷の節刀を將軍に授けんとすれば將軍は俄に病と稱して供奉を辭せらる時又一橋中納言扈從にあり因て中納言を之に代らしめんとすれば中納言窮蹙し亦病を稱して俄に祠を下る浪士等此事を聞き怒て曰く咄嗟夫偕も事を爲す足らずと遂に天皇の親征を逼り之が先鋒を爲んと請ふ朝廷暫らく之を慰藉す○是月朝廷に尾張前大納言を將軍の輔佐と爲し肥前前中將を文武の總裁に任ず而して一橋中納言を關東に下し水戸の藩主を援けて鎖港の事を謀らしむ關東に此時に新徴組の變あり初め出羽の人清川八郎ある者江戸にありて攘夷の説を唱へ江戸の人安積五郎其餘同志の者を語らひ關左を煽動す曾て人を殺し幕府の逮捕の嚴あるより終に潜行して西京師に至れば則ち攘夷の説大に起る八郎即ち在京の薩長兩藩士を鼓舞す時幕府にて謀る所あらんとて諸國の浪士を江戸に集め俸を給し之を新徴組と名づく八郎其機を投じ曾津藩及び諸藩有司に説き舊年の罪科を解かし

至りて總裁職を辭し京師を脱して本國に歸る○四月將軍及び一橋中納言、板倉閣老以下參朝す朝廷にて諸卿列參ありて乃ち五月十日を以て攘夷の期と決し幕府をして令を諸藩に布しむ幕府止を得ず事を諸藩に達すと雖も竊か其旨を奉せず既にして天皇男山は幸し給ひ乃ち八幡祠に於て攘夷の節刀を將軍に授けんとすれば將軍は俄に病と稱して供奉を辭せらる時又一橋中納言扈從にあり因て中納言を之に代らしめんとすれば中納言窮蹙し亦病を稱して俄に祠を下る浪士等此事を聞き怒て曰く咄嗟夫偕も事を爲す足らずと遂に天皇の親征を逼り之が先鋒を爲んと請ふ朝廷暫らく之を慰藉す○是月朝廷に尾張前大納言を將軍の輔佐と爲し肥前前中將を文武の總裁に任ず而して一橋中納言を關東に下し水戸の藩主を援けて鎖港の事を謀らしむ關東に此時に新徴組の變あり初め出羽の人清川八郎ある者江戸にありて攘夷の説を唱へ江戸の人安積五郎其餘同志の者を語らひ關左を煽動す曾て人を殺し幕府の逮捕の嚴あるより終に潜行して西京師に至れば則ち攘夷の説大に起る八郎即ち在京の薩長兩藩士を鼓舞す時幕府にて謀る所あらんとて諸國の浪士を江戸に集め俸を給し之を新徴組と名づく八郎其機を投じ曾津藩及び諸藩有司に説き舊年の罪科を解かし



め江戸より下り遂に新徴組の魁首とある其徒五百人あり凶暴不羈の者衆く攘夷の軍資と稱して金を市中の豪富より募り將に以て横濱を襲撃せんとす遠近騒然たり幕府の頗る挈馭に苦しみ此に至り終に諸藩を命じ其徒を四方より捕へ盡く首謀を得事乃ち平ぐ己にして八郎も亦會津の人佐々木某の殺す所とある○是時又當り朝廷にての日又鎖港の事を關東に促かすにより水戸の藩主及び一橋中納言、關老小笠原壹岐守等終に横濱在留の各國公使に告て曰く邦内人心外交を好まず動もすれバ外國人を圖らんとする者多く我政府の殆んど謀慮も苦しむ其外交を好まざるより京師の余等をして各國に諭して各港を鎖し外交を絶たしむ請ふ其れ之を領せど各國答て曰く已に條約を結び盟を立ながら今輒しく之を渝へんと欲するの抑々貴國斯意外の事を謀れば則ち意外の變も亦隨て生せん且我儕の本國の命を受けて來る者あれば焉んぞ縦まゝゝゝ大事を斷ずるを得ん貴國夫れ之を本國に謀れ事の當否は但本國の命に従へんのみと幕府の因て使節を海外に遣んとす

英人生麥の事を幕府に逼り 并薩州英艦と戦ふ事

今年春英國軍艦を率ゐて横濱に來り書を幕府に出て曰く去年英國の士官を生麥に殺す主宰

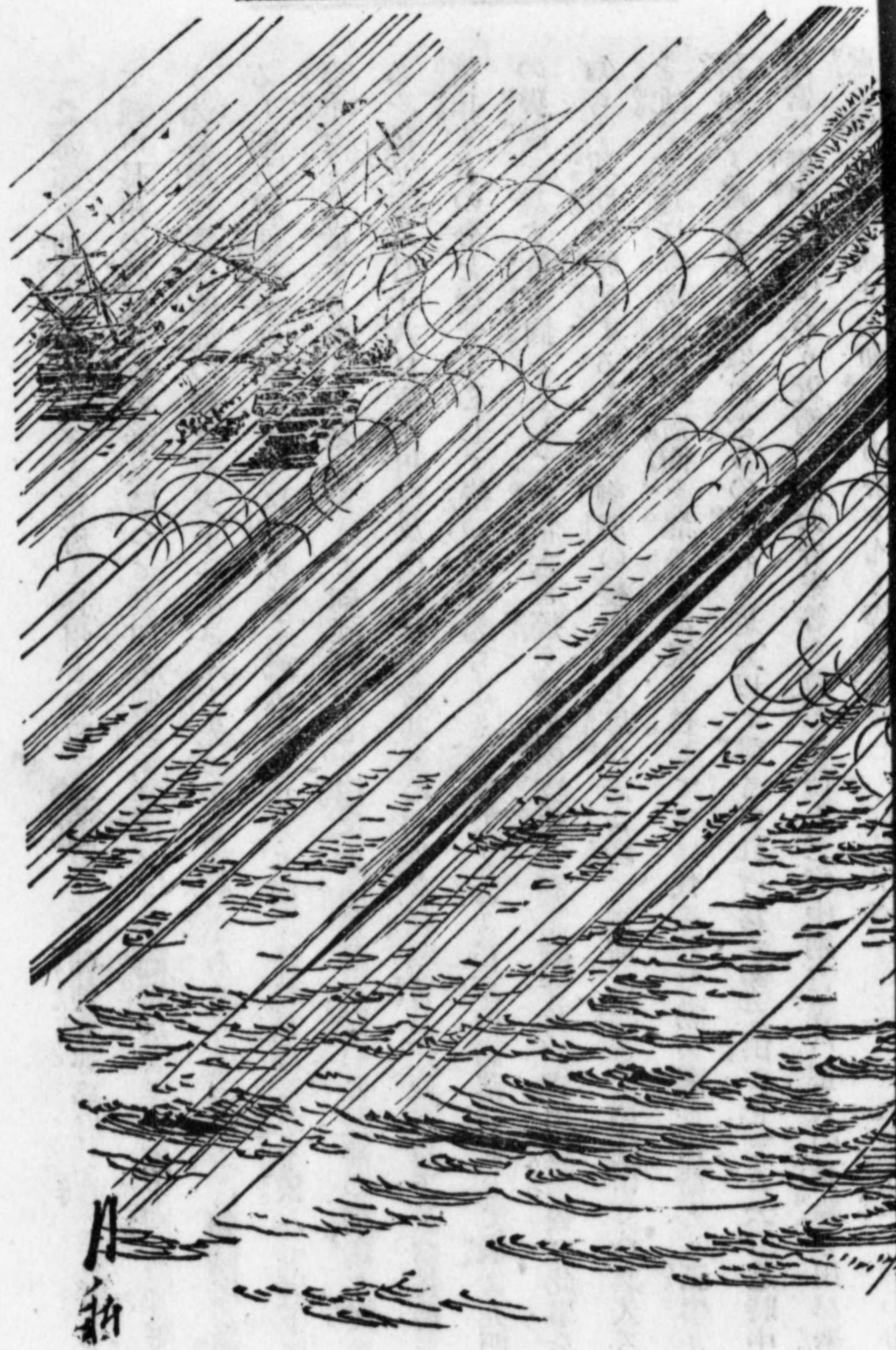
の者を捕へ我英人の前より於て之を刑すべし然らざれば則ち贖金五十萬元を日本政府より得ん而して我等は又鹿兒島に至り尙三萬元を取んと日を刻して逼る時將軍の京師より老中等將軍の東歸を竣ちて事を處せんと説諭再三及び乃ち急を將軍に報ず將軍は關東の事情を陳べて東歸を請ふと雖も朝廷許さず薩藩此事を聞き幕府は白て曰く承へるは近日英人等我藩の一族三郎と執らんと政府は逼り政府の甚だ措置も苦しむよし三郎曰ふ英人禮を余も失ふ故は衛士之を懲らすのみ然ども英人等余を得て政府之が患を除くべ則ち兵を用ひて之を決せん我豈に徒手にて彼を得られんや三郎の言ふ所斯の如し願くは政府の指揮を俟たんと幕府の内外の事を憂ひ商議累月にわたる是に至り英國の遂に品川海に來り贖金の期を逼らんとす幕府の變の或は起らんとを謂ひ事を府下の市民に告ぐ市民負擔し争つて郊外を避け府下囂然たり幕府乃ち議を決して曰く生麥の事曲我にあるは似たり宜しく名を直して然る後ち外交を絶たんと終に贖金を英國と與ふ英國よつて品川海を退く○是より先毛利氏より方々攘夷の端を啓かんと大に長州赤馬關の寨堡を修め蘭亞佛の商船交々往還する毎に長州の兵之を砲撃し洋人死傷の者ありて再度まで亞船の爲め其砲臺を打毀された



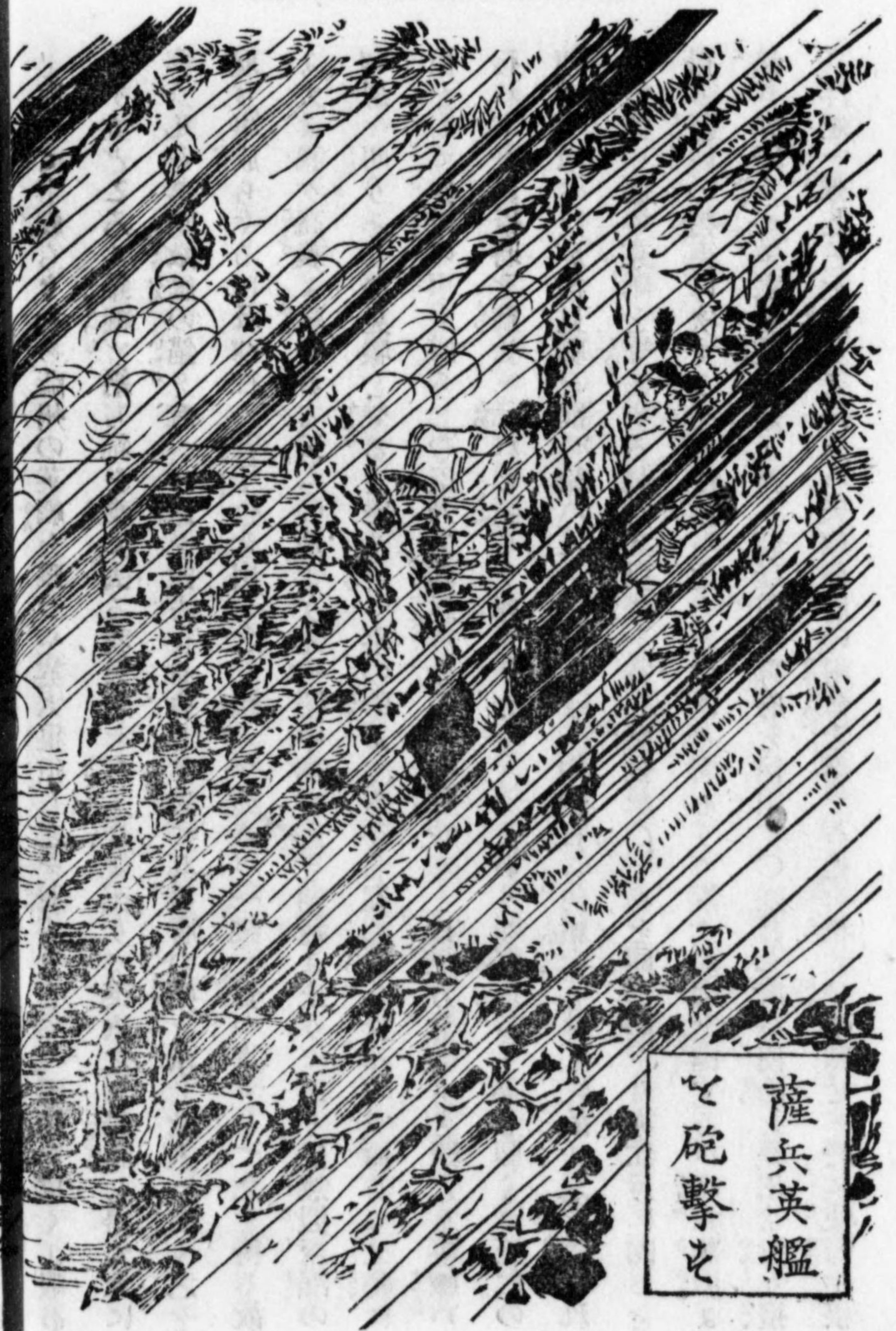
初め攘夷の令出るや小倉藩の密に幕府の意に非すと爲すが故に此舉を援けず朝廷因て諸藩に令して曰く聞く夷船攘討の時袖手傍觀の藩あり深く聖念を勞す既に長州に於て事を擧ぐ列藩夫れ一致し速かに掃攘の功を奏すべし是月毛利家金万兩を朝廷に獻す○是時閣老小笠原壹岐守海路大坂に至り將に京師に入んとす朝廷許さず曩に專斷を以て英國へ償金を遣るの亡狀を數め官爵を奪ひ大坂の某邸に禁錮す○六月江戸西城災上し明年再び之を築く後之を東京城と云ふ是月薩兵の九門宿衛を罷む是より先姉小路少將黃昏に宮中を退く途に人あり少將を要殺して去る人其故を知らず道路之を薩人の所爲と云ふ或曰ふ少將の害せらるるを以て朝廷密に薩藩を忌む故に斯命あり○七月英國軍艦十艘を率ひ薩州鹿兒島より來り逼つて曰く生麥の事日本府と我英國の間の事已み成らぐと雖ども戕害に逢ひし士官の妻孥を養へんため又貴藩より贖金二萬元を得ん敢て問ふ何を以て我英人を殺すや薩藩將に答ふる所あらんとす而して英人妄りに我兵船を奪ひ適々大風雨あり我が兵乗じて之を拒ぐ砲撃數合に及び我兵終に大炮を以て英船を撃卻く英人も亦鹿兒嶋の市街を焼て去る居る幾何も亦く英人又再擧を圖らんとす島津家よて因て人を横濱に遣り金二萬元を幕府に借り之

を與へて事成らぐ初め薩州の英艦を撃つや英人狼狽し之を避んとして一艦錨を抜く暇あらざ立どころに錨繩を絶ち錨を棄て去る我兵之を奪ふ是に至りて英人之を懇請し得て大に喜ぶ凡そ萬國敵艦の錨を奪へば之を四方に布告して以て其戰勝の榮を示し敵人の深く之を恥ぢ事成らぐるに及び往々若干金を出し之を贖ふ今英人の一錢を費やさずして之を得る故に大に我が高義に感ずると云ふ○是より先一橋中納言書を朝廷に上りて曰く臣無似至渥の朝恩と叨りみし後見職を蒙ると雖も曾て事の擧るべきを私心自ら安んぜず而して又特に臣をして鎖港の事を謀らしむ臣乃ち朝恩萬分の一を報せんと日夜力を盡すと雖ども事輒に行れず是れ臣時を察せず己れを圖らず此大任を奉ずるにあり罪復追るゝを願くは至仁の朝旨を以て臣が後見職を罷め給へんと朝廷素より中納言に倚賴せられしと故に之を聽されず會津中將の京師を守護する朝廷其勤勞を賞し資金及び戰袍を賜ひ將軍も亦江戸に歸るを得る廷議の攘夷に決するや諸侯或は之を奉せざる者ありて浪士の事を慮するに率ね詭激し過ぎ朝廷竊かに之を憂ふ是に至り朝廷稍々幕府を信用す○是月幕府の使節を長州に遣り擅に洋船を撃しとを詰るに長人の天朝幕府の兩命を奉ずるとを執て分疏服せず終に使節中根





新



薩兵英艦  
七砲擊之



一之丞等を抑留暗殺す是より幕府と長州との間に釁隙を生じ朝紳も亦幕府を右くる者ありて或は長州の聲威を嫉む者又随つて其間を割離す是に於て朝廷密か毛利家を疎んず是より先長藩の攘夷親征の朝旨を天下に示さんと先づ大和を行幸あらんとを請ふ又朝議之を聽るし即ち親征行幸の令を天下に布けるを或人之を止めて曰く是れ長藩至尊を狭みて天下に號令せんと欲するありと是に至りて朝廷幕府とも遂に大和長藩を疑ひて長藩の朝議を與かるを欲せず八月十八日夜中川宮及び會津中將其餘の朝紳武辨相會し三條家以下及び長藩を擯斥するの令を發せんとして變の或は起らんも計難しと急在京の諸藩を命じて嚴九門の警備を爲す輦下洵々として衆情大擾長州の支藩毛利讃岐守及び吉川監物等の此事を知らず坊間の騷擾するを視て御所の變あるを思ひ急馳て御所に詣るる朝廷にて其入るを允さず遂に其堺町門の宿衛を罷め島津家を召して之に代らしむ初め薩長兩藩とも王事業務むると雖も常に相容れざるの形あり是を以て動もすれば爲す所を俱みせずと云ふ是時中川宮の御坐の傍にあり近衛、徳大寺家等を會して曰く三條中納言等の長人の暴論を用ひ聖慮を矯め夷狄親征大和行幸の令を布く等震怒甚しく是れ中納言等長人と共不良を圖るありとて更に行幸を止むるの令を出し將に三條家以下を罪せんとす

長藩京師を去り七卿長州に走る事 并天忠組等兵を起す事

八月十八日長藩士等の朝議の變するを察し兵を率ゐて本國に歸る中納言三條實美、中納言西三條季知、少將東久世通禧、侍從四條隆調、右馬頭錦小路頼徳、修理大夫壬生基循、主水正澤宣嘉等遂之を随つて奔る世之を脱走の七卿と云ふ朝廷乃ち七卿の官爵を削り長藩と終始する在職の公卿十八人を罰し毛利家の入京を禁じ兵を近畿に徴し京師を戒嚴す已にして詔して曰く近日の教令眞偽錯出し人心を惑わす者多し然ども本月十八日以來の命の實に朕が意に出づ四方其之を體せよ○是時に當り松本奎堂(謙三郎)、藤本鎮石(津之助)、安積五郎等兵を和州に起す初め奎堂鎮石等の尊攘の説を唱へて大和河内の間を流寓す適々廷臣中山忠光も亦之を會す中山の攘夷を主とし幕議の因循を怒り向きに京師を脱する者あり松本等乃ち中山を戴きて將と爲し其兵凡千人も至り天忠組と稱す是に於て朝命を矯め河内の狭山、丹南、白木等へ兵を分て其藩主を説き大小砲馬具等を借り千窟を踰へ此月和州五條に抵り縣令鈴木源内の役邸を襲ひ源内及び小吏五人を屠戮し糧米器械彈藥を奪ひて遂に爰地に



據り土地の人民に行幸の事を告ぐ更に五條近傍の地を天朝領と稱し田租の半を蠲除し務めて民心を收む居る幾何もあく朝議已に變ずるの報至る松本等相議して曰く事此に至る幕府の必ず我輩を罪せん其坐して兵を受るより寧ろ一擧に死を決せんと廿七日曉霧に乗じ兵五百人を分ち同州高取城を襲ふ領主植村駿河守の兵防戦す敵兵の鋒銳く殆んど城に入る高取の兵奮闘して終つ天忠組を卻け其兵五十人を捕ふ天忠組退ひて天の川辻の險を據り兵を各處に置く是より先幕府の紀州、彦根、藤堂、郡山等に命じて天忠組を討つ九月六日紀州の隊將水野多門兵を率ゐて天忠組を討つ天忠組の小銃を聯ねて之を拒ぐ水野の銃に傷さ從兵死する者衆し八日藤堂の隊將藤堂新七兵六百を以て天の川辻に向ふ天忠組の伏兵を設けて伴り走る藤堂の兵勝り乘じて進む所に伏兵四方に起りて藤堂の兵を撃ち先鋒大に潰ゆ彦根の兵之を援け藤堂の兵と共に大に之を卻け追て十津川に至り日己暮るを以て兵を引く己にして天忠組夜に乗じて彦根の軍營を襲撃し彦根の兵死する者三十人の多さに至れり十三日藤堂の兵天忠組の後を襲ひ終に天の川辻の要塞を陥れ天忠組各所に散乱す時に紀州、彦根、郡山等も兵を分ちて各處の天忠組を討ち天忠組悉く敗衄し中山忠光の大坂を走り松本全堂

藤本鐵石等數十人の討死す全堂の軀幹短少にして一目を眇し詩文を善し雄略を以て著る此役又右目と砲撃せらる因て大息して曰く兩目皆盲す復た世用を爲さず其因慮と爲るより寧ろ自うら致んと遂に腹を剖て死す藤本鐵石も亦剛勵略不書史も涉り兼て書畫を善くす此役全堂と所を異おして死す而して安積五郎以下拘執せらる者五十餘人世之を五條の亂と云ふ〇是より先平野次郎京師あり天忠組を鎮めんと命を請ひ自ら五條に至る居る幾何もかくして京師十七日以來の變を聞き直ち京師に入り七卿及び毛利家の入京を奏聞すと雖も朝廷省みず次郎謂らく事皆中川宮及び會藩の意も出るありと去て長州に至り再び親征の議を興さんと七卿の中澤主水正を請ふて將と爲し長人の同志川上彌市、長野熊之丞、下瀬熊之進、小田村信之丞、白石廉作、久富豊、和田小傳二、伊關榮太郎、伊藤百合五郎等と見兵百人を率ひ十月但州生野銀山に至り會藩の罪狀を唱へ將に入京を訴る所あらんとす因て軍資を備へんと同處の縣令川上猪太郎の役邸を襲ひ金穀を奪ひ天忠組に力を協せんとせしよ天忠組の既も敗走し中山忠光も再び長州へ下りしと聞き大に落膽し此上の速に要害を據るべしと妙見山を扼守す此時幕府の近傍の諸藩も命じて之を征し格闘三日及び浪士等卒よ



力盡き川上彌市以下八人之に死し澤主水正の再び長州を奔り平野次郎の出石の兵を捕へらる。○此月嶋津久光又入京し即日闕に詣り將軍及び一橋越前兩家の再上あらんとを奏す蓋し將に謀る所あらんとするあり。○十一月朝廷にての中川宮の勤勞を賞して彈正尹を任す是より尹の宮と稱す幕府又尹の宮の家祿を増し別に毎年廩米千石を給す此月江戸本城再び炎上す終に復た修めず是の時又當り鷹司家の關白職を罷め二條齊敬卿を擧げて之を任す。○是より先幕府の鎖港の事及ばんとして藩々の暴發を憂ひ之を京師に奏す是に至り朝廷教を諸藩に下し幕府の指揮を竣しむ幕府乃ち池田筑後守、河津伊豆守等を海外に遣りて鎖港の事を謀しむ攘夷を主とする者之を聞き擇ばずして曰く噫朝議も亦姑息に陥る乎と相率ひて長州を奔る。

將軍再び上洛の事 并 水戸の藤田等兵を筑波山に起す事

十二月薩州の蒸氣船兵庫より將長崎を起かんとして豊前田の浦に碇泊す此所の長州の砲臺を相距と遠からず長人の之を外國船と思ひしよや不意に砲撃し彈の火藥中て船忽ち破烈沈没せり薩藩大に之を怒る此月一橋中納言上京し翌元治元年正月將軍も再び上洛し踵で

越前中將も入京す將軍家茂公の右大臣に任せられ越前春嶽を大藏大輔とす廿一日將軍及び一橋中納言、會津中將等參朝し朝紳列坐の上尹の宮即ち勅旨を宣て曰く無謀の攘夷の朕が好む所にあらず而るは藤原實美等の宇内の形勢を察せず朕が命を矯めて漫り攘夷の令を布告し討幕の師を興さんとす且長門宰相が暴臣の如き其主を愚弄し故なく夷船を砲撃し或は幕使を暗殺し遂に實美等を本國に誘引す此輩必らず罪せざるべからず然れども是れ皆朕が不徳の致す所ろかり今より海内一治して愈々外交を絶ち以て朕が望みも副へよと時に之を翻覆の勅旨と云ふ。○二月薩州より使節を長州に遣ひして客歲商船を砲撃するの理由を責めんとす幕府之を慰諭して遣らず將を處する所あらんとす是月朝廷にての島津久光を朝政に與からしめ左近衛少將を任じ會津中將を參議に任ず中將之を辭す。○四月一橋中納言の後見職を罷め禁裡守衛及び攝海防禦の總督を命ず是月幕府の新法五條を朝廷に獻じて曰く毎年米二千俵を神宮の供御に充ん曰く將軍の禪代及び諸侯家督を承るに當りて自ら入朝して恩を謝せん曰く西國諸侯の關東に至るときの先づ京師に朝せん曰く諸藩の土物を獻貢せん曰く親王の薨るときの海内音曲を停めんと蓋し朝廷を尊崇するあり朝廷之を聽る



す〇五月朝廷より盡く政令を幕府に任じ七卿及び長州の處置を命ずよりて廿一日嶋津久光の西に歸り將軍の東に歸る

六月水戸藩の藤田小四郎、田丸稻之右衛門等攘夷を主張し兵を常野の間に起す初め天保年間水戸前中納言の藤田東湖及び戸田忠敬、今井某等を抜きて大に藩政を釐革す時藩老結城寅次は是まで専ら藩政を執り常に中納言の意に愜ひしが藩政を改むることを欲せず且藤田等の新進として事を執るを忌み甚だ其改革を沮むが故に中納言の結城を斥けらる結城の之を怒り藩内は武備を修むる等の事を以て密かに之を幕府に讒告す是より先中納言及び藤田等の廢佛の議を起しければ僧徒等隨て又之を怨み種々の流言を吐て中納言の非望を覬覦るもど、云へり幕府の因て中納言及び藤田等を幽閉し結城は是より於て再び藩政を興かりしかば是より結城と藤田と黨派を分ち結城派を奸黨と云ひ藤田派を正義黨と云ふ其後中納言の寛宥を得て幕政に與かるに至り遂に又結城を討し藤田等を擧ぐ爾來正奸の兩黨迭々相闘ち殆んど寧日なし何幾もかくして藤田の死し中納言も亦尋で卒せられければ結城黨の市川三左衛門、朝比奈彌太郎等勢ひを得るも東湖の第二子藤田小四郎及び田丸稻之右

衛門、田中源藏等憤激益々甚しく中納言の遺志を繼がんと大に尊攘の説を唱へ以て奸黨市川等を壓し此に至りて遂に中納言の靈位を戴き兵三百を率ひ野州宇都宮より大平山に抵り朽木驛の市民を令して攘夷の軍資を募りけるも市民其督促に堪へず頻り變を訴ふ因て幕府の近傍の諸藩を令して其徒を討つ有馬兵庫頭の兵馳せ至り其徒と戦ふ確鬪七合迭々勝敗あり其徒即ち火を縱ちて朽木驛をやき六月遂に常州築波山に抵り寨柵を設けて之を守る市川等の因て藩主に請ふて其徒を追討す藩主之を幕府に請ひ幕府からびに諸藩の兵の市川等と謀り兵を合せて之を征すれども築山の軍の剽悍にして其鋒當りがたし

長藩士禁闕に逼る事 并 長州追討、外國船長州と合戦の事

是の時又當り在京の一橋中納言及び守護職閣老等の日又關左の報を得て憂慮措かず是月長州の國老福原越後久坂玄瑞、來嶋又兵衛等兵四百を率る海路大坂に至り漸く進んで伏見に來る是より先長州の士人の昨年來の顛末を陳べ屢々書を朝廷に出して宰相父子の誠心をのぶると雖も朝廷卻けて省せず是より於て福原等曰く宰相父子の攘夷の勅意を奉ずる以來日夜累苦し唯聖意に體せざるを懼る然るも三條家以下の罪を蒙る等一藩朝議のある所を知らず



伏して冀く七卿の復任及び宰相父子の入朝を許されんとて因て書を出して益々攘夷の朝議を起んと請ふ幕府に即ち小隊を以て後命を俟しむ幾何もなく國老國司信濃、益田右衛門介も亦兵數百を率ゐて至り國司の嵯峨天龍寺と益田の山崎天王山に陣す○是時に當り諸藩の兵京師を充塞して九門を護る尹の宮及び一橋中納言、會津中將等の長人が兵を率ゐるを以て朝廷を要すると爲し怒りて將之を討んと朝旨を請ひ一橋、薩州、越前、會津、桑名、大垣、彦根等を令し追討の兵を部署す京師の人民の事の起るを見て負擔して東西に相奔る嵯峨、山崎、伏見の長軍の事の己に迫るを聞き先發して之を制し以て會津藩及び其余の君側を除かんと乃ち侵襲の議を合せ七月十九日味爽直ち京師に逼らんと嵯峨の兵先づ入る總督國司の中立門に向ひ隊長來島等の蛤、中立は兩門に向ふ一橋の兵の國司の先鋒と戰ふ長軍撃て之を走らせ追て蛤門に至れば來嶋の兵の己に蛤門を破りて築地に入り會津の兵と格闘して殆んど會兵を破る所を薩州の兵馳せ至り横は長兵を撃つ長軍因て淫靡して蛤門を出づるを來嶋大に其軍を鼓舞して敢死奮戦しければ軍復た振ひ國司の兵之に勢を得て來嶋と力を戮せんとする所を薩州の隊長仁禮源之丞等兵二百を以て國司の後を襲ふ國司の兵これを顧みる故に一橋の兵條ち之に勢を得て還り戦ひ長兵を夾みて齊しく銃丸を發し長軍終に潰走す又山崎の長軍久坂義助、入江九一、眞木和泉(水天宮の祠官)等の兵五百を率ゐる嵯峨の軍も後れて來り別は鷹司邸も據る越前、彦根、桑名の兵之を撃て利あらず長兵進んで凝花洞に入て會津中將を獲んとするを薩會の兩兵馳せ至り三藩を援けて防戦す兩軍は銃丸雨の如く卯より己に至り五藩の兵終に鷹司邸を燻き大に長軍を破る長軍敗走し久坂等皆死す嵯峨の長兵の敗するや驍將來嶋等も亦銃を中り馬より落ちて死し國司の僅のに身を以て免る○此日伏見の長兵福原越後の京に入らんと夜半伏見を發するは彦根の兵之を伏見に防ぎ長兵撃て之を卻ぞけ勢も乗ト鼓譟して齊く進む大垣の隊長小原仁兵衛に豫しめ銃手を道傍に伏せ長軍の至るを睨ひて砲撃し長軍大に潰え或は死し或は傷つき隊將福原も僅か身を脱す故に京師の戦に會するを得ず此役は洛中の過半兵燹に罹り文武の第宅多くの灰燼と爲りて兩軍の死優甚だ多く伏屍道路を蔽ふ初め長軍の山崎を發するとき隊將益田以下百餘人を止め後援と爲す長軍の敗る、眞木和泉等脱して山崎を走り益田等を諭して逃れしめ自ら爰も死せんと欲す己として幕府の所在の長兵を退ふ薩兵嵯峨に至れども復た長の隻騎を觀ずよ

伏して冀く七卿の復任及び宰相父子の入朝を許されんとて因て書を出して益々攘夷の朝議を起んと請ふ幕府に即ち小隊を以て後命を俟しむ幾何もなく國老國司信濃、益田右衛門介も亦兵數百を率ゐて至り國司の嵯峨天龍寺と益田の山崎天王山に陣す○是時に當り諸藩の兵京師を充塞して九門を護る尹の宮及び一橋中納言、會津中將等の長人が兵を率ゐるを以て朝廷を要すると爲し怒りて將之を討んと朝旨を請ひ一橋、薩州、越前、會津、桑名、大垣、彦根等を令し追討の兵を部署す京師の人民の事の起るを見て負擔して東西に相奔る嵯峨、山崎、伏見の長軍の事の己に迫るを聞き先發して之を制し以て會津藩及び其余の君側を除かんと乃ち侵襲の議を合せ七月十九日味爽直ち京師に逼らんと嵯峨の兵先づ入る總督國司の中立門に向ひ隊長來島等の蛤、中立は兩門に向ふ一橋の兵の國司の先鋒と戰ふ長軍撃て之を走らせ追て蛤門に至れば來嶋の兵の己に蛤門を破りて築地に入り會津の兵と格闘して殆んど會兵を破る所を薩州の兵馳せ至り横は長兵を撃つ長軍因て淫靡して蛤門を出づるを來嶋大に其軍を鼓舞して敢死奮戦しければ軍復た振ひ國司の兵之に勢を得て來嶋と力を戮せんとする所を薩州の隊長仁禮源之丞等兵二百を以て國司の後を襲ふ國司の兵これを顧みる故に一橋の兵條ち之に勢を得て還り戦ひ長兵を夾みて齊しく銃丸を發し長軍終に潰走す又山崎の長軍久坂義助、入江九一、眞木和泉(水天宮の祠官)等の兵五百を率ゐる嵯峨の軍も後れて來り別は鷹司邸も據る越前、彦根、桑名の兵之を撃て利あらず長兵進んで凝花洞に入て會津中將を獲んとするを薩會の兩兵馳せ至り三藩を援けて防戦す兩軍は銃丸雨の如く卯より己に至り五藩の兵終に鷹司邸を燻き大に長軍を破る長軍敗走し久坂等皆死す嵯峨の長兵の敗するや驍將來嶋等も亦銃を中り馬より落ちて死し國司の僅のに身を以て免る○此日伏見の長兵福原越後の京に入らんと夜半伏見を發するは彦根の兵之を伏見に防ぎ長兵撃て之を卻ぞけ勢も乗ト鼓譟して齊く進む大垣の隊長小原仁兵衛に豫しめ銃手を道傍に伏せ長軍の至るを睨ひて砲撃し長軍大に潰え或は死し或は傷つき隊將福原も僅か身を脱す故に京師の戦に會するを得ず此役は洛中の過半兵燹に罹り文武の第宅多くの灰燼と爲りて兩軍の死優甚だ多く伏屍道路を蔽ふ初め長軍の山崎を發するとき隊將益田以下百餘人を止め後援と爲す長軍の敗る、眞木和泉等脱して山崎を走り益田等を諭して逃れしめ自ら爰も死せんと欲す己として幕府の所在の長兵を退ふ薩兵嵯峨に至れども復た長の隻騎を觀ずよ



つて長兵の陣營を燻て去る○廿一日會桑兩藩の兵ハ山崎を攻む真木和泉以下五十人力戦決闘し遂ニ自ら陣營を燒て死す○廿八日幕府ハ大に諸藩の戦功を賞し朝廷ヲ請ひ藩主ハ位階を進めて五條及び生野の捕虜安積五郎、平野次郎以下三十八人を刑し以て軍門ニ徇ふ○是月池田筑後守等歐羅巴より歸朝す池田等の去年鎖港の命を奉じて各國ニ使し先づ佛蘭西ニ至りて説ども佛人言を卻けて對えず池田等の其文物典章の爛然たるを觀て大ニ悟る所あり遂ニ他國ニ行かずして歸り事の説べからざる狀を陳ぶ幕府ハ其使命ヲ達せざるを責め池田等の食祿を削りて退隱せしむ○八月幕府ハ長藩の闕下を侵すを唱へ朝廷に請ふて毛利家一族の官爵を削り以て長防退討の令を諸藩に下し尾張大納言を總督と爲し松平越前守を副將軍とし薩州以下二十一藩の兵を分ち向ふ所を極め將軍も亦親から之に繼ぐんと日ニ牙兵を部署し行軍の沿道ニ命じて糧餉を備ふ○是より先各國の公使ハ横濱ニ會合し長州ガ謂く商船を砲撃したる罪を認んと日ハ軍事を議し幕府討長の令を出せしを聞き我輩先づ之を攻めんと是月五日終に軍艦十八艘を率ゐて長州の赤馬關を襲ひ陸地を砲撃す陸地も亦各船を撃ち彈丸交々飛び砲烟海と蔽ふ日己ニ暮るゝを以て兩軍兵を引き且日各船復來りて大に砲臺を打つ砲臺の成兵散乱敗走す各國の兵上陸し其七日遂ニ山に憑りて我軍を狙撃す我軍奮戦數合よして鉛硝既に竭き已を得ず各國に諭して兵を戢めしむ各國責るも昨年の舉動を以てす長軍乃ち朝旨台命の證書を出し之を示して媾始めて成る已よして各國公使横濱ニ來り幕府に逼て曰く我等長州の事件ニ付將ニ贖金三百萬元を得んと欲す我等再び長州ニ至りて之を取んか將た日本政府ニ於て之を取りて與ふるか敢て其指揮を受んと幕府答て曰く我が政府之を長州より取りて以て各國ニ與ん因て其處分を極む是より各國日ニ贖金を促がす幕議紛々頗る其處置ニ苦めり

武田耕雲齋等加州ニ投じ終に刑せらるゝ事

是時ニ當り幕府及び市川等の兵日ニ築波山を攻むると雖も藤田等力戦し軍益々猖獗あり然ども皆瓦合の兵よして號令一ならず因て往々軍機を誤りて幕軍の攻撃日ニ逼り築波山も將ニ保ち能いざらんとす市川等の幕府と議を合するを以て益々勢を得頗る藩内の正黨を惡み或ハ之を幽し或ハ之を斥ぞく正黨ハ其苛責に堪えず將ニ江戸に至りて藩主ニ訴んと遂に三百人脱して下總の小金井ニ至れども幕府ハ其徒の江戸ニ入るを許さず即ち鎮撫を藩主に命



ず時に武田伊賀守(耕雲齋)江戸よりあり兩黨の鎮撫を請ふ武田の讜正を以て故中納言春願  
 せらるゝ者あれば藩主即ち之を遣さんと幕府は請ふ幕府由て水戸の支藩松平大炊頭を遣り  
 して之を鎮め武田伊賀守を之に従ひしむ大炊頭と武田等の遂も小金井の徒を率ゐて八月十  
 日水戸より至り將城を入んとするも市川等の其黨を異にするを以て之を拒み豫め兵を各處  
 より分ちて武田等の擧止を俟つ武田等の之を退ぞけて過んとすれば姦黨の銃手を以て齊く武  
 田等を撃ち武田の軍大に亂る姦黨の勢も乘じ撃て之を卻く武田等のよつて大炊頭を奉じて  
 磯の濱より走る已にして武田等戰守の策を議し十二日磐船山の姦黨を襲ふて其隊長川上某  
 以下十餘人を斃す磐山の兵皆那河湊より退く○十六日武田等川を踰へ那河湊より進み砲撃數合  
 の後遂に那河湊を抜きて之を據る是より於て市川等武田等の罪を聲らして幕府に訴へ即ち城  
 中より居る武田等より從ふ者の妻孥を擒へて盡く獄に下し以て武田等を討つ武田の兵鋒鋭く殺  
 傷相當る築山の徒藤田等頗る此事を察し陰かに武田伊賀守と力らを戮せ奸黨を撃つ議を  
 起す諸國の浪士其中に在る者相謀て曰く我輩の事を擧ぐるの攘夷に在るのみ何ぞ兩黨の私  
 争も關らんやと相率て築山を逃出づ幕兵の機も乘じ大半其徒を討つ藤田等其兵の衆く逃亡

するを以て九月見兵三百を率ゐる武田の軍に投ず○初め藤田等の事を擧るや武田の頗  
 る其輕擧を憂ひ將處する所あらんとして市川等盡く城中の正黨を逐ふ故も其葛藤を解ん  
 と松平大炊頭を戴きて水戸に至れば市川等の又兵を以て之を沮み遂も城を入を得ず因て那  
 河湊に據り日市川等と争ふ已にして市川等那河湊の勢を合んと温言を以て大炊頭を招く  
 大炊頭の將より往んとする時武田曰く彼れ臣等を容ずして獨り主公を招く其意圖られず窃か  
 り主公の爲より之を危むとして強て之を止むと雖も聽かず遂も數人を從へて城下に至る市川等  
 即ち大炊頭を數て曰く主公の鎮撫の命を受かから今乃ち賊兵も與するかと遂も台命を矯て  
 自殺せしめ日市川等を圖る武田等之を聞き怒て曰く逆豎無狀果して然りと終に藤田田丸  
 等を納れ軍を合して以て相援く是より於て幕府の參政田沼玄蕃頭を將とし更も三兵隊を遣り  
 て武田等を討ち近傍の諸藩及び市川朝比奈等も命じて之が應援を爲す○十月武田藤田等の  
 兵の險を據り屢々來りて幕軍に當る鳥井丹波守の兵善く戦ひ頗る武田等を窘め幕軍終に其  
 四面を圍む居る十日武田等の軍の糧餼殆んど竭き其兵又内應を爲す者あり幕軍由て大擧し  
 て之を討ちけるもへ武田等相謀り京師に至りて事を訴へんと十一月見兵八百を以て圍を衝



き脱して上州世良田に至り十三日夜に乗じ民屋を撒し篋を縛て利根川を濟り遂に仲仙道に出づ幕府別に兵を出して之を追ひ又沿道の諸藩を令して之を討たしむ武田等上野の高崎に入る高崎の兵迎ひ撃つて利あらず武田等遂に信州に至る松平丹波守及び諏訪因幡守の兵又之を和田嶺に拒ぐ武田等力戦し撃て之を走らせ遂に美濃路に至り大田川を涉り加納驛に舍し方に西京師を入んとすれども彦根、大垣の兵其要衝を扼し道路梗塞すと聞き武田等乃ち道を轉じて十二月卒に越前の大野の近傍に至る時に加州の兵江州海津の要塞を守ると聞き武田伊賀の使者を海津に走らせて曰く我曹同藩結城の黨市川等の讒する所とあり幕府の譴責を受るを以て主家の縁族たる一橋家を投じ其顛末を陳んと欲するのみと因て書を出して其海津を過んとを請ふと雖も加州の兵背んせす是より先一橋中納言の武田等の抵るを聞き之を討んと朝廷に請ひ自ら兵を率ゐて京師を發し海津に赴く加州、小田原、桑名、會津、筑前等の兵之を援く武田伊賀乃ち書を一橋に呈して哀を請ふと雖も中納言之を聽かず一擧之を夷んと欲す武田等計の出る所なく終に加州に投ずれども加州も亦容れず武田等乃ち書を出て曰く承る貴藩の賊名を蒙る者を容れずと謹で令旨を奉ず抑々臣等の一藩の私情を以て屢々幕府の兵に抗じ天下の大法を犯す罪復贖ふべきかし臣等素より生を期せず故に衆を率ゐて貴藩に降伏す夫れ己に生を期せず則ち復喋々辨すべき者かしと雖も唯流賊の汚名を蒙るは是れ臣等の遺憾とする所あり伏て希く貴藩區々の微衷を察せられ賊名を除かんと請ふ加州藩其事情をわかれみて之を幕府に啓すれば幕府に即ち武田等を地方の各藩に幽す是より於て一橋中納言京師に還り明年春武田以下を斬に處す後四年武田の黨終に市川等の奸黨を斃す是より由て政奸黨派の亂始めて鎮まると云ふ

尾張大納言大兵を督して藝州に入る事 高杉晋作兵を起す事

是歲秋浪士あり佐久間象山を京師の街上に要殺す象山の初め甲寅の年吉田松陰の事と連坐して其藩に幽せられしが幾何もかく寛宥を得て是時京師にあり事務を以て屢々朝廷と幕府の間を往來し専ら開國論を唱へ其馬を跨るは常は洋製の鞍具を用也故に攘夷を主とする者之を惡みて此より及ぶあり道路之を肥後の人川上某の所爲と云ふ○是月尾張前大納言慶勝の毛利氏追討の師を督して藝州廣嶋に次し毛利氏の罪を問ふ毛利家にて一意に恭順を主とし是より先其藩士等の京師の變に關からざる者等の相謀て益田、福原、國司及び當時藩政





刀切



み參する者を禁錮或の獄さく下し藩主父子を寺院いん幽したりしかバ憤懣激烈の藩人等の或の其所置しよち又服せず之を處するの輩はいを罵て俗論黨と云ふ俗黨怒て罵る者を捕ふ一藩屏息へいそくす然る所へ尾州侯にハ毛利追討の師を率ゐて廣嶋ひろしまに至る俗黨乃ち藩内要衝の砲臺柵門はうたいさくもんを打毀し城中の家ことハ門戸を閉ち幕府の吏人やくにんを藩廳に誘ひ三國老及び獄さくある者毛利登、大和彌八、前田孫左衛門、穴戸九郎兵衛、中村九郎、竹内正兵衛、渡邊内藏太、檜崎八十槌、山田又助、佐久間佐兵衛、松嶋剛藏等十一人を刑し首級くびを出たし別ハ太夫清水清太郎に死を賜ひ其黨麻田公輔まのこうすけの既に事に先たちて自殺せし等の狀を啓し以て罪を謝す城中肅然として何れも謹慎の躰たぐあるにぞ幕府の吏人の還りて之を尾張總督おとぎ稟す督總ハ乃ち曩さきたつハ脱走の五卿を處置せられんとするに既ハ七卿の内一卿錦小路ハ病を以て長州に死し一卿澤ハ他邦に寓すれば残る五卿を薩州、筑前、細川等ゆうハ幽し謝罪の實効じつこうを檢して狀を幕府に啓し慶應元年乙丑正月終に征討の師を班して大坂おさかハ還る是ハ由て將軍にも西討の名を輟めて更ハ長州の處置を成さんと將ハ大坂おさかハ赴んとす

是月長州の高杉晋作兵を藩内たかすぎしんさくハ起し藩内再び沸騰す初め亥の年毛利家じやうりハ攘夷の事を謀るや高杉謂らく今日に當り昇平ハ慣れたる肉食の士人皆事ふたつハ堪へんやと乃ち藩主ハ請ひ新たに兵を編むに至り務て門閥の弊へいを矯め士庶を問とハ奉を厚くし専ら強健の者を撰びて以て行伍ぎよハ收め其兵を馭するにも賞罰嚴明しやうばつげんめいあるが故ハ凶險無頼の徒けうけんぶらいと雖ども之ガ用を爲さるハかく其兵最も強悍きやうかんあり之を奇兵隊きへいたいと稱す久坂義助、入江九一等も亦之を賛たすけて益々舊習を一變いつへんするにぞ一藩其風を望み各々隊を編遂あみつに高杉及び久坂、入江等を推して將と爲せしが久坂入江等の前まへハ京師きやうしハ死す是に至て俗論黨ハ三國老を幽し併せて高杉を捕へんとす高杉ハ僅わづかハ身を脱して筑前ちくぜんハ走り野村望東のむらさうとうの許もとハ匿るこれハ依て其兵も亦多クハ各處かくしよに潜匿せんす高杉ハ三國老以下の殺さるハを聞て憤怒いかりハ堪たへず俗黨を斥けて以て恢復くわいふくを圖らんと遂つハ赤馬關あかまがせきに歸り檄文げきぶんを四方に傳へて兵を募りしに各所せんぶくハ潜伏せる者檄文の傳つたハるを聞て馳集せしあつる者凡そ五百人ハ及びしハ高杉乃ち太田市之進、山縣狂助等と謀り赤馬關の藩廳りやくしゆを略取し彈藥兵器を奪うそハ土地の豪富かうふをして軍資ぐんしを納めしめ大に糧仗りやうちやうを修め艦やがて諸隊を率ゐて將に裁城さいじやうハ薄らんとするよぞ俗黨大ぞくたうハ驚おどろき即ち激徒げきとの蠶起さうきしたる事を幕府に訴へ藩主父子を城中に擁ようし追討の令を藩内はんないに下し市民ハ衣食等を諸隊に賣うるとを禁せしめ己おのハして兵を出し



國老粟屋帶刀を將として諸隊を討たしむ諸隊迎へて之を拒ぎ大に俗軍を破る俗軍又新に兵を遣り連討三日の間激戦に及びしが俗黨終り利あらず退て萩城を保つ高杉等の隊の勝り乘じて齊しく萩城を闖入す支封の藩主等間に居りて之を和解す高杉等即ち俗黨の首謀空梨藤太、中川宇右衛門、岡本吉之進、村岡伊右衛門、小倉源五右衛門、山縣與一兵衛、小川八十槌、兒玉久太郎、空梨甲太郎、中井榮二郎、神代秀作、木村松之進、南某等十三名を刑し之を軍門に御て以て一番の嚮背を定め藩論終に一致せしかば高杉の藩主父子を防州山口に奉ず初め其藩攘夷の年大に塞堡を山口に築き以て藩主を之に移す而るは京師の變ありて後俗黨の藩主を萩城の寺院に置けるを是に至りて又山口へ移せしかり斯て高杉等相議して曰く幕府の我藩を罪するや只國老以下を殺すに止るとも意のれず且我曹の舉動を聞かば必ず再び兵を發せん然らば我等諸君と與ふ之を防ぎ以て死者の靈魂を慰むべし諸君其れ努力せよと衆皆奮て之に従ふ○却説初め京師の變動の時薩藩の奮勇して長兵を撃ち又多く長兵を捕へしが己にして慨然相言て曰く今や外患目前に逼れるの時當り徒ら兵を邦内に結び區々の殊綱争をふの上策あらず宜しく政令を一にし海内協和して以て皇國を保護すへしとて曩

は浮虜よしたる長の兵士を厚く待禮して長州を還し西郷隆盛又密使を長州に遣りて好を通ず長人等相議して曰く天下の大兵を孤城に受る素より勝を保たざるを識る故に力竭くれれば社稷と俱に斃れて止むのみ今存亡の秋に當り他藩と好を通じかば則ち後世之を卑怯と謂ふん又或人曰く其事誠然り然れども薩藩厚意を以て斯く至るを我藩敢て之を拒むの義は於て之を奈何ん且斃れずして藩を全ふするの計も亦あかるべからずと時ふ土州の士坂本龍馬等長州にあり傍らより其議を賛成するにぞ衆之に従ひ兩藩終り怨を解けり

再び長防を征する事并各國公使兵庫に至て條約の勅許を得る事

爾れば薩長已に交りを結ぶと雖ども朝廷幕府も未だ之を知らず朝廷よては長州の内變を聞き頻り將軍を召すにぞ四月幕府の再び長防追討の令を天下に布き長防の地圖を按して諸軍の嚮ふ所を部署し將軍も亦自ら麾下を率ゐて之を征んと屢々駒場野に於て兵を訓練す尾張大納言此事を聞き五月書を將軍に出で曰く長州已に其老臣等を刑して以て罪を謝する等慶勝去年凱旋の時具さに幕下に白す而るは今又幕下親ら兵を用ひられんとい抑々復何の謂ぞや夫れ彼の罪尙聲すべきあらば天下皆討つべしと云て之を討ん寧んぞ曖昧無據の事を以



て漫り又兵を動ずを得ん實に宗家の隆替の斯一舉にあるべければ願くは幕下之を熟計せられよと將軍これを聽かず時又勝安房守も亦其師の名なきを稱して一向に出兵を止めしがバ閣老等之と怒りて却て安房を疑ひ遂に安房を擯斥し閏五月將軍終に海道より京師入り即日入朝し尋で大坂に着す將軍の江戸を發するや譜第の諸侯及び麾下の兵等日を分ちて海道より遞進す時又連日霖雨降續き河水瀾漫して往來通せず人馬皆比驛に填咽たり故に後て江戸を發する者の五十三日にして始めて大坂に達せしと云ふ

十月横濱在留の各國公使等の將軍を請ふ所あらんとて將に攝津に至んとするよぞ閣老等其帝都に近づくとを憚り百方諭して之を止むれども公使等更に聽かず遂に兵庫より來りて書を將軍に出す是より由て一橋中納言、會津中將、小笠原侍從等連署して朝廷に奏して曰く頃日外國人等近畿に來り改めて條約の勅許を請ひ且兵庫の開港を促がし逼て曰く此事若し幕府に於て處置すること能はざれば我等直ちに閣下を詣りて之を辨せんと臣等力を盡して時日を延ばすと雖とも勅許を得ざれば彼等終に内海を去らず抑々我れ輕卒に干戈を動し縱ひ勝を一時又得るとも終に彈丸の地は萬國の兵を受ることおれば素より久きを支ふべからず臣等幕

府の存亡の措て問はず竊かば實祚の安危卒に如何あるべきやと深く慮る所あり且比年戦ひ絶ざる時の斯民を塗炭に苦しめ陛下蒼生覆育の聖意を戻り幕府も治國の職に背かん故に臣等復た拒絕の朝命を奉ずるを忍びず伏て希くは聖慮を垂れ速に勅許あらんとを因て書を上ると因て朝廷にても熟議を盡し時勢を斟酌し十四日傳奏司飛鳥井、野々宮の兩卿をして條約の勅許を幕府に達し且從前の條約を改正するを命せらる而れども特は兵庫を開くとのみ許されず是れに向き薩藩より書を上りて兵庫の開港を止めし故に斯命ありと云ふ初め乙卯の年幕府條約を結びしより朝野の論議紛々たりしが此に至りて始て勅許に至れり○是より先將軍に内外の事を憂ひ病と稱して軍職を一橋中納言に譲らんとを奏請せしが朝廷之を慰籍して聽かず益々長州の處置を促す因て十二月に至りて幕府に長州の國老を大坂に召す穴戸備後助將に大坂に來んとて藝州廣島に至る幕府遂に永井主水正等の監察を廣嶋に遣ひして毛利家の近狀疑ふべき者を詰る備後助具に之を辨説す幕府又備後助を疑ひ之を捕へて淺野家に幽す是時に當り幕府長州の處置を決せんと日三兵隊及び諸藩の兵を藝州に出し滯陣年を越ゆ○二年四月長州南部屯集の兵士等東軍の藝州にありて進まざるを聞



き軍律を破り百五十人潜かゝ其藩を脱す隊長林半七等其輕躁を憂ひ之を止めんと追ども及ばず斯て脱兵等の同十日の拂曉備中倉敷を襲ひ官邸に火を放ち吏民を殘害し益々進んで背く者を放火し頗る強暴を示す當時はわたり東軍の藝州にありある者之を聞て馳來り阿部川に於て其徒を討て之を走らす是より先長藩書を藝州に贈りて曰く寡君父子己罪を謝するの實を表し闔藩日は恩裁を望む然るは近日に至るは及んで大兵の尊藩に至る者日一日よりも多ければ上下危懼し一藩生を保ち難し前に南部屯集の者藩禁を犯し海路を脱走し其往所を知らず思ふは彼等も又巷説を信じ自ら死を決し不良を爲すも知るべからず若或の尊藩幸ひ之を逮捕し弊藩をして罪を累ねしむるをかれと藝藩直ちに之を幕府に報ず是時幕府己は處分を決し罪を毛利氏に下さんとし小笠原壹岐守をして教令を奉じ藝州廣嶋に臨み命を傳へて曰く大膽父子治馭道を失ひ家臣越後等をして敢て大法を犯さしむ曩は首罪を誅し恭順罪を謝すると雖も失職の責己は辭し難し且近狀頗る疑ふ者あれば嚴譴を蒙らざるべうらず然るは幕府殊は乃祖の功を念ひ枉て宥典は從ひ處するに左の三事を以てす第一嫡孫興丸をして家を嗣しめ支藩四家代りて之を輔くべし且大膽父子の終身禁錮すべし第二封土十萬石を削り餘り悉く興丸に賜ふ第三首惡越後等が三家を斷絶し嗣を存する事を許さず右の條件其主は達聞し本月二十日を刻し各家奉命の書を致すべしと已にして四家の臣の命を蒙り國に皈るを獨り備後之助、小田村素太郎の二人の幕命は依て留めらる同九日大目付永井主水正士卒を率ひ國泰寺に臨み急は備後之助素太郎の二人を召せとも二人命を報せざれば乃ち兵を從へ其旅宿を圍み終は二人を擒はし藝藩は囚獄し從者の皆國に還す蓋し倉敷の變も二人之を倡ふものなりと浮説する者あれば幕吏も又之を疑ひ終は此に及びしかり斯て四臣の國に歸るや藩主乃ち幕命を國中は傳布するに一藩の士民大いは怨恨し備後之助等の報至るに及び藩老屢々藝藩は因て之を返さん事を請ふ幕府皆報せざれば上下一般大いは怒り遂は戰いんと決心し益々防備を修め以て幕軍の功撃を俟つ時幕府も本營を藝州に置き督將紀伊中納言、參將小笠原壹岐守は命は是に臨んで諸軍は指揮せしめ且毛利氏奉命の期を促さしむるは長人の徒らに之を遷延し居る事三十日に至れども誓書遂は來らざれば幕府は長州の所決は背くを名とし朝廷は奏し征討はさん事を乞ふ朝廷之を許し命て其功を奏すべしと幕府命を奉じて是より夫が備を急ぎける

を削り餘り悉く興丸に賜ふ第三首惡越後等が三家を斷絶し嗣を存する事を許さず右の條件其主は達聞し本月二十日を刻し各家奉命の書を致すべしと已にして四家の臣の命を蒙り國に皈るを獨り備後之助、小田村素太郎の二人の幕命は依て留めらる同九日大目付永井主水正士卒を率ひ國泰寺に臨み急は備後之助素太郎の二人を召せとも二人命を報せざれば乃ち兵を從へ其旅宿を圍み終は二人を擒はし藝藩は囚獄し從者の皆國に還す蓋し倉敷の變も二人之を倡ふものなりと浮説する者あれば幕吏も又之を疑ひ終は此に及びしかり斯て四臣の國に歸るや藩主乃ち幕命を國中は傳布するに一藩の士民大いは怨恨し備後之助等の報至るに及び藩老屢々藝藩は因て之を返さん事を請ふ幕府皆報せざれば上下一般大いは怒り遂は戰いんと決心し益々防備を修め以て幕軍の功撃を俟つ時幕府も本營を藝州に置き督將紀伊中納言、參將小笠原壹岐守は命は是に臨んで諸軍は指揮せしめ且毛利氏奉命の期を促さしむるは長人の徒らに之を遷延し居る事三十日に至れども誓書遂は來らざれば幕府は長州の所決は背くを名とし朝廷は奏し征討はさん事を乞ふ朝廷之を許し命て其功を奏すべしと幕府命を奉じて是より夫が備を急ぎける



幕軍長兵と戦争の事 并將軍薨じて兵を罷む事

去程に東軍の六月朔日遂に大舉して防長二州の四境に迫り二兵隊及び紀州、彦根、高田諸藩の兵の藝州口より鳥取、松江、濱田、福山、紀州の諸藩の石州口より肥後、柳川、小倉の諸藩の皆海路を豊前より進入し而して小笠原壹岐守の小倉に赴き海路の諸軍を指令す爰に紀伊中納言の廣嶋にありて総軍を督し別三兵隊及び松山藩の兵に下知して海路より防州大島軍に逼らしむ初め東軍の藝州に臨むや諸藩に令を下して出軍せしを薩藩獨り師の名なきを論じ旁々出兵の事を辭す之に依て終に會する事なし己に東軍の六月八日大島の沖に繋り大砲を發しけれども應ずる者おければ直ち兵を上陸せしめ火を放つて村落を焚き至る處を抄掠す然るに高杉晋作の下の關あり在て此報を聞大に怒りて水軍を率ひ馳至りて東軍と戦ふ砲撃數合互ひ死傷多し此日晋作の馬關の擧も又急あるにより豫め林半七又智計を授けて馬關を歸る○同十五日長軍餅兵を以て東軍を犯す東軍之を知らず勝り乘じて逃るを追ふ此時長軍の伏兵一度又起り東軍を攻るも東軍大いに破れ兵器を捨て逃走り夜半に至りて悉く敗軍を收め船に乗じて廣島に歸る此日松山藩の隊長佐久間一學等討死す長軍相嘲りて東軍の弱兵共敵するに足らずといふ○同十六日藝州口の東軍稍進んで先鋒高田、彦根の兵の長州の國境に入らんと進んで小瀬川に至る是より先長軍の隊將太田市之進石川小五郎等兵八百を率ひて潜かに小瀬の上流を涉り東軍の後を襲ふも東軍腹背に兵を受け大に周章騒いで戦ふ心なく砲を棄て敗走す長軍勝に乗じ藝州の封内に入進し大竹小方玖波の三村を取り四十八坂を隔て、險要を守る是により東軍の退ひて大野に陣す此日石州口の東軍の松江濱田の兵を雲雀當麻の兩山に陣し別兵千六百を益田に置き己に進撃せんとするを長將井上聞多、大村益次郎等兵士千二百を率ひ急益田を襲ふて山の麓に屯し其後を絶ければ松江の兵忽ち嶺を馳上り俯して砲撃して之を破る長軍更に兵を當麻に出し散兵を布て益田の營を狙撃するに濱田の兵支ふる事能はず營を棄て逃走るを松江の兵之を見て大に狼狽共退き走りて濱田の城に入り門を閉て防戦す斯て長軍の十七日の曉霧に乗じ更益田の東軍を襲ひければ濱田の兵防事能はず隊長山本半彌も茲に討死すれば長軍益田を取り兵糧彈藥を奪ひ進んで周布川を渡り濱田の城に迫る此時東軍の力を極めて防ぐと雖も遂にかちわす監軍三枝刑部等討死す○同十八日長兵濱田城に逼る城兵等其防ぐべからざるを察し自

軍の弱兵共敵するに足らずといふ○同十六日藝州口の東軍稍進んで先鋒高田、彦根の兵の長州の國境に入らんと進んで小瀬川に至る是より先長軍の隊將太田市之進石川小五郎等兵八百を率ひて潜かに小瀬の上流を涉り東軍の後を襲ふも東軍腹背に兵を受け大に周章騒いで戦ふ心なく砲を棄て敗走す長軍勝に乗じ藝州の封内に入進し大竹小方玖波の三村を取り四十八坂を隔て、險要を守る是により東軍の退ひて大野に陣す此日石州口の東軍の松江濱田の兵を雲雀當麻の兩山に陣し別兵千六百を益田に置き己に進撃せんとするを長將井上聞多、大村益次郎等兵士千二百を率ひ急益田を襲ふて山の麓に屯し其後を絶ければ松江の兵忽ち嶺を馳上り俯して砲撃して之を破る長軍更に兵を當麻に出し散兵を布て益田の營を狙撃するに濱田の兵支ふる事能はず營を棄て逃走るを松江の兵之を見て大に狼狽共退き走りて濱田の城に入り門を閉て防戦す斯て長軍の十七日の曉霧に乗じ更益田の東軍を襲ひければ濱田の兵防事能はず隊長山本半彌も茲に討死すれば長軍益田を取り兵糧彈藥を奪ひ進んで周布川を渡り濱田の城に迫る此時東軍の力を極めて防ぐと雖も遂にかちわす監軍三枝刑部等討死す○同十八日長兵濱田城に逼る城兵等其防ぐべからざるを察し自



ら城を焼て逃る藩主松平右近將監も其一族を率ひ船に乗じて雲州より走りける也へ長軍即ち濱田城に入り盡く城内より金穀を散じて土民を賑ひし甘言を以て彼を撫按し急に進んで大森の縣廳を襲ひて之を據る是に至りて石州悉く長軍を奪へる此時豊前の東軍赤馬が關を襲ひんとし軍議未だ決せず遷延日を送る内長軍の將高杉晋作、山縣狂介等軍艦三艘を率ひて直ち豊前田の浦より迫る小倉の隊將嶋津志津磨の精兵三百を率ひ陸地にありて應撃し敵の軍艦を討沈ひと雖も長軍更に屈せず直ちに陸地に上るを志津磨勇を奮つて激戦數刻にわたる長軍遂に田の浦を焚き兵器を奪ふて去り又門司が關に向ひて村落を砲撃して之を焚く小倉の將濫田見某急馳て之を防ぎ卻く○是より先佛艦の横濱より將に長崎より赴かんと途中赤間が關に至り長人を劫かして曰く我國己より日本政府と連和し叛者を攻んとす因て其歸順を勸め答期を約して去る長人相議して内地の事何ぞ外人の關する事あらん宜しく佛人の再び來らざる内に速かき事を擧げんと急む小倉藩と兵を交ひ已として佛人長崎より歸り來り長人の其言を用ひざるを責む長人之答へて幕府の我大島を屠り我村落を燒き多く無罪の民を殺す而して小倉藩の如き隣藩の交誼を背き東軍を助け攻撃日に急かれれば我豈手を束

ねて兵を受んやと曰ふ適々英艦も亦來り會すれば英人間も居て周旋和解するにより佛人遂に馬關をさる蓋し佛人の茲み來りし幕府の密に謀る所ありとぞ○去程は長軍の藝州口に進む者の同十九日兵を二手に分け一ツは四十八坂より進み一ツは松原より横撃せんと大霧に乗じ大野の陣營を襲ふ東軍三大隊及び紀州、大垣の兵等勇を奮つて長軍と戦ひ遂に敵を打退く此日長軍の死傷頗る多く依て玖波村より退いて陣を取る○同廿五日未明長軍復た四十八坂を越て再び大野を侵撃す東軍の軍艦を以て長軍の後を砲撃するも長軍更に進む事を得ず此時しも間道より進みし長軍の分隊來り會し急な散兵を布て山上の東軍を狙撃し且發し且登り終に山上の敵を攘ひ直ち野戰砲を放ち俯して東軍を撃つも東軍も之に應じ亦銃を盡して還り戦ひ勝敗未だ決せざるも日も早正午及びぬれば兩軍互ひ兵を退く是日兩軍の死傷殊も夥多しく死骸の壘々として山をあす○是れより先小笠原壹岐守の小倉お赴くに付老中松平伯耆守之代りて廣嶋あり然るも石州悉く敵の有とあり勢ひ日に熾するも及び頗る計慮する所あれは獨裁を以て宍戸備後之助等の囚獄を釋して本國より放ち還す紀伊中納言之を聞て大に怒り急速狀を大坂に報じて總督の任を解んと請ふ幕府務めて之を



慰め諭すと雖も尙聽ざれば急よ伯耆守を大坂城よ召て之を責む伯耆守答へて曰く臣廣島にありて軍情を探索するに薩藩己に敵と好親を通じ敵又多く都府よ潜伏すさすればわらゆる所を間諜し我情一ツとして知ざる事あし故に我軍の屢々敗北を取るも又宜かり且此頃英人密に兵船銃器を賣バ敵益々勢ひを得ると聞り故に鄙心自ら斷然旨を備後之助に授け之を放つも随つて少しの敵銃を挫くよ足んことをと因て上書して罪を乞ふ幕府乃ち伯耆守が職を奪ひ大坂城代牧野越中守よ屬して禁錮せしむ○此時に當り將軍大坂の城よありて病ひに罹る朝廷中納言飛鳥井雅典を勅使として之が病を慰問せらる同廿七日長征の東軍藝州大野よ集り海陸牒じ合し大舉して攻入んと議す此時赤間が關よ在る長軍の己に豊前の大裏田の浦を攻撃し塞堡を築き見兵三百を以て之に據り屢々小倉の兵を襲ふよ小倉兵の長軍の攻撃に恐れ常よ振はず是より先小笠原壹岐守小倉に在て豊前の兵を指揮せしが東軍敗を取を見て急よ軍艦よ乘て長崎に走れり依て肥後、柳川の諸隊皆兵を引て本國に退ぞくにぞ長軍勝に乗じて益々迫り小倉兵終に孤立となり防禦の術計竭果けん八月朔日火を城中よ放つて同國香春よ走る○又藝州大野よある東軍の八月二日海陸並び進んで玖波小方村の長軍へ侵入すよ長軍立處に隊を整へて之を遶へ砲聲天よ徹し山谷之が爲よ崩れんとす時よ大雨連日よ涉り泥の深き事三尺兩軍頻る進退よ苦しむ斯て己の刻より酉の刻よ至りて戦ひ決せず此時東軍の左備少しく敗るを長軍得たりと全軍を鼓舞して大いに進み東軍耐へず火を玖波に放つて逃走る此日東軍の紀州、彦根、高田の兵も又長軍と松原、宮内に戦ひけるが此軍も大いに破られ皆退いて大野に還る○同八日長軍兵を三隊よ分ち風雨よ乘じて大野に襲來す東軍の前日の大敗に怕れ士氣更よ振はず一戦にも及ばずして廣島に退走す長軍直ちに大野を抜き尙進んで廣島に迫らんとす此役東軍の甲冑戰袍を着し鎗刀を用ゐるに長軍の短控輕衣よして刀を脱し専ら銃隊を以て敵よ當る蓋し癸亥の戦ひより大に悟る所ありて兵制を一變しければ進退自由ならざるのあし故よ東軍の之よ敵する事能はずして一步も其境に入るを得ざりしかり將軍家茂公よ大坂よ在て疾ひに罷り自ら起べからざるを知り上表して一橋中納言慶喜を以て嗣とあし代つて西師を総馭せしめんと乞ひければ朝議之を允し乃ち慶喜將よ藝州よ臨んとするよ敗聞連りに至り諸藩往々兵を引き朝野色を失ひ爲す所を知ず將軍も又深く之を憂ひ疾ひ愈々篤く終ふ十一日大坂の行營よ薨す年二十老中稻葉美濃守樞を

慰め諭すと雖も尙聽ざれば急よ伯耆守を大坂城よ召て之を責む伯耆守答へて曰く臣廣島にありて軍情を探索するに薩藩己に敵と好親を通じ敵又多く都府よ潜伏すさすればわらゆる所を間諜し我情一ツとして知ざる事あし故に我軍の屢々敗北を取るも又宜かり且此頃英人密に兵船銃器を賣バ敵益々勢ひを得ると聞り故に鄙心自ら斷然旨を備後之助に授け之を放つも随つて少しの敵銃を挫くよ足んことをと因て上書して罪を乞ふ幕府乃ち伯耆守が職を奪ひ大坂城代牧野越中守よ屬して禁錮せしむ○此時に當り將軍大坂の城よありて病ひに罹る朝廷中納言飛鳥井雅典を勅使として之が病を慰問せらる同廿七日長征の東軍藝州大野よ集り海陸牒じ合し大舉して攻入んと議す此時赤間が關よ在る長軍の己に豊前の大裏田の浦を攻撃し塞堡を築き見兵三百を以て之に據り屢々小倉の兵を襲ふよ小倉兵の長軍の攻撃に恐れ常よ振はず是より先小笠原壹岐守小倉に在て豊前の兵を指揮せしが東軍敗を取を見て急よ軍艦よ乘て長崎に走れり依て肥後、柳川の諸隊皆兵を引て本國に退ぞくにぞ長軍勝に乗じて益々迫り小倉兵終に孤立となり防禦の術計竭果けん八月朔日火を城中よ放つて同國香春よ走る○又藝州大野よある東軍の八月二日海陸並び進んで玖波小方村の長軍へ侵入すよ長軍立處に隊を整へて之を遶へ砲聲天よ徹し山谷之が爲よ崩れんとす時よ大雨連日よ涉り泥の深き事三尺兩軍頻る進退よ苦しむ斯て己の刻より酉の刻よ至りて戦ひ決せず此時東軍の左備少しく敗るを長軍得たりと全軍を鼓舞して大いに進み東軍耐へず火を玖波に放つて逃走る此日東軍の紀州、彦根、高田の兵も又長軍と松原、宮内に戦ひけるが此軍も大いに破られ皆退いて大野に還る○同八日長軍兵を三隊よ分ち風雨よ乘じて大野に襲來す東軍の前日の大敗に怕れ士氣更よ振はず一戦にも及ばずして廣島に退走す長軍直ちに大野を抜き尙進んで廣島に迫らんとす此役東軍の甲冑戰袍を着し鎗刀を用ゐるに長軍の短控輕衣よして刀を脱し専ら銃隊を以て敵よ當る蓋し癸亥の戦ひより大に悟る所ありて兵制を一變しければ進退自由ならざるのあし故よ東軍の之よ敵する事能はずして一步も其境に入るを得ざりしかり將軍家茂公よ大坂よ在て疾ひに罷り自ら起べからざるを知り上表して一橋中納言慶喜を以て嗣とあし代つて西師を総馭せしめんと乞ひければ朝議之を允し乃ち慶喜將よ藝州よ臨んとするよ敗聞連りに至り諸藩往々兵を引き朝野色を失ひ爲す所を知ず將軍も又深く之を憂ひ疾ひ愈々篤く終ふ十一日大坂の行營よ薨す年二十老中稻葉美濃守樞を



守護して江戸に歸葬す。詔して昭徳院と諡す。亦明年七月正一位太政大臣を贈り賜ふ。去程は慶喜の西征の朝旨を奉せしを悔ひ自ら事を誤るを咎め辭して又西國に下らず上書して諸侯の名望ある者を京師に召して事を議せんと請ふ。朝廷之を許し給ふ。より慶喜自ら書を作つて特々尾張大納言、松平下野守、鍋嶋閑叟、山内容堂、伊達宗城、島津久光、長岡護美等七人を京師に召す時に諸侯多く病と稱して召さず。然るに朝廷の將軍の薨するを以て征長の兵を弭めんと令を諸藩に布き九月一橋中納言を以て宗家を嗣しむ。此時長兵己は廣嶋より來りて陣す。れば藝藩事の至難を屢々幕府に訴ふ。是より依て幕府又勝安房守の天下に名望あるを以てこれを撰擧し藝州に遣し長藩を論して兵を解しむ。安房守直ち西行して長將廣澤兵助、井上聞多に面話し具に朝旨と幕命を陳べ兵を戢めて命を待しむ。然るに長兵等怒つて令を奉せず。兩將朝旨を重んじ且使者の禮あるを以て懇々衆を諭して命に従ひしむ。れば衆兵乃ち五日を隔て、兵を收めて本國に還る。是より於て西事稍泰平す。○初め西師の起りしより以來幕府財を費す事鉅萬金庫空しく國用殆んど支へずして長州の事も遂に一捷を奏する事能はざれば是より大藩の復幕府の節度を受ず幕府の權も遂に地を墜といふ。○十二月朝廷德川中納言慶喜をして軍職を襲らしむ。中納言辭讓再三及べども朝廷優詔して之を許し給はず。○是月廿五日孝明天皇崩御ましまし。明年正月皇太子立ち給ふ。是を今上皇帝と爲す。

今上天皇御踐祚 并 德川氏政權返上の事

人皇第百廿二代の帝。今上天皇の御諱を睦仁と申奉り先帝第一の皇子あり。嘉永五年九月二十三日の御降誕。よして茲より慶應三年正月踐祚。給ふ時に御年十六あり。○同四月伊達遠江守宗城嶋津大隅守久光上京し尋で松平春嶽、鍋嶋閑叟、山内容堂等も上京せらる。○是より先各國の公使等兵庫にあり來て將軍の禪代を賀し尙面謁して請ふ所あらんとす。將軍因て之を大坂に招きて應接ありしに公使等頻り兵庫の開港を促がす。將軍由て上書して朝廷に請ふて曰く謹で白す。兵庫を開くの期已に二年を過ると雖も邦内の騷乱を托して臣等前さみ彼等を諭して其期を延置たりし。頃日彼等又之を逼る。抑萬國の海外に森列するや強の弱を凌轢するの患なき能はず。故に彼等相互に條約を結び大小の交際の盡く條約を照らし以て信義を取り交りを結ぶ條約の重き夫れ斯の如し。故に彼等兵庫にありと雖も臣其暴威を以て我に加へざるを保つ。且兵庫を開くの期載て條約にあれば言復た諭もべからず。希くは朝議之を許さ



んことをと然るに朝廷よても輕忽に決すべからずとて此事を列藩に諮ひ給ふに列藩之を可とする者多かりしかば五月朝廷遂に之を許し給ふ是時又當り幕府政を行ふと雖とも大政に至りての常又裁を朝廷に仰ぐ故に關東の威權日に衰ふ鳴津家以下五公京師に在りしが九月山内容堂の病を以て本國に歸り病がなかり邦内の紛論を憂ひ一切の政權を朝廷に歸せしめんと十月國邑より書を將軍に出して曰く謹で意ふに中古以還政刑武門に出ると雖も洋艦來航以來物議紛々として輒ち東を攻め西を撃ち内訌會て戡むときかく遂に外國の輕侮を招く是れ政令二途を出て天下の耳目を屬する所を異にすればあり今や時勢一變せしむ復た舊規を墨守べのりす宜しく政權を王室に歸して以て萬國並立の基礎を立んこと尤も當今の急務容堂の至願あり幕下の賢明蓋し亦之を察するあらん委細の猶使臣より言上すべしと因て其臣後藤象二郎、福岡藩次、神山左兵衛、寺村左膳等を遣し將軍に勸めて政權を解しむ爾後將軍の屢々後藤及び薩藩小松帶刀等を二條城に呼び繼ぎ、時事を談せしむ兩人益々前議の旨趣を執て政權を王室に歸せんことを説く藝藩辻將曹、備藩牧野權六郎、宇和島藩都築莊藏等も亦之を力賛す將軍因て大に悟る所あり自ら書を作りて此月十三日譜第の將士に示して曰く皇國

時運の沿革を観るは昔し王綱紐を解て相家専ら權を執り保平の亂ありてより政權武門に移り我祖宗に至りては殊に寵眷を蒙り二百餘年緒業相續ぎ既に傳て余に至る余其職を奉ずると雖とも政刑當を失ふ者あり以て今日の形勢に至る是余が非徳の致す所る悔恨するとも曷んぞ及ん由て熟考するは外交日に盛なるは當り政令一途に出でざれば綱紀遂に立事なし故に今より盡く政權を朝廷に奉還せんと欲す是れ余が今日皇國に盡す所あり因て人々をして意見を言ひしむと將士大に驚き或は陰に心服せざる者あれども陽に之を拒とを得ざりしかば將軍心を決し十四日遂に上書して軍職を奉還せんと請ふ十五日朝廷優詔して之を許して曰く諸侯の進退を除くの外に加州以下三十三藩入京の上之を決せん因て自余の事務の舊に依りて之を掌とるべしと已にして朝廷より政權を握るの可否を四方に詢ひ給ふ徳川家恩顧の諸侯或は朝廷に上書して輕易に政を執べからざる旨を奏する者多かりしかば朝廷爲に遲疑すある人曰ふ徳川内府の尹の宮及び二條關白と親善あるが故に徳川の僚屬等の關白と密議を合すゆへに朝議決せざるありと是に於て朝紳及び薩土其餘の諸藩士の復古の議を起す者等相議して曰く天下の事稍將に定らんとするの時に至り廷議尙斯の如くして或は機を



失ふに至らんと遂に大に激論を發して以て朝論を鼓動す舉朝これが爲に動き遂に大變革に衆議一決せり因て十二月九日遽に朝命ありて會津藩の九門宿衛を罷め薩、土、藝、の諸藩之に代り即日尹の宮及び二條家等を斥け攝關の藩及び幕府を廢し假りに總裁、議定、參與の三職を置き有栖川熾仁親王を總裁と爲し純仁親王、日光親王、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、嶋津忠義、徳川慶勝、淺野茂勳、松平慶永、山内豊信、を議定と爲し大原重徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁を參與と爲し以て諸政を綜ぶ且令して曰く今より大小の政務盡く朝廷より出づ四方其之を體せよ

王政復古の事并 江戸の薩州邸を燬く事

是より先徳川内府の未だ軍職にありしとき嶋津家以下四公と朝廷に奏し六卿を復歸せしめ毛利家を輩下し招くと廷議之を許し此月八日詔して五卿及び毛利父子の官爵を復し入京を命ず因て幕府の命を傳へんと毛利家の一族を召しかば毛利内匠の藩主に代り兵八百を率ひ攝州兵庫に至る居こと幾何もあくして政權盡く朝廷に歸せしかば朝廷即ち長藩を京師に召し六卿も亦歸京せらる徳川毛利の間事已に平ぐと雖ども構兵の余尙互に相忌むの形

ちありて殊に會藩士等自から安んぜず然るに去る九日の令出るに及び徳川内府も亦怨望を懷き意違ひ變じ遂に會藩以下を二條城に會し相議て曰く近日の朝議何ぞ前日と相反するや是れ必ず幼帝を騙かし事を謀る者あらばあるべし是時薩、長、土、藝及び自餘の諸侯の宮闕を守て非常に備へ徳川家の將士の何れも二條城に據りて屹然相對し將の事の起らん形勢あれば衆情洶々たり是時徳川の將士等或は内府に勸めて曰く事已に斯の如したゞ坐て彼の箝制を受んより大坂に據りて以て京師の咽喉を扼せば廻ち之を制するに足るべしと内府之を領し遂に臣下の暴動を鎮定すると唱へ書を朝廷に置き會津、桑名及び板倉待從等と共に兵を率ひて十二日の夜俄に大坂を下るよぞ廷議即ち其舉止の異なるを察し是れ會桑兩藩の勸むる所あるべしとて兩藩の入京を禁ず内府に因て大坂より上表す其大意の諸藩上京衆議を以て事を決するの朝命を執り自ら九日の議に與からざるを怨み前きの朝命に依り尙事を執んとを陳ぶ○是より先酒井左衛門尉の兵江戸市中を巡警す時薩藩士等浪士數百と芝薩州邸に潜み居て隊を備へ毎夕暗に乗じ富商を剽掠して金銀を奪ひ或は酒井兵の屯營を炮撃し乱妨狼籍限りなく市中大に騒ぐ酒井の兵之を怒り徳川家の僚屬と共に大兵を合て



薩州邸を圍みて火を放て之を燔き盡く其徒を捕ふ是よ於て徳川と島津の間相敵視するの姿あり内府よ因て薩藩士等が關東寇抄の狀を申上りて其藩士朝政に與かる者を除かんと請ひけれども朝廷卻て省せられず是時に當り議定、參與相與よ謀て曰く今王室己に政事を執ると雖ども土地人民を有せざれば費用よ充つべき金穀なし宜しく之を徳川氏以下諸藩よ課して經費に備ふべしと因て尾張大納言、越前宰相に詔し大坂に往て内府を諭とし將に内府を議定職に列せんとす成瀬隼人正、田中不二磨、鷲津毅堂、毛受洪等之よ從ふて尾越れ兩主おの大坂よ往き具さは朝旨を宣べ且つ速よ内府に入朝あるべし是際に當り聊か心に狭む所なく宜しく小隊輕裝よて上京あるべし倘それども戒心あらば尾越の兵を以て之を守護すべければ必ず危ぶむ勿れと申されしかば内府の陽に其他心なきを辨じ朝旨を奉ずると雖ども陰よ其説を危ぶむ初め内府の大坂よ退くとさ新撰組の長近藤勇と土方歳三等を伏見よ止めて非常よ備へ置たるを以て東兵の伏見お屯集する者數千人に及べるを田中、鷲津等の徳川の將吏永井玄蕃、塚原但馬よ説て曰く内府公お己よ朝旨を奉じ輕裝よて將に入朝せられんとす就ての宜しく先づ伏見の兵を退くべしと反覆順逆を陳べしかば永井等

の之に服すと雖も遂に事を行ふ能はずとぞ而して明治元年正月朔日尾越の兩主の京師よ歸り徳川内府の朝旨を奉ずる趣を復命せらる此夜會桑兩藩主をはじめ臣屬諸將等大坂城に聚り内府よ説て曰く尾越兩公の言の輒く信すべからず主公若し召よ應じて入京わらんとあらば臣等一死之に從ひ且君側の奸を除き勝敗を決せんと議するおぞ内府の意も是よ於て一定し遂に會桑兩藩を先驅とあして入京するよ一決す

鳥羽伏見兩道合戦の事

却説大坂城よての會桑兩藩を先驅とし自餘の大軍を率ゐて内府入京よ及ばる、準備専らありとの事京師よ聞へければ騷擾一方あらず衆情恟々たり因て朝廷に薩長兩藩の兵を洛外よ出し伏見、鳥羽兩道の關を塞ぎて以て東軍を壅せしむ此時隊將伊地知正治及び山田市之丞等朝廷よ請て曰く臣等間者を以て大坂の動靜を窺ひしむるお形勢常あらず必ず大軍を以て關を排して過らんとするあらん願くは機よ臨て事を專決すの權を賜へと因て朝廷令て曰く徳川内府入朝すると雖ども大兵を率ゆるを得ず殊お會桑兩藩よ至ての素より入京を許さず倘命を用ひずんば便宜變に處すべしと是よ於て隊將等の乃ち兵士よ令し兩道の備禦を



繕めて以て埃つ時に京軍凡そ六千五百と號す。正月三日東兵凡そ三萬を部署し松平豊前守正質を先鋒總督と爲し竹中丹後守重固を指揮役と爲し會津桑名を兩先鋒と爲し姫路、高松、松山、大垣、忍、濱田、長岡、笠間等を後詰と爲し佐久間近江、久保田備前等をして三兵隊を率ゐる砲兵騎兵の各隊これに加り伏見、鳥羽の兩道より進んで京師に入らんとす官兵關を閉て入ざれば徳川家使者を送りて兩道の關を過んと種々論談及べども成兵更に許さず使者の曰く寡君朝命を蒙りて入朝せんとする公等敢て之を拒まば止を得ず兵を用ひて之を過ぎんと陳て退きしが己にして大兵輒ち關に逼るも京軍事の急を見て大炮を發して之を拒げば東軍も亦齊しく銃を發し砲擊大に起り京軍遂に東軍を擊走らす時又伏見に火起り東軍亦兩道より來りて京軍を侵す京軍防戰互に死傷あり酉牌兩軍兵を引く此夜三鼓及べる頃京軍の間者歸り報じて曰く東軍の下鳥羽に舍して正は餐を傳ふるありと京軍因て直ち之を襲ふ東軍狼狽し兵器を棄て敗走す此時東兵の遊軍これを聞て馳至り橫擊して援ひ戦ひしに敗兵これ又勢を得て還り戦ひ俱に勇奮て京軍を稀突しければ京軍大に乱る此時隊長伊集院正雄、後藤正則等衆を勵まして之に向ひ東軍の左翼を討つ東軍披靡す衆勝り乘じて健闘し遂に大に東軍を破ると雖も伊集院、市木、大山、後藤等皆之に死す未牌に至て京軍兵を引く○四日辰の刻より兩軍又伏見、鳥羽の兩道にて戦を交ふ京軍の豫じめ散兵を鳥羽の道の傍ある密篋中へ伏せて東軍の至るを待つ所東軍大學して兩道より逼り來る京軍力戦して之を拒ぎ京兵山田孫一郎等奮闘して遂に伏見の敵を走らす而れ共鳥羽の敵兵の増々銃を發て進む其勢甚だ猖獗あり軍事總裁嘉彰親王を征討大將軍と爲し錦旗節刀を賜ふ親王に頭より白毛蓋を戴き身に緋甲を撰し金襴袍を被て馬に跨り錦旗を前驅り翻かへして進み兵氣大に震ふ東軍の彈丸或は錦旗に中るもありと時密篋の伏兵齊しく起つて銃を連發せしかば彈丸東軍の中央に兩注し東兵殪る、者數を知らず本道の官軍も此勢に乗じて東軍の先鋒を衝く先鋒大に潰え僵死を踏て走る己にして兩鳥羽に火起り東軍遂に淀に退ぐ此役は賊將佐久間近江、久保田備前以下數十人を殪す而して官兵も加治本某、平岡某等死する者亦數十人に及ぶ○五日曉爽官軍淀を攻む東兵之を隄に拒せし官軍連り大砲を淀城外に放ちければ東兵も城外よりありて之に應じて砲擊し互に相進まず東軍の即ち槍隊百人計を蘆葦中に伏せ置き更に銃手を出して官軍と挑む官軍の其伏兵あるを知るが故に敢て進ま

を蘆葦中に伏せ置き更に銃手を出して官軍と挑む官軍の其伏兵あるを知るが故に敢て進ま





新月

徳川の兵薩  
長土の兵と  
伏見鳥羽み  
戦ふ





す徒らに砲戦するのみ隊長石川厚狭助奮て曰く危きありとて臆して機を失ひ人の笑ひを如何んと乃ち銃手數人を率ひ身を挺て直ち東軍に當る官軍之を見て奮て曰く徒ら我兵を敵と貽るなりれと皆先を争ふて亦之に繼ぐ伏兵輒ち左右より起り槍を捻て石川を刺んとす石川直ち其人を斫る又一人大聲に吾の會津の望月新平ありと長槍を飛して石川の胸を刺す石川之は死す既にして東軍の銃手も亦大に至り先鋒伊東中嶋等も遂之に死す隊長柳田某、伊集院某、藤村某、三浦某等大に咄嗟して憤激し衆を勵して突進し東軍の隊伍少しく亂る衆之に乗じ吶喊して遂に大に東軍を敗り淀城を略取せり時日巳に午を加へり東兵の皆退て橋本を扼守す衆時津藩(藤堂)の東軍の爲め山崎の關を守り居たりしが天使之に就き懇々順逆を陳べて説諭せしかば津藩則ち命を奉じ竊に官軍を我陣中納たれども橋本の東兵の未だ之を知らず斯て六日大に至り官軍將は橋本を攻んと淀兵を先鋒と爲して遂に橋本を逼る橋本の東軍堅く防戦して屈せず時津藩の兵山崎の寨堡より横に榴彈を橋本の牙營に放つに東兵殪る者數を知らず一軍崩潰す本道の官軍乘じて大に之に逼る東兵大に亂れ皆大坂を走る是より先敗聞日大坂に至る是に至りて徳川内府及び會桑の兩藩主板倉伊賀等と倉皇回陽艦に乗じて東に走る東軍の已に首領を失ひ人氣大に沮し器械をすて、或の紀伊或の伊賀越を経て東走す己にして大坂城火く〇九日仁和寺宮のに進んで大坂に至る是役に薩藩に伊集院金次郎以下死傷の者百五十人長藩の石川厚狭助以下死傷の者百五人ありとぞ是れに厩か兩藩の寡兵を以て屢々大敵に當りしが故に死傷頗る衆し然れども是より兩藩の武名益々顯ると云ふ官軍己に大捷を得て遂に近國を定めんと兵を高松及び自餘の藩に遣ひして其嚮背を問ひ給ふ諸藩皆朝命に歸順し五畿内悉く平定せり

徳川慶喜以下の官爵を削り東征の師を起す事

并 洋人始て天皇を謁する事

是より先七日朝廷より四方を令して曰く去年徳川慶喜の事託し大坂を退くや尾越兩主を遣ひして慶喜を諭し京を召して將に處する所あらんとするに慶喜却て大軍を率ひ殊に入京を禁じたる會桑兩藩を先鋒と爲し入朝と聲言し以て京を逼る是れ其心朝廷を奉ずるに非ずして朝廷を要するあり故に官軍之を郊外に防ぎ互に兵を用ひ而して慶喜益々麾下の兵を出して連日錦旗を發砲し一敗の餘遂に東に走る其朝廷を欺くの罪是に於て遁るべからずと其



十日内府以下二十七人の官爵を削り遂に大東征の師を起さんと諸藩の兵を徴し其後有栖川宮を征東總督と爲し錦旗節刀を授け準備専らあり是時當り諸外國の公使等兵庫にあり局外中立の令を出し彼の在留人民も告て東西の師を援くるあられ兵器を東西の師も賣るあかれと是れ徳川氏の事未だ定まらざればあり○政令の朝廷より出づる正月十二日兵庫に於て諸外國も告て曰く今より京師を以て日本政府と爲せよ諸外國人此命を奉し己もして請て曰く頻年我が人民の貴國人に殺さるゝ者數十人下らず悲惨言ふも勝えず今天皇新ま政を執らば宜しく貴邦内も令して如此とあるあからしめよと朝廷因て其旨を四方も布告す然ども邦人の尙外國人を惡む者衆く二月十五日土州人の泉州堺に於て佛國の夫卒十六人を銃撃す佛人或の死し或の傷つく是より先備前の兵隊も亦佛人を攝州神戸にて要殺す朝廷因て其隊長も死を賜ふ是に於て佛公使大に怒り五事を以て政府も逼て曰く政府の貴官自ら佛艦も來りて事を謝すべし曰く日本士官刀を佩ひて外國人の居留地も入るべからず曰く償金十五萬元を得ん曰く事を謝する政府の書を得ん曰く佛人を殺したる日本の士卒を刑も處すべし且此事の三日の間も之を決すべし即し期を超えり余等將も處する所あらんとすと

時に政府も銳意治を圖り且比回の事件の其曲我もあるを以て立どよろも四事を決し廿五日土州の士卒十一人を捕え盡く刑も處し事乃ち平ぐ是より先宇和嶋少將と東久世少將も大坂に於て外國公使も告て曰く今且我が政府の外國事務局を置き余等をして事務を司とらしむれば請ふ今より與も事を謀るべしと二月又公使等も告て曰く天皇近日公使等も京師も見んとのとあれば公使其れ之を領承あれと公使等對て曰く承るも近日徳川家を征伐の師を起さると余等因て我が人民の安堵を圖ん爲め直ちも横濱も至らんとす天皇若し余等を見んと欲せば速に事を了られよと因て日を刻んことを請ふ少將曰く横濱箱館等の外國人の余其事あきを保つ以て意と爲すあかれ公使等曰く然と雖も徒も時日を間すべからざるありと是に至り朝議遂も日を決し晦日も英國公使入朝せんとする途に一個の浪士あり忽然刀を振つて公使を襲撃せんと其衛卒を傷く我有司及び彼の衛卒等力拒して浪士を殺せしが是等れ異變ありしが爲め公使の儀を畢すして途より還りたり○是月朝廷にて先朝條約勅許の例を引き外交を尋ぐとを四方に令し以て朝議のある所を知らしむ○三月朔日に至り英公使更に天皇に謁し尋で蘭亞佛の公使等も亦入朝して天皇に謁し王政の盛事を賀し更に



兩國の交誼を約す是に至りて外事も略定まり近畿無事又屬し京師の士民并舞して相慶す○  
 是時參與大久保利通上表して曰く伏見、鳥羽の役又官軍勝を得ると雖も賊の巨魁東より走り  
 列藩の嚮背未だ定まらず外國の交誼未だ盡さず宜く其れ非常の英斷を以て非常の事を行  
 ざるべからず恭で思ふは中古より我が皇帝と稱さば御簾の内ありて寸歩の地をも踏せ  
 られず簾外の事へ曾て窺聞に入らず九重深遠にして自ら人間と異なるが如く其御座に近づ  
 く者の厖か又數人の公卿のみ甚だ天理に乖戻る夫れ上を敬するの倫の大道ありと雖ども  
 推尊又過ぎて道を失えり却て上下隔絶し下情の達するを得ず是れ古今の通弊あり今斷て邊  
 幅を飾るの俗を改め簡易輕便を主とすべし且平安の一方を僻在して大に聖謨を展るは足ら  
 ず故又一時行在を大坂又建て都と遷して以て舊染の百弊を一變せられんことは是れ今日の急  
 務あり伏て希くは聖明速又之を裁斷わらせ給ひと此表入るに及で舉朝爲又奮ふ後ち江戸  
 又遷幸あるも蓋し斯議み基くと云ふ○是より先二條城を以て太政官代と爲し庶政を裁決す  
 是に至り天皇太政官代に臨幸せられ總裁、議定、參與の諸官悉く列座し誓て曰く廣く會議を  
 興し萬機公論又決すべし曰く舊來の陋習を破りて天地の公道に基き知識を界世に求め大に  
 皇基を振起すべし已にして天皇親ら關東を征せんと大坂に幸して海軍を覽給ふ

官軍江戸に入る事 并慶喜恭順屏居の事

却説此時に當りて諸道の官軍の道を分ちて江戸を攻めんと總督有柄川宮に薩州、紀州、長  
 州、藤堂、備前、佐土原、龜山、水口、大村、因州、細川、越前の兵を率て海道より進み副總督岩  
 倉公子に薩長の別軍及び因州、土州、彦根、大垣の兵を率て山道より進み其報日に江戸  
 に至る是より先徳川内府の東走して正月十二日江戸城に入るや衆心大に驚き譜代の諸藩亦  
 らびに麾下の士等の城中に會して日夜再舉の策を議す初め伏見鳥羽の役起る時尾紀兩藩と  
 も各々黨を其藩内に結び宗家を奉ずるの論を起し以て聲息を關東に通ず尾張大納言之を憂  
 ひ即ち其臣田宮如雲、小瀬新太郎、田中不二磨、鷲津毅堂、丹羽淳太郎等と謀て曰く是れ宗家  
 を援けんとして却て宗家を滅すに至らんと己ひとを得ず其首謀渡邊新左衛門、神原勘解由、  
 石川内藏允、寺尾竹四郎、塚田愨四郎以下十三人に死を賜まひ鈴木丹後、成瀬豊前以下十七  
 人を禁錮或は退隱せしむ是より由て一藩方向を定め王は勤む而れども紀藩の江戸ある者等  
 の益々宗家を奉ずる主とし宗家の臣屬と謀を合せ近藤勇等も亦會す是に於て衆相謀り



日夜江戸城内は蟬集し或の兵を出して函根の險を扼すと言ひ或の海軍を以て犬坂を撃んと  
 言ひ以て戰守の策を慶喜に逼り慶喜をして寢食を廢せしむるに至る然も慶喜已に事を悔ひ  
 恭順を主とし衆議を斥ぞけて用ひず獨り勝安房、大久保一翁等を別室に召び密旨を託し  
 即ち自書を以て臣屬に告て曰く官軍に抗すべからず官軍に抗するは猶や刃を吾に刺す等  
 しきかりと遂に城を出で、上野寛永寺に屏居す激徒等慶喜の恭順を悦みず人々圖る所あ  
 らんと私に隊名を唱へ兵を集め三兵隊と共に或の常野を走り或の甲州を走る斯て因州土州  
 の官軍信州より甲州に進み已に甲府城を略取す徳川の臣屬甲府城にある者近藤勇等と謀  
 を合せ柵を勝沼驛に設け山を據りて官軍を沮む土州の兵鬪を排し敵の背を襲ふ賊兵街道の  
 橋を撤し土豚を以て砲臺を築き相抗す官軍砲撃數合ふ及び賊兵火を民家に放ちて以て官軍  
 を窘む官軍大に沮靡す因州土州の別軍の左右の山より上りて賊兵に砲撃し遂に大に之を破  
 り斬獲略奪く是に於て因州土州の官軍の城を眞田家より托し置き江戸に向て進む○是時薩長  
 及び大垣の兵の武州羽生に至り築田に屯集の脱走兵と戦ひ大に之を破り進で忍城を逼る初  
 め脱兵の忍に至る忍藩私に之を援くるの聞へあり藩の隊長丹羽腫自殺して以て罪を謝し一

藩官軍に屬す是に於て山道の督將岩倉具定忍城に入り諸軍を率ひて板橋驛を舍す○是時お  
 當り総督の官に諸軍を率ひて駿府城に至る而るは慶喜の寛永寺の一室にあり悒鬱憔悴憤  
 で命を竣つ輪王寺宮之を憫み執當覺王院等と共に駿府に來りて哀を請ふ和宮及び天章院に  
 も亦女使を馳せて宥罪を請ふ往還の使者項背相望ひ已にして海道の先鋒品川驛に進む勝安  
 房乃ち其館に來り官軍の參謀西郷隆盛を見て具さに慶喜恭順の意を陳べて以て官軍江戸  
 城攻撃の事を止んと請ふ安房の曾て西卿を識る者あり是より安房往來辨説甚だ勤む西郷因  
 て謝罪の實を効さしめ其狀を総督宮に啓す総督宮乃ち衆議をつくし事を諸軍に傳ふ是  
 に於て江戸攻撃の事遂に輟み諸道の官軍江戸に入り各處に屯す○四月四日勅使柳原侍從橋  
 本少將江戸城に入る徳川の臣屬道途を拂ひ盛服して之を迎ひ田安中納言勅使に接す宣旨は  
 曰く城及び軍艦銃砲の盡く之を獻すべし曰く慶喜の逆を助くる者死一等を宥し罪を定めて  
 之を奏すべし曰く慶喜の死一等を減し水戸に屏居せしめんと中納言命を奉ず激徒等此事を  
 聞きて平かある能はず相率ひて益々東北に走る居る三日慶喜水戸に退く

官軍と脱走兵各地にて戦争の事



是より先會藩士及び脱走兵等の上野下野上総下総の間にありて所在の諸侯からびに土豪を諭して金穀を募る結城の領主水野日向守も之に應じければ藩臣小幡兵馬以下六十人大義を唱え其嗣子を奉じて日向守からびに脱兵を逐出しけるに日向守の脱兵と共に不意に城に逼り小幡以下を殺して以て城を取る嗣子某の免れて官軍に投じ賊勢ますます盛なり時に彦根以下諸藩の官兵宇都宮にあり賊軍勢ひに乗じて宇都宮を取んとす此急報板橋に聞へければ參謀香川敬藏及び薩藩有馬某長藩祖式某土藩上田某等兵三百を率ひて千住に抵る偶々賊の別軍上総の流山にあるを聞きて官軍急遽に之を襲ふに賊兵拒ぐと能はず兵器を棄て走る官兵追蹙して賊將近藤勇を生擒にし板橋に檻送せり勇の素より驍雄を以て著れ丁卯の冬徳川氏の大坂に退くとき勇の諸軍を率ひて伏見に殿して官軍の往來を沮み師起るに及び勇憤激して諸軍を指揮し其股に傷を被り東軍と共に江戸に走り徳川の臣屬を煽動し相率て甲州に趨き地方の兵を合せて土州の兵を勝沼驛に防ぎ戦ひ敗るゝに及で部下を率ひて又江戸近傍に走り此に至りて官兵に生捕られ後首級を京師の四條磔に梟す是れ勇の近年まで京師にありて主として會藩の謀議に與かれり流山の賊兵己に平ぎ香川祖式等勢も乗じて遂も下

総に抵り結城を攻めければ水野日向等城を棄て走る是も於て祖式の須坂藩の兵を率ひて城に據り香川及び諸隊長等の彦根の兵を以て宇都宮に至る己にして賊將大鳥圭介の諸軍を率ひて結城を攻め結城遂に陥り官兵宇都宮に走る○十七日大鳥圭介兵二千を率ひ進で小山驛に來りて官軍を撃つ彦根、大垣、笠間の官兵邀之戰ふ賊の散兵を用ひて狙撃し官軍遂に抗ずると能はず長州の隊長南部某、秋元の隊長石川某等之に死し官軍の宇都宮に退き賊兵の枋木驛に舍す此役には彦根の兵死傷尤も衆し○十九日黎明大鳥圭介の諸軍を率ひ來て又宇都宮を攻む松本、黒羽根、笠間、壬生、土岐、岩村田、須坂、彦根、大垣、宇都宮の兵之を城外に拒きしが賊兵の敢死奮闘し官軍拒ぎ難く退いて城に據る時に賊の別軍鹿沼より横に進み會津の兵も亦三王嶺より進み來りて齊しく城に逼り砲聲四面に湧き喊聲天地を動かし官軍遂に守ると能はず城を棄て散じ藩主の館林に走る是より先板倉伊賀の彦根の軍に降りて宇都宮城にあり是に於て賊兵之を奪ひ宇都宮城の全く賊軍の有とある大鳥圭介の軍略あり兵を指揮する臂の指を使ふが如く操縦意の如くからざるとかし且其率ゆる所の兵も多く會て練兵を佛蘭西人に受る者かれり部下も精銳にして至る所官軍を窘む初め小山、武井兩驛の役



より近傍の諸藩の大抵官軍に應ずると雖ども其兵士の率ね甲冑劍槍を用ゆるが故に戦ひ常に利あらずして往々要衝の地賊兵に奪われ朝廷因て援兵として薩長大垣、土州、因州の兵を遣ひしければ直ちに壬生に至り諸藩の兵を合せて廿二日の味爽大舉して宇都宮を攻む賊兵城を距ると一里余城を出て官軍を拒ぐ官軍之を安塚に邀へ戦ふ賊兵の間道より先鋒薩州、大垣の後を襲ひ彈丸を雨注し官軍殆んど敗れんとす時に薩、長、大垣の別軍、雀宮驛より馳せ至りて之を援けて遂に賊兵を走らす賊兵遂に城及び明神八幡の両山に據りて砲撃す官軍其四面を圍んで之を撃つ兩軍の砲聲四方に振轟き砲烟天を衝いて殆んど人色を辨せず然れども賊兵の堅く守て益々官軍を撃つ官軍死傷甚だ衆し因州の隊長河田佐久馬悲て曰く藪爾たる流賊の爲めに衆くの兵士を喪ふ深く憾みと爲す日の未没せざる内に賊を殲し城を取らん衆それ之れを勗めよと乃ち咄嗟奮激して衆を勵ましければ因州の兵大に振ひ殊死して城を登り其一角を抜く是時諸軍の攻撃益々烈しく賊軍辟易し城及び兩山ともに一時に魚潰し終に圍を衝き脱て日光に走る因て官軍遂に宇都宮城を復して日全く暮る是より先近傍の脱兵の皆大抵宇都宮に集りて賊勢甚だ精銳あり故に官軍頗る攻撃に勞すと云ふ後ち大島圭介

ハ日光近傍にありて屢々兵を出し土州の兵之と今市に戦て互に勝敗あり已にして官軍大に賊兵を破り賊兵多く散亡しければ大島遂に見兵數人を率ゐて會津に投ず○是より先徳川麾下の脱兵の別に上総の木更津に據り盛に糧餉を貯ふ總督の宮諸藩の兵を遣ひして之を撃つ賊兵進んで船橋驛に来る是時備前の兵の八幡にあり藤堂の兵の貝塚にあり筑前の兵の行徳あり佐土原の兵の鎌ヶ谷あり閏四月十二日黎明賊兵不意に出で藤堂備前の營を侵す両家の兵の不意を撃れて大に亂る、を賊兵勢も乘で縦横に砲撃す両家の兵の且戦ひ且走る賊兵追て市川の渡口に至り官兵舟を争ふて溺死する者衆く佐土原の兵の此砲聲を聞きて猝に鎌ヶ谷を發すれば賊の別軍の之を途に要す佐土原の兵因て身を麥田に潜み散兵を布きて之を狙撃す賊兵殪る、者數を知らず猶臼砲を放ちて殘兵を走らす時に賊の牙兵の八幡、貝塚の官軍を破り退て舟橋に舍し針を傳ふ佐土原の兵之を謀り兵を分ちて三隊と爲し一は海路より船橋の背に進み一は本道より進み一は間道より進みて直ちに舟橋を襲ふ賊軍狼狽して之を拒ぐ偶々筑前、藤堂、備前の兵馳せ至りて齊しく賊軍を撃つ賊軍殊死して決戦す官軍因て火を驛に縦ち其窠窟を燬さければ烟燄天に漲り賊軍終に潰亂して四方に走る後ち三日



にして上總の脱兵盡く平ぐ

東台の影義隊を討つ事并 徳川家へ封土を賜ふ事

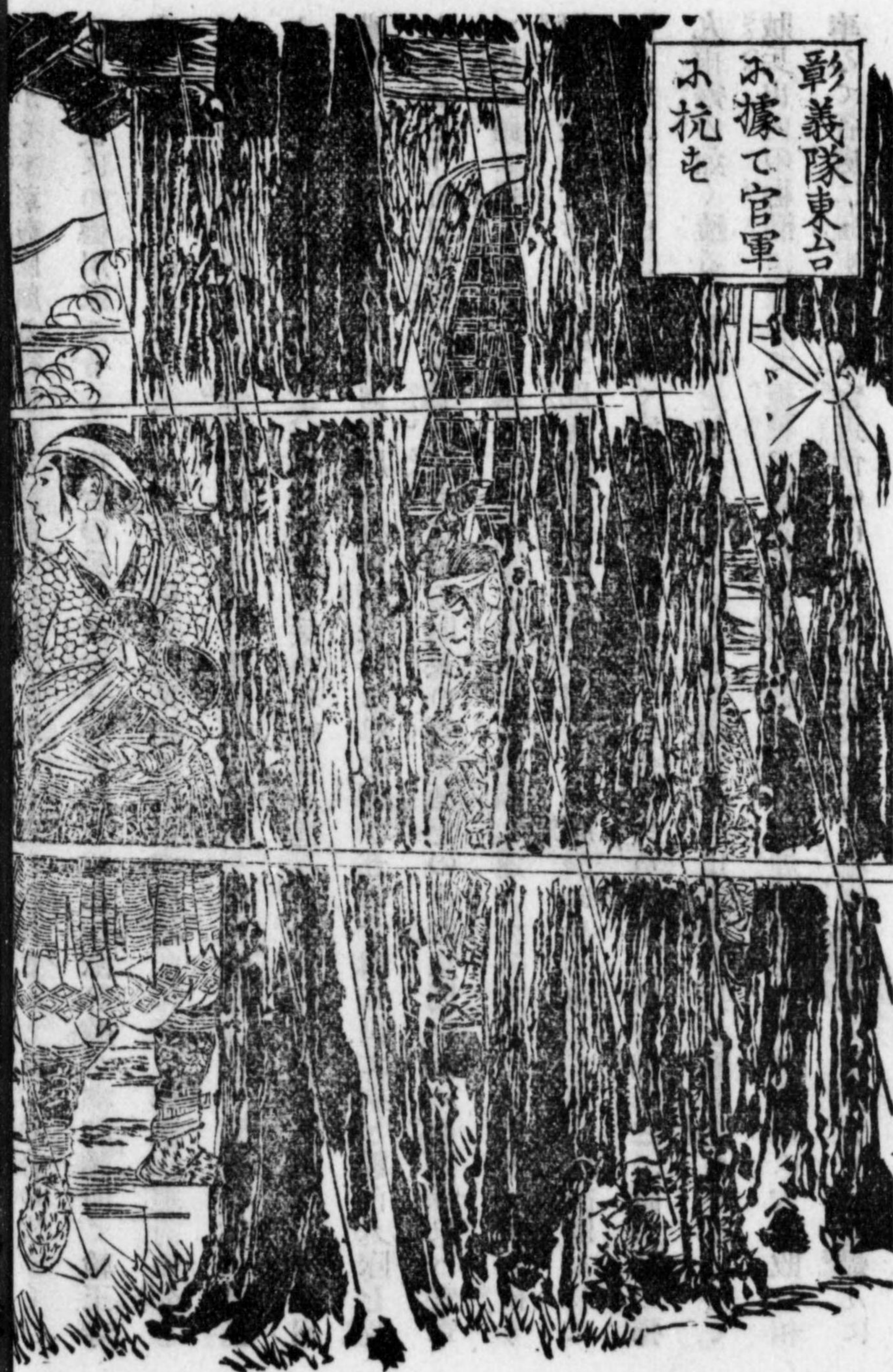
太政官を分つて議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官と爲し又地方官を分つて府藩縣と爲す又新に紙幣を製す○是月三條左大將より關東監察使として江戸にあり朝廷詔して田安龜之助をして宗家を續がしむ是れ徳川氏謝罪の實を著しせばあり然も封額未だ定らず臣属等論議紛々たり初め勝安房の官軍より往來するや激徒等ハ之を怒り私に安房を刺んと圖る既にして城及び兵器を收めらるゝに及び激徒等益々憚らず自ら彰義隊と唱へ東台に據り輪王寺宮を擁して事を謀らんと欲す執當覺王院も亦私に近日の朝旨を議して宮を誑かし以て激徒を容れ會藩及び關東の諸藩士等も亦遙み之を援く激徒等勢を得て益々兵を招き甲を繕めければ脱兵の近國に敗れて江戸より潜む者或ハ奴隸興昇の主領を失ふ者等相傳て之ハ投じ一時口を餉する瓦合鳥集の兵にして復た規律なく其遊行するハ常に長劍を横たへ高履を着け假蹠傲務て威勢を張る時ハ官兵皆錦符を袖み付て以て印號と爲す都人竊かに之を嘲り呼で錦切と言ふ彰義隊途に錦切に逢ハ則ち罵詈雑言或ハ逼て之を斫り官兵の害せらるゝ者少からず彰義隊頗る得色あり諸藩の兵憤懣に堪へず之を誅伐せんと請ふ總督の宮からびに監察使にハ徳川家より令して東台の兵を散解せしむれども彰義隊等聽かず朝議因て輪王寺宮を召びて之を論さんとせらるれども覺王院又拒て遣はず朝廷此に至て彰義隊追討の令を下す軍務の長大村益次郎惟幕の中にあつて諸軍の向ふ所を勸し薩州、肥後、因州の兵ハ湯島より進み長州、肥後、筑後、大村、佐土原の兵ハ本郷より進み自余備前、藤堂、阿州、尾州、紀州、蘇州、筑前等の前ハ各々向ふ所を極む賊徒等これを聞き五月十四日夜に乘じ數百人隊を脱して走る十五日昧爽官軍齊く東台に逼る賊兵ハ各々酒をのみ觀意門を開て衝出ければ官軍ハ廣小路より退く適々大風雨おれば官軍之に乗じて奮戦し遂に大砲を以て黒門の一角を破り賊兵を走らせければ覺王院等狼狽し宮を戴き間道より厩かに身を脱して市中に潜匿す時に賊兵別に山玉山にあり俯て官軍を打つ薩藩及び自余の兵ハ樹木に攀ぢ仰で之に向ふ賊の彈丸雨霰の如く墮るゝ者數を知らず官軍益々兵を繼ぎ遂に山上の賊兵を撃ち走らす是に於て賊兵山内の柵欄に據りて拒戦す官軍又柵欄を燬さければ煙焰天を突き賊兵遂に大に敗れ相率ひて各處に脱す此役東台近傍の市街ハ燬ね兵燹に罹り柵欄の火夜に及ぶまで益々熾んに





和月

彰義隊東台  
 不據て官軍  
 不抗也





遠近肅然たり是より都人錦切れを畏れ錦切れの威遂に都會に振ふ幾何もかく朝廷徳川氏の封を定め駿遠奥羽の地を併て七十萬石を賜ひ臣屬の官爵を奪ふ○是より先林昌之助（上總貝洲の領主）脱兵と謀り兵數百を率ゐて伊庭八郎等と遂に箱根の險に據る朝廷よの監軍中井範五郎三雲爲一等を小田原に遣ひし其藩兵を以て林等を討たんとするよ小田原藩の私に林等を援けて中井を殺し三雲を逐ふ朝廷因て問罪の師として諸軍を小田原に向けらるゝにぞ小田原藩主にの畏縮して爲す所を知らず首謀の者を刑し林等を討ちて以て哀を請ふ己にして林等の海路奥羽よ走る朝廷由て小田原の封を削り罪を許す是に於て關八州略不定まる

會津征討白川口及び越後長岡合戦の事

却説關八州の略定りたるを以て官軍別に會津を攻んと諸藩の向ふ處を部署し加州、尾州、薩州、長州、越前、松代、松本の兵の越後口より進み薩州、長州の別軍と大垣、忍の兵の奥州白川口より進む然るに徳川の脱兵と會津、仙臺、棚倉、中村等の兵の白川城に據りて力拒し數々干戈を交ゆと雖も官軍激く戦ひ遂に白川城を乗取り從て近傍を略定せしが賊軍再び大舉し白川城に逼り官軍敗績し賊軍復た白川城に據る○是時水戸の森黨市川三左衛門朝比奈彌太郎等其藩兵四百を率ゐて越後口の賊軍に投じ賊軍の長岡城小ナ谷等に據りて其勢ひ日に盛

あり官軍因て小ナ谷の賊を走らせ兵を各處に分ち或の信濃川を隔て陣し或の榎嶺より妙見口、金倉山等を扼せり此榎嶺の險阻にして左の信濃川に臨み右の金倉山に接して長岡に進むの要路あり賊軍初め之にありしが松代、尾州の兵の賊を追ひ走らせ是に至て四方の官軍遂に長岡に逼る賊軍健闘連日に及び迭に勝敗あり居る十日賊軍大舉し來りて妙見口及び榎嶺を圍ひ薩州、長州、尾州、上田の兵固く之を守る賊軍因て河東に在る官軍の援路を絶しかば官軍孤立とあり計の出す所ろかく大に苦しむ參謀黒田了輔、山縣狂助等謀を設け河東の精兵を撰びて賊軍の腹背を襲ひしめんと隊長三好軍太郎、堀潜太郎、竹田十左衛門等長州及び高田の兵二百を率ゐ曉霧に乗じ枚を含みて千曲川を濟る適々霖雨ふりつゝ河水大に漲り舟殆んど覆へらんとするを衆力を盡し僅かに前岸に達し直ちに上陸して賊壘を侵す賊兵狼狽し守りを棄て走る官兵因て其大炮を奪ひ用ゐて賊軍を撃ち賊兵數十を殪す時に薩州及び自余の兵三百人植下村より濟り又賊砦を破り榎嶺、妙見口の官兵も亦馳せ向ひ官兵勢よ乘じ鼓噪して齊しく進む賊軍大よ乱れ遂に城を燒き長岡藩主を携えて間道より朽尾に



退く因て官軍長岡を取る○是より先白川の敗報江戸に至る朝廷即ち因州、備前、大村、柳川、佐土原、笠間の兵を遣ひして之を援ひしむ是に於て諸軍相會し大舉して又白川城を攻るにぞ賊軍僻易し兵仗を棄て走る此白川の道絶嶮あるが上に會津の衝要にあたり先づ是に據るどきの攻守兩つあから勢を得るが故に兩軍大に之を争ふと云ふ官軍己に白川城を取り嚴に守備を修め日に會津に向ふんとすれども賊軍の棚倉、岩城平の二城を堅守し再び白川に攻來るの聞へあれは急に官軍兵を分ち二と爲し一は畑驛より進み一は本道より進み廿四日味爽直ちに棚倉城に逼り砲撃に時を移し遂に城を攻落せり是に於て賊軍の悉くし岩城平に集り其勢ひ熾昌にして官軍殆んど進むを得ず七月參謀河田左久馬等諸藩の兵を會して攻撃の策を決し因州、柳川、佐土原、備前の兵の湯本口より進み柳川の別軍及び薩州、長州、大村の兵の小名濱口より進みて十三日味明に岩城平に逼る賊軍の豫じめ之を知り城を出ると一里計土豚の砲臺を築きて之を拒ぎけるを因州、柳川以下の兵等奪ひ撃て之を走らせ直ちに城に逼る賊軍の關を城外に設けて銃砲を聯發す柳川の兵奮闘して遂に關を破り薩州の兵も亦外郭を抜く時に賊軍橋を隔て頻りに砲撃す柳川の兵百五十人潜かに橋桁を傳りて突然賊

軍の右翼を侵す橋上の官兵も亦逼る賊軍披靡して本城も退きければ諸軍勢に乗じて本城を攻む賊軍力拒奮戦し兩軍の砲聲四面に轟き天地も爲に崩るゝかとあやしまる日も已に暮ければ官軍再舉を謀らんと兵を城外の要地に引けるに其夜三鼓を過るころ本城に火起り炎焰天を衝く官軍因て馳せ集まり見れば已に賊の復兵なし是れ蓋し昨日の戦ひに鉛鎗略々竭き自ら拒ぐべからざるを知り城を燔きて濱街道より東に走るを是とす於て官軍盡く地方を取れり此岩城平の奥羽に於て最も嶮岨と稱し守るに便にして攻むるに利あらざる所あり故に此役は官軍の死傷の賊軍より衆かりしと云ふ○是時お當り仁和寺宮より會津の征討總督として西園寺公望、壬生基修の兩家を従へ諸軍を率ゐて越後口にあり諸軍長岡に據り賊軍と壘を對して日に相砲撃し勝敗未だ決せず廿四日官兵軍議を決し賊砦を破りて會津に向ふんと諸軍の嚮ふ所を部署す是時官軍バ別に大艦に乗じて新發田の領内に至りければ諸軍明曉に軍を發せんと假眠して旦を竣つ所に賊軍の審らかよ之を謀ひ知り夜半精兵を出して我が要衝の壘を衝き大小砲を亂發して大に官兵を破り其勢ひに乗じ進んで長岡に逼る長岡はわる官軍の砲聲を聞て皆我軍己に賊軍に向ふが故に號砲を發するなりと思ひ人々裝を爲す所



に火の各處に起り砲聲の漸々近づき全く賊兵の來り侵を知り官兵大に驚き左右する内は賊軍輒ち至り大に官軍を撃つ官軍大に敗れ賊軍勢ひみ乗じて北るを追ひ之を川に擠し官兵死する者甚だ衆く賊兵遂に長岡を復す初め官軍の長岡を取るや長岡の市民の常に官軍の情實を賊軍に内通し此役も主として内應を爲すが故に賊軍奇功を奏せりと云ふ○廿六日官軍一の覆嶺妙見坂に屯し一の信濃川の西南に屯し砲臺を河岸に築きて以て賊軍と争ふ賊軍大舉し川を踰えて逼らんとす官軍頗る戦守に苦しむ或の曰ふ暫らく三國嶺に退ざきて賊の勢を撃んと參謀山縣狂介曰く是の際に當り一步を退けば賊勢を増し一步を進めれば賊謀を阻まん寧くんそ一の小敗をおそれて軍機を失ふはんや聞くに白川口の軍の己に其地方を略り日に奥羽に盆入すと我れ思ふに奴輩必らず後を顧みて久しきを持する能はし諸君夫れ之を勉めよと遂に復た攻撃の策を決す是時賊軍の前日の捷は狂て稍々守備を怠りけるが翌廿九日味爽大霧に乗じ妙見口より潜かみ賊營を窺ふに賊兵皆臥し居ければ官兵即ち刀を抜き縦横に揮撃して賊兵數十を斫り繼で小銃を亂發するは賊兵一敗地は塗れし所を官兵四方より起り吶喊して長岡に逼り火を四方に放ちて各處を砲撃す賊軍之は辟易し皆長岡を棄て走る官軍遂に長岡を取り先は賊軍に内通せし者を捕へて軍門に徇す長岡城五月より此も七月に至るまで屢々兵燹を罹り城閣市街は延焼し蕩然荒野と爲る

奥羽の諸藩連合して官軍に抗する事

是月江戸を改めて東京と爲す○是より先會津征討の督將九條道孝、澤爲量、醍醐忠教の三家の薩長の兵八十人を率ゐて道を分つて奥羽に入り地方の諸藩を指揮す然れども諸藩往々疑懼して號令行はれず獨り秋田、津輕、生駒等の兵の一意に心を官軍に歸す初め會津の國邑に退ざき兵備を修るとき庄内藩も亦竊かに會津の聲援を爲す是に於て秋田、生駒の兵は庄内藩と屢々兵を交ゆといへども秋田、生駒の兵常に利あらず己にして徳川及び仙臺の脱兵の庄内と共に秋田の國境に入り遂に城下に逼り秋田城將に陥らんとしける故秋田より之を九條家に訴ふ時に九條、醍醐の兩家の仙臺にあり是より先は仙臺、米澤の兩藩の會津征討の命を蒙りて兵を會津の國境に出せしが會津より書を以て哀を兩藩に乞ふぞ兩藩は即ち兵を解き南部、二本松、三春以下十餘藩を白石に會し伊達慶邦上杉齊憲自ら牛耳を執り連署して會藩を宥し兵事を戡められんとを九條家に請ふにぞ參謀等曰く會藩誠に罪を謝せんとあらば



宜しく城及び兵器を收め恭順の實を著すべきに今乃ち然らず隣近の諸城へ兵を出し盛んに防禦の策を爲し以て官軍を抵抗しあがら陽に書を出して過ちを飾り哀を乞ふ謝罪の道に何くあかある諸藩も亦之を是とするか且之を聞くは仙臺以下の藩士等竊らみ賊軍を加へる者衆しと是れ何事ぞと其書を卻けて省みず再び兵を出して會津を討せしむ仙臺、米澤以下の藩士等怒て曰く督將の事を容るゝと雖も參謀等之を壅蔽す是れ參謀等朝廷を狭さみ已れの意見を逞ふす其奸惡遁るべからずと遂に參謀世良周藏を要殺し其罪狀を唱へて以て南部以下の諸藩を煽動す諸藩これが爲に動き相偕に會津を援けんと謀るよど遠近騷擾たり因て九條家以下の直ち仙臺を去りて盛岡に至るに盛岡も素より賊の盟に與するが故に九條、醍醐の兩家の遂に秋田を投ず是時澤家も既に秋田ありて相會し間使を發して急を東京に報じければ朝廷大に驚かせられ仙臺以下同盟せし諸藩主は官軍を削り追討の命を下して益々兵を奥羽に進む是より先輪王寺宮及び覺王院等の上野を脱走して仙臺も入るゝ及び同盟の諸藩一層勢を得て益々官軍と絶ち終に秋田に逼りける故秋田城孤立となりて敗没旦夕あり已にして薩州、土州、佐賀、島原、平戸の兵秋田に至り官軍また大に振ふ九條

家以下久しく敵地ありて流離瑣尾頗る艱楚を極めしが是に至りて始て皆再生の思ひを爲すと云ふ秋田の官軍の己に勢を得て日に傍近の地を略定し諸道の官軍も亦日を逐て敵地に深入し二本松及び三春を略取す而れども仙臺、南部、米澤、庄内の諸兵の屹然として官軍に抗せしが官軍健闘して遂に仙臺領の駒ヶ峯を取れり是時諸道の別軍も兵を分ち南部、米澤、庄内を討と雖も賊軍備強にして官軍屢々利あらず居ること幾何もなくして白川口、越後口の賊軍も次第に敗れ官軍遂に勢を得て己に仙臺以下四藩の城下に逼らんとす

榎本等脱艦の事 并 官軍追々若松城に逼る事

八月徳川慶喜の水戸に居るや其近傍の兵戈未だ弭まず訛傳あり激徒等慶喜を奪んと欲すと此に於て慶喜にの事變の生せんことを憂ひられ上書して駿府に移らんと請ひ朝廷の許を得て駿府に至りて屏居す○是月榎本益次郎、松平太郎、荒井郁之助等永井玄蕃を戴き開陽、回天、蟠龍、神速、長鯨、大江、鳳凰の七艦を率ひて品川海を脱す初め朝廷より徳川家の軍艦を收むる時榎本等哀訴して獻せざらんと欲するにより朝廷にても止を得ず富士山以下四艦を收めて特に開陽丸以下數艘を徳川家に賜ふ榎本の素より探船の術に長じ部下の士官も亦技



に練熟し且其率ゆる所の開陽丸の大砲廿六門を架し瀛力四百馬を兼ね其堅牢精緻ある本邦第一と稱す故に衆皆之を頼み常に主家の恭順を憚らず其三兵隊の江戸を脱する時覆本等の品川海にありて潜かに之と謀を合せ機を見て共に相援けんとなせしが是に至て奥羽諸藩同盟して遙起せしを聞き相謀て曰く我輩斯堅艦を率ゆるとき天下誰の能く敵する者あらんや今海中は横行して以て陸軍を援けバ事必ずなるべしと即ち名を鎮撫に托けて書を朝廷に出置きて脱走す徳川家よて之を知り飛船を以て追ふも及はず即ち狀を朝廷に啓しければ朝廷大に怒らせられ且其書辭の悖慢ある朝廷を輕蔑するに似たりと頗る徳川家を責め又覆本等を海盜と稱し此事を諸外國の公使に告げて共々接待することおかしめ天下に令しせ脱艦は食物を賣るとを禁す○是時ふ當り官軍の己は二本松に據り兵を分ちて専ら仙臺以下の諸藩を攻め日に其封内に進みて會津を顧みざりければ會津藩の諸脱兵と與に地方各路を成り益々守備を嚴にす參謀伊地知正治、板垣退助等相議て曰く會津の賊の根蒂にして仙臺以下の賊の枝葉のみ然るを今枝葉を驅りて根蒂を舍置くときに従て滅せば從て起らん因て根蒂を動かすに如く根蒂己は動くとき枝葉の隨て枯るのみ且若松城の今より

三十日を過れば深雪沍寒にして輒く軍を進むを得ざれば今の時失ふべからずとて諸藩の兵を仙臺以下に分配し置き遂に薩、長、土、大垣、大村、五藩の兵を率ひて八月廿日二本松を發して方成嶺に向ふ方成嶺の會津二本松の封境にして賊軍砲臺を嶺上に築き大砲を發して之を拒ぐ官軍一戦之を走らせ廿二日猪苗代を抜く賊軍の豫じめ橋を撤して往來を絶ちければ官軍の假橋を作りて渡り澗澤嶺の兵を撃て又之を走す少年の白虎隊と稱する者一人も生て歸る者あり廿三日直ち若松城下を闖入し即日第三郭を拔きければ賊軍大に驚きて曰ふ官軍輒ち飛び來るかど相率て城内に退く初め會津の會津川、庄内、藤原、三斗小屋の諸口より大兵を出して官軍の衝突を拒ぎけれども猪苗代のみ唯險を恃みて僅かに數十人の兵を備ふるのみ故に官軍其虛を擣りて賊膽を奪ひたるに官軍已に城下に逼り日に大砲を城内に發し賊勢を挫ぎ以て諸軍の來るを俟つ賊軍の出で四方を守る者の官軍の已に若松城下に入ると聞き稍々成を棄て若松城に走る廿五日黎明城兵大衆城を出で來りて官軍を侵す其勢甚だ鋭く官軍大に敗績し死する者衆し參謀等則ち暫く兵を各處に散す城兵敢て追躡せずして城に退く已にして官兵四もに集れば城兵復た來りて官軍を襲ふ官軍又敗る時に官兵



謀を用て別に城兵の後を撃ちければ城兵大に亂る官兵之に勢を得て還り戦ひ大に城兵を破る賊軍一敗して城は退く此日尾州、紀州、肥前其餘の兵の白川口より進み藝州、宇都宮、大田原其餘の兵の藤原口より進み並に沿道の賊兵を撃ちて黄昏頃若松の城下に入る夜己三鼓及次城兵潜るる官軍の營を侵し來り官兵苦戦して之を卻る爾後城兵の屢々夜に乗して來り侵す官軍頗る防禦に苦しむ

若松城攻會津降伏の事 並 會津以下の死を宥す事

是時、當り越後口の官軍の若松に入んと會津川に向ふに賊軍の川を隔て砦を連ぬると一里餘以て之を拒ぐ官軍勇往奮戦して漸く其一角を抜くと雖も賊軍の銳を悉して力戦し道輻く通せざりしが若松ある官軍の後より會津川の賊兵に向ふが故に賊兵之を顧みる所を越後口の官軍機を投じて大に賊軍を破り賊兵遂に守りを棄て間道より若松城に入る因て九月十日越後口の軍も齊しく若松城下に入りて諸道の官軍に會す官軍の勢は大に振ふ又是より先よ二本松より進みし官軍の已に天臺寺山を取れり此天臺寺山の城を距ると甚だ近く俯して城を瞰ふべし是に於て野戰砲を用ひて日城內を撃ちければ城兵の堅く守て之に應じ諸軍

會津藩主  
父子軍門  
不降伏を





遂に相謀り別々砲臺を城の東南隅に築き益々砲撃す十三日の夜に乘じ城兵大擧して城の東に出で官軍を襲ふ官軍地理も熟せず一軍崩潰し死傷甚だ多し翌日官軍の石榴弾を城内に連發しけるに樓櫓及び本丸も中り四方に破裂し城兵震ひ死する者甚だ衆く一城辟易す然ども城兵或の紙鳶を城上に放ち威ひれ務めて暇餘あるを示す已にして城西の官軍近く城も逼りて砲撃す城兵大に出で之に應じ衆く官兵を殲す○十五日參謀伊知地正治、山縣狂介、板垣退助等相謀て曰く懸軍險地に深入し久しきを彌るときの變或の生せん即ち城を凌ぎ齊しく登りて以て勝敗を決するに如かずと諸軍の向ふ所を定む時米澤藩已に官軍に降伏せしかば即ち米澤の兵も先鋒を命ず城兵是より聲援を失ひ勢ひ大に衰ふ十九日會藩の手代木直右衛門秋月悌次郎等城を出て降伏を請ふ參謀等即ち相議して藩主父子を軍門に降し城及び兵器を收めんと日を刻して使者を還す是に至て廿三日藩主父子及び重臣等城を出て降り城及び兵器を獻す斯て藩主父子家族に瀧澤村ある妙國寺に屏居し藩士の凡三千餘名猪苗代も屏居す後五日仙臺南部、庄内、其余の藩も亦降り城及び兵器を獻す已にして南部藩復た畔むく官軍一擧之を平す

九月八日明治と改元し詔して曰く今より以後一世一元以て永式と爲す是月廿二日天皇の誕辰あるを以て天下の刑戮を停め群臣に酺宴を賜ふ爾來此日を以て天長節と爲し海内をして嘉節を祝さしむ此年春日誌を上梓し天下に頒布し衆庶をして普ねく政令を知らしむ此年秋西班牙、瑞典、那耳と條約を結ぶ○十月十三日天皇東京に臨幸す有栖川帥宮の東北鎮定せしを以て錦旗節刀を奉還す優詔帥宮の功勞を賞し其餘の武官へ金を賜ふ已にして群臣も令じ奥羽、北越、降伏諸藩の處置を議せしむ○十一月會津藩主父子及び仙臺、米澤以下諸藩主を東京に召し尋で輪王寺宮以下奥羽より歸る之を西京伏見宮に幽す板倉伊賀父子及び其餘の脱將も亦歸りて幽せらる○十二月特に詔して會津、仙臺、米澤以下廿三藩主の死一等を宥し各藩も幽し仙臺米澤以下の封を削り同姓をして封を襲がしむ又陸奥國を五國に分つて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥と爲し出羽の國を二國に分ち羽前、羽後と曰ふ明年特に陸奥、斗南の地にて三万石を保科家(會津)に賜ひて以て其祀を存す是に於て天下の事畧々定まる○是月岩倉右兵衛督に詔して英、佛、米、蘭、伊、宇、六國の公使を諭し局外中立の令を停めしめ書を與て曰く今日奥羽北越の諸藩皆謝罪降伏し其藩主皆東京に來り政府の裁斷を仰ぎ邦内



た政府は衝突するものあり故に今より軍艦我器を我が政府に賣り我が政府に貸すも復た異議あかるべし請ふ夫れ之を領せよと公使等商議累日に亘たり遂に其人民を令して中立の事を廢す已にして天皇西京に還幸す○諸外國中立の令の破るより我が政府の新た甲鐵艦を得たり此甲鐵艦の徳川氏米利幹より之を贖ひ此年夏横濱に來ると雖も米利幹人其旗章を立て局外中立の令を執りて輒く與へざりしが是に至りて政府之を諭して請取るあり本邸の軍艦中よての開陽丸を第一と爲せしが此甲鐵艦の來るより或は其右に出ると云ふ

脱兵函館ふ走り松前合戦の事

是より先榎本釜次郎等軍艦を率ひて仙臺の地ありしが東北諸藩の既盡く降伏し復た身を容るゝ所なく大鳥圭助等も亦脱兵を率ひて仙臺を走り遂に海軍を投ず是に於て相與ふ謀り函館を取りて以て之を據らんと即ち鷺木港に至る鷺木港の函館を距る十里あり函館の知府事清水谷侍従より龜田五稜郭にあり佐竹、津輕、松前、大野、小倉、福山の兵數十を各處に分ちて之を守りけれども脱艦の函館を逼ると聞きて五稜郭を去り函館を退き遂に津輕青森に退き判事堀真五郎を東京に遣ひして急を報す己にして賊の陸軍の鷺木を上陸し兵を

分ちて二と爲し一は大鳥圭助を將として函館に向ひ一は嶺下に向ふ官軍之と大野邑を邀え撃て之を卻どくと雖とも大鳥之を聞き新に兵を遣りて遂に官軍を破る是時賊將土方歳三ある者又兵を率ひて鷺木港より川吸嶺を踰え間道より函館を來り兵を分ちて地方を略取し大野邑文月邑等も據る福山及び其餘の官兵の之を七重邑に邀ひ大に賊軍を破る幾何もなく賊軍大擧して來り戦ふ官軍奮戦し賊の隊長大岡甲次郎、諏訪部信五郎を殺すと雖賊軍屈せず格闘數合及び遂に大に官軍を破る官軍死傷甚だ多く賊軍勢も乘じて遂に五稜郭を取り鷺木港の脱艦 回天 蟠龍の二艦も亦函館港に入る官兵の向きも知府事と共に青森に退きしが故に函館より一の官兵なく賊兵遂に上陸して函館を取る尋で開陽丸以下の諸艦も鷺木港より函館港に入り假りも永井玄蕃を函館奉行と爲し居留の外國人に告げて共に事務を裁決せんと約す○時は賊の水軍の蟠龍艦を率ひて松前城に逼る松前の兵即ち各處の砲臺より蟠龍艦を撃ちければ賊兵も蟠龍艦を灣中に縱横し應じて石榴彈を發し一の砲臺を毀ちけれども陸地の砲臺倍々烈しく實丸連りに脱艦の船體も中るが故に脱艦終に城に近づくを得ずして去る已にして賊軍の海陸並び進み水軍の福嶋灣に來りて砲撃し陸軍の大鳥土方の兩人を



大將として福嶋邑及び野越より松前城に逼る松前の藩士等の堅く城を守んとす時、藩主の江刺にあり隊長安田拙造父子異議を唱え藩主を他邦に遷らしめんとす同藩士鈴木織太郎田崎東等之を聞き其異議を怒り直ち江刺に往き逼て安田父子を殺す藩内依て騒然たり賊兵其變に乗じて直ち城に入る城内の藩士田村量吉等城を焼き防戦して之を死し松前城遂に賊軍の有と爲る賊軍の松前城に逼りしより此に至りて五日あり松前藩頗る苦戦し死傷甚だ衆し賊軍の已は松前を取り又江刺及び函館を取んと海陸謀を併せ陸軍の一は松前城より本道を進み一は五稜郭より間道を進む此時榎本等の開陽丸に乗じ水軍を率ひて己は松前灣に來り海岸を巡羅し錨を江岸の海邊に投ず其夜風濤大に起り殆んど纜を絶んとす賊兵因て海濱の暗礁を避て遠く洋心に去んと蒸氣力を倍すと雖ども風益々烈しく艦爲に掀翻し忽ち暗礁に觸れて進退維れ谷り賊衆皆色を失ふ函館の賊將等之を聞き回天神速の二艦を遣りて之を救はんとすれども暴風尙止まず二艦近づくに能はず榎本等開陽丸に居ると四日にして風少しく定まりたるを以て兵器を携えて上陸す後ち十餘日にして全船盡く破碎しければ賊軍乃ち暗夜に燈を失ふが如くありと云ふ○是時官軍の小沙子和船倉、石の關の砦を守り居しは土方歳三等兵數百を率ひ來り一戦し官軍を撃ち小沙子の險を踰え勢を乘じて遂に江刺に至る賊の別軍の間道より進む者も亦船倉、石の關を抜き直に館の砦に迫る官軍因て陣門を闔ち大小砲を乱發すれども賊軍の險を踰えて來るが故に大砲を率ゑると能はず連り小銃を發して進み忽ち賊兵二人馳せ來りて門扉の下に潜り入り内より之を開きて衆を納る衆呐喊して門内に闖入す官軍力を盡して接戦し隊伍大に乱れ彼此紛拏して辨ずべからず松前藩三上超順の右手に刀を揮ひ左手に粗板を持ち賊の隊長伊奈誠一郎に當り直ちに伊奈を斫る賊の隊長横田豊三郎ある者之を視短銃を掲げて馳せ來る超順又横田を斫る賊兵二人後より超順を突殺す超順の元松前法華寺の僧として畧書史に涉りしが世の亂に當り自から僧たるを潔よしとせず此年袈裟を脱し松前藩の民兵に入り居ると數日にして陣營奉行に擧げられ嚮に脱兵の松前城に逼り藩論決せず或は脱兵に應せんとする者ありしとき超順の大義を唱へて其徒を斫る是れを因て其徒屏息し藩論遂に勤王に歸すると云ふ是時官軍の已は敗績し賊軍を拔て本道より進み賊の別軍も亦此に會し遂に兵を併せて熊石に來れば熊石の已は官兵あり賊軍由て五稜郭に還り軍艦及び砲臺より空砲を連發して其地方を畧する

り居しは土方歳三等兵數百を率ひ來り一戦し官軍を撃ち小沙子の險を踰え勢を乘じて遂に江刺に至る賊の別軍の間道より進む者も亦船倉、石の關を抜き直に館の砦に迫る官軍因て陣門を闔ち大小砲を乱發すれども賊軍の險を踰えて來るが故に大砲を率ゑると能はず連り小銃を發して進み忽ち賊兵二人馳せ來りて門扉の下に潜り入り内より之を開きて衆を納る衆呐喊して門内に闖入す官軍力を盡して接戦し隊伍大に乱れ彼此紛拏して辨ずべからず松前藩三上超順の右手に刀を揮ひ左手に粗板を持ち賊の隊長伊奈誠一郎に當り直ちに伊奈を斫る賊の隊長横田豊三郎ある者之を視短銃を掲げて馳せ來る超順又横田を斫る賊兵二人後より超順を突殺す超順の元松前法華寺の僧として畧書史に涉りしが世の亂に當り自から僧たるを潔よしとせず此年袈裟を脱し松前藩の民兵に入り居ると數日にして陣營奉行に擧げられ嚮に脱兵の松前城に逼り藩論決せず或は脱兵に應せんとする者ありしとき超順の大義を唱へて其徒を斫る是れを因て其徒屏息し藩論遂に勤王に歸すると云ふ是時官軍の已は敗績し賊軍を拔て本道より進み賊の別軍も亦此に會し遂に兵を併せて熊石に來れば熊石の已は官兵あり賊軍由て五稜郭に還り軍艦及び砲臺より空砲を連發して其地方を畧する



を祝す榎本等遂に函館在留の各國領事及び英佛の船將を見て己れ等港内の事務を裁決する  
 とを告ぐ英佛の船將等の間も居り我が政府に説きて兵を解んと從容として榎本等を慰籍す  
 榎本等其厚意を謝し因て徳川血統の者を擁して蝦夷地を開拓し北門の管鑰を掌とらんと即  
 ち願書を作り船將を介して之を政府に呈す已にして賊兵等假り其首長を置んと衆をして  
 投票公撰せしめ乃ち榎本釜次郎を總裁と松平太郎を副總裁に荒井郁之助を海軍奉行と大鳥  
 圭助を陸軍奉行と當て遂に五稜郭を本營とあし函館、松前、江刺に奉行を置きて地方の庶務  
 を綜ぶ且蝦夷地を開かんモロランの地も二百余人を移し澤太郎左衛門を以て奉行と爲す  
 ○是より先朝廷に脱艦の函館地方を據るを聞き徳川家を以て之を討し徳川慶喜自ら往  
 て之を討んと請ふ朝廷許さず更に水戸藩主に命ず是より至り朝廷榎本等の書を覽て益々其亡  
 狀を怒り大に天下に令し脱艦を征伐す是時又當り賊軍の已に開陽丸を失ひ兵力衰削せしに  
 政府の甲鎭艦を有し大に水軍の勢を得る○二年正月近畿關西の諸侯入朝正を賀す五日參與  
 横井平四郎を退朝の途中又害する者あり人其故を知らず或曰ふ横井の常と政體を變する  
 の論あり故に浪士等之を信じて事此も及ぶありと後ち逆を圖るの浪士を捕へ島首を行ふ○

二月公議所を設け諸藩士を徴て議員と爲し縦まに政道を議せしめ後ち是を集議院と改む  
 戊辰更始の際廣く會議を興し萬機公論を決するとの詔を踏なり是月函根以下諸道の關を廢  
 撤し行旅又便ず尋で新聞誌を發行することを許す又磔罪火刑を廢す○三月待詔院を設けて士  
 庶人の建言を納れ後ち之を集議院中と設く是月天皇再び東京に臨幸せられ是より車駕永く  
 東京よりあり人以て内旨都を遷すと爲す

脱艦追討函館近傍にて海陸戦争の事

此時に當り朝廷より方々函館の脱艦を討んと諸外國公使に告げて其港に在留の外國人を去  
 しめ海陸の兵を進む伏水親兵及び函館府兵其餘薩州、熊本、長州、備前、水戸、藤堂、久留米、  
 福山、弘前、松前、徳山、大野、黒石諸藩の陸兵凡そ六千五百人日を分ちて函館に向ふ又水軍  
 及び品川四方一、土方堅吉、赤塚源六、中牟田倉之助、岡啓三郎、石井貞之丞、山縣久太郎等甲  
 鎭、朝陽、春日、丁卯、陽春以下の諸艦を率ひ甲鎭、春日、丁卯、陽春、以下の七隻先づ發して南  
 部の宮古港に達す○函館の賊兵の之を聞て即ち甲鎭艦を奪ふの策を議し荒井郁之助等回天  
 蟠龍、高尾の三艦を率ひて函館を發す廿五日味爽一の軍艦花旗國の旗號を翻えし濤を冒し



て来る官軍の諸艦の以て外國船と思ふて意を用いず其艦の廻ち警備を窺ひ忽ち本邦の旗章を揚げ大砲を發して直ちに甲鏡艦を衝く官軍の諸艦の始て脱艦回天あるを覺り急火を蒸氣鑊に點すと雖輒は運轉發砲すると能はず賊兵大塚波太郎、野村理三郎等間も乗じ刀を揮ひ躍て甲鏡艦に入る官兵品川、土方、脇等短鎗を揮ひ立どころは賊兵を斃す賊の船將甲賀源吾の回天の甲板梁より倚り令して五十斤砲を發せしめ甲鏡の甲板を打ち官兵傷つく者衆し已にして諸艦の彈丸脱艦に雨注す甲賀の因て回天を縦横して之は應ず官兵或は小銃を用ひ賊將を狙ひ左股右腕を撃つ甲賀の更は屈する色なく益々衆を勵ます官兵又撃て遂に甲賀を斃しければ賊兵沮喪して忽ち港内を去れり此日の激戦の僅に三十分の時間にして官軍の死傷百餘名脱兵にも亦五十餘ありと其烈しきと想ふべし凡そ海軍他邦の旗章を揚げて港内に進み登砲に及びて自國の旗章を揚ぐるの海軍律の許す所あり今回天の來るも之に倣ふと云ふ初め回天以下三艦の來る時蟠龍、高尾も俱に函館を發せしが此二艘の風波は沮まれ海上に漂よふて進退自由ならず殊に高尾艦の此日蒸氣機關を破り宮古港の近傍にありて進むと能はず因て船將古川節藏等七十餘人火を艦に縱ち南部の地に上陸せしかども敵中として

函館に歸るを得ず終に森岡藩も降伏す官軍の諸艦の回天を追ふ者途中にて高尾艦を視て之に近づけば火已に艦内も發し復た賊兵を乃ち之を捨て去る是に於て諸艦の相約して直ちに函館に向はんとしけるが賊兵の回天、蟠龍、千代田の三艦を以て日夜函館港内を巡警し又陸兵を分ちて五稜郭、函館、松前、江刺、福島、モロラン等の地を守り事を在留の外國人も告げて此地を退かしむ外國人の各々自國の軍艦も乘て去る○四月長陽艦以下又奥羽に至り遂に甲鏡、春日、陽春、丁戌以下の諸艦と八日に津輕青森を發し九日黎明江刺の近海を過ぎ陸軍の乙部邑に上り直ち上崖山の要衝を據りしかば賊の陸兵の官兵の上陸を聞き兵を率ひて來る官兵高きより俯して之を撃つ諸艦も亦賊兵の横を砲撃しければ賊兵一敗し退て土場川を隔て戦ふ己にして諸艦の轉じて江刺に逼りければ江刺及び土場川の賊兵の駭き顧みて遂に松前城も走る是も於て官兵進んで江刺を取る○十一日に官軍松前城を攻んと兵を分ちて二と爲し一の江刺口に進み一の鶉邑口に進む時賊軍の江刺を復せんと大に呼り稀突して來る其兵剽悍銃鎗を用ひて接戦し官兵殪る者衆く遂に大小砲を棄て退く而れども木古内及び二股も進みし別軍の大に賊軍を破れり○十三日に官軍曉霧に乗じ枚を衝んで



再び木古内二股の賊營を襲ふに賊軍の兵を山谷に伏せて官兵を亂射す官兵苦戦し進むを得ず己として大に木古内口と戦ふて官軍遂に敗績す是時仙臺の脱兵五百人も賊軍に投じ賊大に振ふ松前城の賊將等の木古内二股の捷を聞き大舉して江刺と逼らんと十六日黄昏清部邑に來る所を春日艦の海濱に近づきて横に之を砲撃し陸軍も亦進で遂に海陸の兵を以て大に賊軍を破り賊の士官數十人を斃しければ殘兵の皆を松前より走れり○十七日味爽官軍に海陸謀を併せ松前城を逼るに賊軍の本道折戸の臺場を據りて防戦し官兵進むと得ず時に官兵の別の一隊を山道に向はせ奮闘決前して撃て賊の別軍を走らせ折戸の後に於て本道の官兵と之を夾撃し諸艦の己に松前城に逼り城内臺場市街等を砲撃す賊軍の彈丸己に竭き十斤彈を十八斤砲に裝ひて防ぎしが己に十二斤彈も亦竭きたり官軍の海陸より益々攻撃し逸み大に賊軍を破りければ薄暮に至て賊軍終に福嶋を走れり官軍の己に松前城を取ると雖も賊軍尙福嶋、尻打、木古内等を堅守す○十九日卯牌より官兵の大霧を乘じて木古内の賊營を侵す一營惶々擾るゝを官兵乗つて之を撃つ時賊兵の尻打に在る者等木古内の敗を聞き後より來て官兵を襲ふ敗兵も之に勢を得て還り戦ひ大に官兵を夾撃す官兵之に敗走し賊兵

又木古内と取る○廿五日官軍の別に二股口を攻むれども賊兵堅く守て屈せず屢々兵を換えて來り戦ふ砲聲遠邇に彌る日己に晡及で勝敗終に決せず互に兵を引く○廿四日より黎明より甲鐵、春日、長陽、陽春、丁戌の五艦の函館港に進みければ賊軍の回天、蟠龍、千代田の三艦を運らして之に當り兩艦互に十丁若くは五丁を隔て、合撃し海水も之が爲に溢る日己に午を加ふる時諸艦暫らく退き己にして又進み脱艦の其當りがたきを知り辨天臺場をして之を援けしめんと即ち臺場より砲彈の届くべき所を官艦を誘ふいと伴りて港心に退く諸艦咄嗟之を追ふに臺場の彈丸果して官艦に亂注し朝陽艦の甲板梁及び砲臺を碎き遂に舷を損ずと雖も諸艦之は屈せず進み逼らんとすれども臺場の砲撃益々烈しく且水理に熱せざるを以て深入すると能はず遂に兵を引く此日二股の陸戰の勝敗決せず賊軍の一銃殆んと千發に及び銃身熱して握るを得ず因て冷水を桶に貯え置き且浸し且撃ち僅よ之を支ふと云ふ明日賊兵數百の砦を踰えて衝突し官兵退くと百歩計監軍駒井正五郎高きより之を望みて憤激止まず直ちに兵數十を率ひ馳せ下りて賊兵を蹂躪す官兵之は勢を得て還り戦ひ大に賊兵を撃つ賊兵敗走し復た諸の砦を堅守す此役兩軍の死傷凡そ四百余にして監軍駒井も遂に賊軍





官賊の両  
艦函館港  
中戦ふ

月





の流弾りゅうだんも中りて死も○廿九日味爽に官軍の海陸より並び進みて矢不來やふらいも逼る陸軍より大鳥  
 圭介兵五百を率ひて防ぎ戦ふ時に官兵に別賊軍の左甄ひだりを撃んと道傍の險山けんざんに攀よぢ登ら  
 んとすれば賊兵の豫きふじめ胸壁きふへき山腹さんぷくに築きつきて官軍を覗ねらひ撃うち官兵死する者無數むすうあり而して  
 別路べつろを進み一所の官兵も亦敗績たいせきす已いして官兵皆奮激ふんげきして前まへみ遂すに大賊兵を破る時甲  
 鎭以下の五艦ごかんも岸きしに近ちかつて賊軍の横よこを撃うち甲鎭艦より發する所の五斤彈ごしんだんの連りも臺場たいばに中  
 り賊軍の大砲を打碎うちくだき賊軍これが爲ために崩潰ほうくわいし其士官に死する者衆おほく逐つひに守まもり棄すて走り盡ことごとく  
 五稜郭ごりやうかく及び函館はつてつも聚あつまる是こゝに於て海陸の官兵の進んで臺場たいばを取り奪つひで有川ありがわに至る五月二日  
 官軍進んで七重濱ななえはま及び大野村に至りしに賊軍の夜も乘まり來て七重濱の軍營ぐんえいを襲せまふ官兵敗績  
 して追分に退ひきしし明夜も亦賊兵暗やみに乘じて大野の營を侵をかし官兵大に苦戦し死傷の者甚  
 だ多おほし○四日味爽諸艦又函館港はつてつみなとに逼りければ賊艦回天、蟠龍、千代田の三艦も來り戦ひ臺場  
 と共ともに連り官軍の諸艦を撃ち砲聲海上に震ふるふ已にして春日艦の彈丸だんがんの蟠龍の蒸氣鐘じやうきかねも中  
 り甲鎭の彈丸の臺場の兵數十人を斃たしければ是より賊軍の應擊おうげき頓とんも衰おとろふ然しかども日已ひに暮くる  
 を以て一と先兵を引く○五日黎明甲鎭以下の諸艦分て函館の近海にあり時に一の脱艦だつかんの入

來るあり甲鎭長陽の二艦より之を砲撃すれども脱艦だつかんの更さらに應砲せず徐々じゆじゆと進んで甲鎭艦  
 を突つく甲鎭艦の宮古港の變へんを慮おもんばかりて輒すなはち之を避さく長陽艦横よこより益々砲撃すれども脱艦尙  
 も應せず終に二艦の間を過ぎ去る二艦大に恠あやし近づいて之を視れば一人かく機關きくわんの皆破壊  
 せり二艦乃ち之を奪うふ賊兵之を望視のぞみ笑て曰く是れ所謂死せる諸島生る中達ちゆうたつを走らすあり  
 と蓋けだし昨夜千代田艦の暗やみに迷まひ辨べん天近傍の暗礁あんせんを觸ふれて動かざりければ船將森本弘策大  
 狼狽ろうたいし直ち蒸氣機關を破り大砲の火門くわもんを打碎うちくだき短船こぶねも乗りて上陸したるあり榎本等其勿  
 卒そつを責め森本を罰ばつして水卒すゐそつと爲す士官市川愼太郎の其事を耻はぢ自殺して以て衆に謝す已い  
 して潮しほの來れるも准つれて千代艦の浮上りて流れ來るありと云ふ○七日の官艦五艘を以て函  
 館港内はつてつみなとに向ふ賊兵等蟠龍の機關を破てより未だ運轉うんてんすると能よざるを以て之を臺場の傍かたら  
 り居をきて浮砲臺うきやうだいと爲し獨り回天を放ちて諸艦を防ぐ甲鎭艦忽たちち三百斤彈を回天も發して賊  
 兵數十を斃し又蒸氣機關の要器えうき(エキセンテレッツキ)を碎くだきたれば回天の之が爲も運轉する  
 と能よはず賊兵遂つひに回天を淺洲あさすに上げて亦浮臺うきだいと爲す彈丸適々春日艦の艦も中り官兵斃る、  
 者あり此日も勝敗決せずして兵を引く○八日官軍の陸兵の七重邑大川邑邊ななむらに屯たむせしが其夜



賊將古屋作左衛門兵三百を率ひて五稜郭より来る折しも大風雨ひて官兵備を弛べて偃臥居たりしが賊兵直軍營に斫入りたり營中大に沓蹙急起て戦ふたれども暗黒ふして咫尺を辨せず或は互に相討つに至る是夜賊の一軍は大川正次郎兵數百を率ひて七重邑に來り風雨に乗じて火を陣營に縱つ官兵苦戦して之を卻ぞく○九日より大鳥圭介兵八百を率ひて又七重邑に來る官兵は豫じめ兵を大川赤川の近傍に伏せ賊兵の逼ると覗ひ直ち横撃して大に賊兵を敗り官兵之を追躡し日暮て兵を引く是の時に當り官軍の水陸大舉して函館を逼らんと春日、陽春の二艦の十一日の晨を侵して先づ函館の背に至り別は萬年丸及び小舟を以て陸兵を寒川邑に進め山中に伏せしめ而して甲鎖、長陽、丁戌の三艦の函館の前面に逼りけるは此日の脱艦蟠龍の修理ありたるを以て賊兵之を放ちて浮臺の回天艦及び諸臺場と共に防戦す是時山中の伏兵は忽ち陸の賊兵を突き破りて春日艦は前面に進み甲鎖以下の諸艦と連りに臺場ならびに蟠龍に逼り殆んど蟠龍を得んとすれども賊將松岡盤吉善く拒ぎ艦を進退すると手足を使ふが如く砲手の永倉伊佐吉に命じてナポレオン砲を發せしむれば其榴彈長陽艦の硝庫に中り千百の大雷一時は落るが如く黒煙飛び揚り聲十里に響き全艦破烈

して忽ち沈没せり賊軍手を拍ちて連りに愉快々と呼ぶる諸艦に進んで溺者を濟ふ是より由陸の賊兵勢を得て還り戦ひ官兵敗績して七重濱に退ぞく所を蟠龍乃ち横は七重濱を撃つ甲鎖春日の兩艦之を望み直ち蟠龍に逼り大に之を砲撃して已に蟠龍を打碎かんと爲しければ蟠龍辟易して復た拒ぐと能はず走て臺場の下に退ぞき備ふる所の大砲を海に投じ蒸氣機關を破り火を蟠龍回天に放ちて上陸す是より由て賊兵の盡く軍艦を失ひたれば陸の官兵勇往決前進んで賊軍を突き賊將土方歳三以下數十人を撃殺しければ賊軍大に敗れ殘兵皆五稜郭及び千代岡、辨天臺場等より走り官軍遂に函館を回復す此日の官軍賊軍と勝敗を争ふの決戦として合撃頗る烈しく卯牌より酉牌に至ると云ふ○十二日海軍の進で五稜郭を逼り甲鏡艦より榴彈を連發して郭壘震裂し多く賊兵を殲す賊兵大に沮喪す○十三日官兵の軍監永山某ある者辨天臺場を往き賊兵を諭して降伏せしめんとす賊兵往々降らんと欲すれども或は異議を唱へて之を阻む己にして永山の又賊陣を趣き覆本を見て審らかに順逆利害を陳ぶれば覆本の頗る事を悟ると雖も部下の議論を憚りて依違永山の厚意を謝するのみ然とも是より賊兵潜かに其軍を脱して隆參する者衆し○十六日官軍別は使者を千代岡に遣はして賊



兵を論一けれども賊兵命を奉せず却て使者を凌辱めければ官軍大に怒り即ち兵を分ちて三と爲し七重濱桔梗野より進み隊長來島頼三衆を率ひて直ち千代岡に逼る賊の彈丸右肢に中りたれども顧みず益々衆を勵ます之を勵まされて樽澤某、上山某、森某、首藤某、岩見某、白子某、等或の關を排し或の壕を踰て逼る賊將中島三郎助の強勇の士にして其二子恒太郎、房次郎及び柴田仲助、朝夷某、近藤某、福西某等を率ひ堤上を登りて防戦するを樽澤の軀を抜きて中島に當り七離七合身に十餘創を受け流血淋漓たれども之を屈せず遂に中嶋を殲して已れも亦死す是時官兵の別中島の二子及び柴田以下を擊殺して遂に大に賊軍を破り其陣營を取れり○是より先賊軍の大敗に及べる時榎本釜次郎曾て阿蘭陀國を學ぶ所の萬國海律全書二卷を官軍に贈りしが是に至り官軍の參謀等書を榎本に與て曰く本邦無二の寶書二卷鳥有る歸するを惜んで寄贈せられ辱なく厚意を荷ふ他日譯書を以て天下に布行せん幸に以て念と爲すかかれ因て五樽酒を送り聊か以て將士の勞苦を慰すと○十七日官兵田島敬藏の榎本等を諭して降しければ賊將等衆を代り刑を就かんと十八日榎本釜次郎、松平太郎、荒井郁之助、大島圭助等軍門を降參す尋で永井玄蕃、松岡磐吉、相馬主計等も亦降伏す是より先賊軍の降んとする時賊將等人をモロランに遣りて其地を退かしむ是に至りてモロランの兵も亦來り降る後皆東京に押送す

天下全く王政を復古し有功者に賞を賜ふ事

是月會津以下各藩の主謀の臣を誅し尋で番町九段坂上を招魂社を建て以て戦死の者を祭る又東京より横濱に電信機を架す是れ本邦電信機の權輿あり○六月詔して丁卯戌辰以來の軍功を賞し兵部卿宮及び大宰帥宮其余九條左大臣、澤三位以下廿三家、島津、毛利、兩家以下九十餘藩西郷隆盛、大村益次郎以下百余人は秩祿若くは金を頒賜ひ尋で左右大臣、大納言、參議の三職を置き自余皆又官名を改む大寶以降官名無實に屬するを以て更なる名を據り實を取んとす○此年春薩長、土肥、四藩主其封土の私有すべからざるを論じ上表して曰く謹で按ずるに天下の大權武門を歸してより土地を占領し人民を束縛し政道其宜を得ざる茲に年あり今也盟約を宇内の諸邦に結び彼我往來する及び丁卯の年徳川氏從來の政體を以て天下を保護すると能はざるを洞看し大政奉還の舉あり然れども其所置當を失ひ其効を見ず天下も亦誤て皇綱の復古に討幕を在りとあす思はざるの甚しきかり抑々建國の大綱の上に一君



を戴き斯億兆を保護し其通義を伸しむに在り而して臣等尙兵を養ひ君臣の稱を僭すれば國中二君を戴くの嫌ひを免かれず故に今より土地人民を王室の直隸に歸し武門の弊習を除きて以て人民をして不覇自由の域にあらしめんとす因て其藩籍を奉還せんと請ふ自余の諸藩も亦從て之る請ふ朝廷敢て私かゝ斷せず大に衆と議し是に至り之を許し遂に公卿諸侯の稱を改め總て華族と爲し新に府藩縣三治一致の政度を立て從前の諸藩主を以て假に知藩事に充て封建の制を一變す是より政令全く王室に歸し天下方々太平を仰ぐに至れり○七月十日公議所を集議院と改稱す○八月蝦夷地を北海道と稱し十一ヶ國に分割す此月松平越中、板倉伊賀、竹中丹後等の死一等を減じ各藩に幽せらる○九月大村兵部大輔の部下を經理せんと西京に至り木屋街山口藩の旅營に次す同藩の神代直人、高知藩の岡崎強之助等五六名突然大村の旅舎を襲ひ大村傷を被りて終に死せり大村の維新の始より専ら軍事に従事して頗る偉勳あり故に政府も甚だ其死を惜み褒詞を賜ひ以て永く其功を表し明年神代以下を捕えて斬す○此月十二日澳太利國と條約を結ぶ十四日蝦夷征討の清水谷公考、黒田了介、山田市之允、増田虎之助、曾我準造以下海陸軍士官八十一人の戦功を賞し秩祿若くは金を頒賜す又別々島津毛利兩藩以下十六藩の兵士を賞す廿六日太政復古文官の有功を賞し三條、岩倉兩家へ五千石、中山、中御門兩家へ千五百石、正親町、三條、大原、東久世三家へ千石澤家へ八百石、山内從二位へ五千石、伊達從二位へ千五百石、徳川正二位、松平從二位、淺野從二位へ位階一級を進め成瀬從五位へ五百石、木戸孝允、大久保利通、廣澤眞臣へ千八百石、小松帶刀後藤象次郎、岩下佐次右衛門へ千石其餘島義勇、北嶋秀朝、土方久元、西尾爲忠、田宮如雲、中根雪江、福岡藤次、辻將曹、江藤新平、新田三郎、田中不二麻呂、神山君風、林半七等へ秩祿若くは金を頒賜す○此月徳川慶喜の幽閉を解き尋で松平容保及び伊達、南部、阿部、酒井、牧野、丹羽の七家其他蒙詔の舊諸藩主を解く○十月廿四日皇后宮東京へ着御あらせられ

明治三年中の治蹟

明治三年二月廷臣元服の式に齒を染め眉を拂ふを禁せらる○三月徳大寺從二位を山口藩より遣りて其地を鎮撫せしむ是れは去年山口藩に於て兵制を改革し諸兵士の秩祿を減じ資金を與へて兵を解くより方々大樂源太郎、佐々木正一、内藤源吾、富永有隣、瀬原泰藏等之が謀主となりて異議を唱へ遂に其地方を剽掠し或は故大村兵部大輔の墳墓を發し藩内の要所を關を



設け直ち藩廳に逼り藩内頗る騷擾せり知事父子之を憂ひ自ら出て百方之を説諭すと雖も兵士等更も聽かず益々暴威を張り藩廳及び知事父子の私邸に輸送する糧食を絶ちければ藩廳大に怒り兵を用ひて之を鎮壓せんと急事東京に報じ守備兵一大隊を請ひ力を併せて之を撃んとす而るに賊等益々猖獗あり諸隊長等因て本藩及び支藩人等を併せ二月十一日同國小郡に進み激戰數合の後遂に大に賊兵を破る賊兵散亂し尋で首謀の者十餘人を捕へ死或の流に處す首魁大樂源太郎等の脱して久留米藩に投じければ同藩に之を容れたり官頗る之を譏察す因て同藩島田莊太郎等大樂を暗殺して以て其踪蹟を味ます後ち島田等二十人を捕へて獄に繋ぐ○此月相摸國横須賀修船場落成す又此月東京の高山幸助、鈴木徳次郎、和泉要助の三人人力車を發明す人皆之を便とし漸次海内に行かへる○五月徳島本藩士等稻田九郎兵衛の采邑に逼り稻田の邸及び近傍の家屋を破却す彈正少弼黒田清綱等を遣ひして之を鎮定す従前稻田氏に徳島藩に隸すと雖も自づから別封土を有する者の如く且戊辰の始め別に兵を出して夙に官軍に屬し大總督を護衛す是を以て本藩の者私にお相議して曰く稻田家臣の者平素私輩を疎斥し今變に乗じて將に獨立を圖らんとすと趣ち大に之を惡み其事

及ぶと云ふ此月盡く首謀の者を罰す後ち稻田に戊辰出兵の功を以て従五位に叙せられ遂に其家臣と共に北海道に移りて開拓使の貫屬とある○七月盛岡藩知事諸藩の封土を返し名を正ふすると雖も其實の擧らざると以て一意之を郡縣の制と爲んと其知事職を辭す因て藩封十分の一を家祿とあし東京に住せしめ遂に盛岡藩を廢し盛岡縣とあす藩を廢して縣とあすの之を始とす○此月廿七日曉鹿兒島藩士横山正太郎世を憂ひ時相を諫むるの書を集議院に投じ直ちに其近傍に於て自裁す政府其書の誤聞に出づるを説て甚だ其死を惜しみ金を賜ひ以て祭資に充つ其投書の別白に曰く方今世上朝鮮征討を唱ふる者衆し雖も今朝鮮の事姑く之を舍き我國の情實を察するに諸民其所を安んぜず政令唯鎖末技葉のみにして往々虚飾に涉り嘗て實効を見ず隱に土崩の兆あり夫れ我國の威武爰に揚らば區々の朝鮮豈能非禮を我に加へんや今日の急務に先づ綱紀を建て信を天下に示し蕭牆意外の變を慮るべし豈に朝鮮の罪を問ふ暇あらんやと横山に森有禮の兄あり○此月京都府下人民産業基立の爲め金十萬圓を資す○此月宇佛兩國本國に於て戰端を開き大に兩國の間は戦ふ我政府公法に依り局外中立の令を出せり○八月鴉片烟販賣の禁令を出す○此月二日度量衡を改定せんと大



藏省及び制度局よて草せし兩考を集議院よ下し之を議せしむ議員或は大藏省の考を可とし或の制度局の考を可とし事終に一定せず尋で刑律の事を議せしむ○此月集議院にての議長以下議員を朝に集め曩又議定して進呈せし藩制の令を出たす其大要の分ちて三とあし現石十萬石以上を大藩とあし五萬石以上を中藩とあし五萬石未滿を小藩とあし遂に議員を其藩に遣り新たに藩政を布行せしむ是より永く集議院を閉ぢ遂に會議を廢し唯二七の日を以て建言を受るのみ○十月兵制の令を出だし海軍の英吉利式に依り陸軍の佛蘭西式に依らしむ○潤十月始めて英佛學三ヶ國へ鮫島少辨務使等を遣り亞國へ森少辨務使を遣り并其國交際の事務を任じ又留學生を管轄せしむ○此月苗木藩の石原大參事外四人の者自から士族の名を汚し官俸の外別世襲の祿を仰ぐとを嫌らひ之を返上し各農籍に歸し衆庶の表目とあり以て風習を一變せんと請ふ之を允す士族家祿を官に納るゝの之を始とす○十一月高知藩知事より士族の祿制を變じ更に祿券を給し家産と見做すべき等以下五ヶ條の藩政議案を建て先づ其管下に之を施し漸く天下一般に布行せんとを請ふ因て其藩のみ之を施行するとを允す○此月四親王の外新立の親王の二代より姓を賜ひ更に華族に列せしむ○十二月新律

綱領刻成る之と諸官省へ頒布す其のち明治六年五月又之を改修して更に改定律例を出だす此月米澤藩雲井龍雄を梟首と處す初め龍雄の徳川氏の回復を名とし以て己の志を達せんと窺かゝ同志を語らふ諸れ不逞の徒往々之に投じ府下の鎮撫を托して大に鉛硝銃器を蓄へ將に大事を發せんとす時に龍雄の藩地にあり此年七月糺弾を以て米澤藩に命じ龍雄及び増岡審吉の兩人を東京へ檻送せしむ此に至り陰謀の實露はる世人之を慶安年中の由井正雪の變に比す

明治四年中の治蹟 并 廢藩置縣等の事

四年正月九日の夜賊あり廣澤參議の寢室に入り參議を掩殺して去る人其故を知る者あし參議の身を維新の朝に致し献替規畫勳功の大なるを以て天子悼傷殊に深し因て一階を進め正三位を贈り併せて金幣を賜ふ○二月十五日大阪の造幣寮を開らく○此月國內人民文書の往復を政府の所管に屬し各地方に郵便廳を置き後七月に至り遂に海内一般に行きはる人民之を便とす○四月十七日平民の乘馬を許す此月東山道及び西海道へ鎮臺を置き石巻を本營とあし盛岡福島を分營とあす西海道に小倉を本營とあし日田博多を分營とあす後又之を



改たひ○此月大藏卿伊達宗城を欽差大臣とあして條約締盟の爲め清國へ遣り外務大丞柳原前光を副使とあし同權大丞津田眞道、文書權正鄭永寧、文部少丞長英等を従行せしむ

○五月廿四日樺太境界の事を以て魯國ボンエツト灣へ副島參議を遣り田邊外務少丞等を隨行せしむ此月東京虎の門内に工部の大小學校を設け英國より教師數人を延く○七月刑部省彈正臺を廢し更に司法省を置く此月福岡藩緒幣墮造の事露はれ前の大參事立花増華、矢野安雄、小河愛四郎、徳永織人、二隅傳八を斬り處し其他士族中根直以下七人を流或ハ徒罪ノ處す是より先事の官ノ聞ゆるや其知事黒田從四位を東京ニ召して其職を罷め有栖川二品親王を以て知藩事に充て兵を遣り福岡城を圍み以て立花以下を捕ふと云○此月圓形の金銀貨幣を發す後ち明治七年又之ニ倣ひ銅貨を發す○此月十四日藩を廢して縣とあす詔して曰く朕惟ふに更始の時に際し内以て億兆を保安し外以て萬國と對峙せんと欲せば宜く名實相副以政令一ニ歸せしむべし朕曩ニ諸藩版籍奉還の議を聽納し新に知藩事を命じ各其職を奉せしむ然るニ數百年因襲の久しき或ハ其名ありて其實舉らざる者あり何を以て億兆を保安し萬國と對峙するを得んや朕深く之を慨す仍て今更ニ藩を廢し縣とあす是務めて冗を去り簡

に就き有名無實の弊を除き政令多岐の憂からしめんとす汝群臣其れ朕ガ意を體せよと因て別に鹿兒島、山口、佐賀、高知四藩の知事に勅して藩籍奉還首唱の功を賞し更ニ置縣の意を體せしめ又熊本、名護屋、徳島、鳥取四藩の知事曩に建議する所を賞し遂ニ諸知事の職を解き東京へ在住せしめ其府の貫屬とあし明年全國へ三府七十二縣を置き後ち三府六十縣とあす○此月十八日大學を廢し文部省を置く○八月九日散髪、制服、零服、脱刀を許し禮服の時ハ必ず帶劍せしむ此令の出るや士人の風一變し道路之を指目するに至り刀劍を製する者皆産を失ひ尋で華族平民互ニ婚姻を許す○此月十日官制等級を改定し太政官を本官とあし諸省を分官とあし又從前の官位相當を廢し更ニ官等十五を立て三等以上を勅任とあし七等以上を奏任とあし八等以下を判任とあす又三職の内納言を廢し更ニ左右大臣を置き自餘も亦名を改む○此月廿八日穢多非人の稱を廢し身分職業を總て平民と同ふせしむ○九月九日より東京舊本丸跡ニ於て日々大砲一發を發し以て晝十二時の號砲とあす○十月東京府下へ遷卒を置き漸次各府縣下に及ぶ後ち之を巡査と改稱す○十一月十二日右大臣岩倉具視全權大使となり、參議木戸孝允、大藏卿大久保利道、工部大輔伊藤博文、外務少補山口尙英副



使とあり歐米各國に使ひす○曩も穢多非人の稱を廢せしより姫路の土民數十人蜂起し此月隣境但馬國へ闖入し火を各所へ放ち遂に生野縣廳へ逼る同縣官白洲文吾山本源六等之を鎮制せんとして賊手に斃る賊等遂に鑛山寮の支廳を燒ひて近傍を蹂躪す地方大に擾らざるゆゑ鎮臺兵を出して一擧に賊等を平げ明年正月首謀の者十人と捕へ斬首或は絞罪に處す○十二月三日華族外山光輔、同愛宕通旭を自裁せしむ初め外山光輔以下維新後政體の大變せしを嫌らひ又天皇久しく東京にありて還幸の期あきを憤り私そかに比喜多源一、初岡敬二以下之が謀主と爲り遂に火を皇城に放ち天子を西京に戴き以て令を四方に布かんとす時九州地方の脱徒も私うは志を通じ天下洶々たり朝廷大に之を憂ひ此年三月遂に外山以下を捕へ此に至り盡く之を刑ふ處す海内肅然たり

明治五年政蹟 並 各地土民蜂起、大陽曆、徵兵令等の事

五年正月六日伏見朝彦へ更宮の稱を賜ひ松平容保、其子喜徳、丹羽丹波、松平定敬、板倉勝靜以下數十人の幽閉を解き又榎本釜次郎、松平太郎、荒井郁之助、永井玄蕃、大鳥圭助、澤太郎左衛門、澁澤誠一郎、佐野雄之助、仙石丹次郎等を獄より出し尋で徳川慶喜を從四位に叙

して東北の舊藩主を各從五位に叙す時に騷亂の餘にして人心未だ定らず朝廷勵精治を圖る是に於て遠近心服す○此月十九日大鳥圭助、永井玄蕃を少議官に任ず尋で榎本等も亦官に就く○此月各府縣貫屬卒と概して士族に列す○二月十五日洋製の楮幣を發行す○此月從來禁制せし地所賣買を許し民の私有とあさしむ○十四日神祇省を廢し教部省を置き新たに教旨を設け神官僧侶をして之を奉せしむ○此月赤阪の元紀州邸へ離宮を置く此月親兵を近衛兵と改稱す○四月十一日 皇太后宮 品川驛に著御あり天皇同驛へ臨御して之を迎へ給ふ此月僧侶の肉食妻帯蓄髮を許す○此月信越の間み土寇起る初め元會津藩渡邊悳輔、近藤慶次等奥羽鎮定後より信越の間に流寓し常に快々として樂しまず偶々官より大川津堀割りの土工を起し地方の人民を課役す又流言あり官より佛を廢すの議ありと土民等乃ち相會して課役の苦を唱へ又租税の法を舊に復せんと之を縣廳に請ふ渡邊等機に投じ月岡村の安正寺住僧月岡帶刀ある者と謀り竊か其徒を鼓動す其徒大に勢を得て遂に波邊以下月岡等を主將とし其徒凡二万餘人此月四日遂に大川津口へ向ひ五日味爽柏崎へ逼り沿道の巴等に從ひざる村落へ火を放ち其八日將に新潟港へ逼らんとす同港在留の外國人急に乗船して之



土民蜂起して各所小火を放つ



を避く遠近騷擾たり縣廳遂に鎮臺兵四小隊を請て事漸く定まる後ち渡邊佛輔以下月岡帶刀金子松藏、關五郎等を捕へて刑に處す。○此月二十九日天皇近衛兵を率ひ下総國大和田へ行幸ありて大に兵隊を習練し更に其他を習志野原と名つけ永く演武の地とす。○五月廿三日天皇海路中國西國鹿兒島等へ巡幸あり月を越て還御し給ふ此月人民を令して通稱名乘兩様を用ふるとを禁じ一名を定めしむ。○八月十二日關東諸縣へ裁判所を置き漸次一般に及ぼさんとす此月十八日外務大丞花房義賢等を朝鮮國へ遣り交誼を修めしめんとす此月甲州山梨縣管下の人民貢法改正の事より沸騰す此地の往古武田氏租稅薄收の法を設けて以て民心を收む徳川氏の時より當りても亦之を舊に存して改めず然るも今日一治の制に當り事の不當なるを以て之を改正せんとするより三千餘人事を縣廳に逼り遂に槍及び小銃を携へ火を市街に放ちて各寺院に屯集し説論の縣官を殺害し勢甚だ猖獗かり縣廳止を得ず上田分營の兵を請て一擧之を平らぐ。○九月十二日東京より横濱へ建築せし鐵道落成し此日開業式を行ひ天皇瀛車に御して横濱鐵道館へ臨幸あらせらる本邦瀛車を用ふる之を始とし是より年を逐ひ遂に全國に及ぼさんとす。○此月十四日琉球國正使尙健、副使尙有恒、贊議官尙維新等其王



尙泰の命を奉じて入朝し王の上表及其方物を獻呈す因て其王尙泰を陸して琉球藩王とあし  
 叙して華族に列し一等官を以て之を待ち遂に其國へ新貨幣三万圓を賜ひ別は其王及び妃其  
 他三使へ什器貨幣等を贈遺す○此月廿九日より始めて横濱市街へ瓦斯燈を點す○十月府下  
 吉原を始め海内一般は妓藝娼妓等を放解散す後其身の容るゝ所なく自ら請ふて之は居る者の  
 其意に任せ法を設けて前日の苦を受ると勿らしむ蓋し賣奴の所爲あるを以てあり是より  
 先白露國の人支那澳門の葡萄牙殖民所より支那の賣奴數百を艦載し將に其國に提擧んと海  
 上風波は逢ひ適々我の横濱に依泊す支那人其虐使に堪ず海に投し縣廳より來りて哀を請ひ以  
 て本國へ歸らんとす縣廳具さ其顛末を叩く或の朋友は欺かれ此船に賣らるゝと云ひ或  
 の船の損所を修理の爲め一時備へれ終は發艦せりと云ふ蓋し支那人を強奪したるあり縣廳  
 之を裁斷し支那人を盡く清國へ送り支那人大は我が高義に感ず而るも白露國の船主之は  
 服せず明年彼我互に魯西亞國の裁斷を請ふ至る或人曰ふ他邦賣奴の虐を裁するは先づ  
 自國を責べしとは是より於て放解の令出づるといふ○此月十三日外務省中は特命全權公使、辨  
 理公使、代理公使、書記等を置く尋で清國福州へ本廳を置き領事井田讓を遣り同上海へ本

廳を置き領事品川忠道を遣り同く香港へ本廳を置き副領事林道三郎を遣り事務をとらしむ  
 ○同十一月九日朝廷太陰曆を廢して太陽曆を頒行し是年十二月三日を以て明治六年一月一  
 日と定め給ひ詔して曰朕惟ふは我邦通行の曆たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躔度  
 に合す故に二三年の間必ず閏月を置ざるを得ず閏の前後時季候の早晚あり終に推歩の差  
 を生ずるに至る殊に中下段は掲ぐる所の如きは率ね妄誕無稽に属し人知の開達を妨るもの  
 少しとせず蓋し太陽曆は太陽の躔度に從て月と立つ日子多少の異ありと雖も季候早晚の變  
 かく四歳毎に一日の閏を置き七年の後僅に一日の差を生ずるに過す之を太陰曆に比すれば  
 最も精密にして其便不便固より論を俟ざるあり依て自今舊曆を廢し太陽曆を用ひ天下永  
 世之を遵行せしめん百官百司其旨を體せよと遂は官祭の月日を推歩して之を改め五節を  
 廢し神武天皇の御即位を紀元と爲し御即位の日を紀元節と名づく此月十一日勅奏判任官其  
 餘非役有位の大禮服并は上下一般通常禮服を定められ從前の衣冠を祭服とあし直垂狩衣上  
 下等の總て之を廢止せらる○十二月全國一般へ徵兵の令を出され詔して曰く「朕惟ふは古  
 昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分あし中世以降兵



權武門<sup>けんぶもん</sup>は歸<sup>き</sup>し兵農始<sup>はつめ</sup>て分れ遂<sup>すなは</sup>に封建<sup>けんけん</sup>の治を成す戊辰<sup>ごしん</sup>の一新<sup>いん</sup>の實<sup>じつ</sup>は千有餘年來<sup>せんゆうねんらい</sup>の一大變革<sup>だいはんかく</sup>を  
 り此際<sup>このとき</sup>は當<sup>あた</sup>り海陸<sup>かいりく</sup>兵制<sup>へいせい</sup>も亦時<sup>またとき</sup>に従<sup>したが</sup>ひ宜<sup>よろしき</sup>を制<sup>せい</sup>せざるべからず今本邦<sup>こせき</sup>古昔<sup>こせき</sup>の制<sup>せい</sup>は基<sup>もとづ</sup>き海外<sup>かいくわい</sup>各國<sup>かくこく</sup>  
 の式<sup>しき</sup>を斟酌<sup>しんしやく</sup>し全國<sup>ぜんこく</sup>募兵<sup>ぼへい</sup>の法<sup>ほふ</sup>を設<sup>たて</sup>け國家<sup>こくが</sup>保護<sup>ほご</sup>の基<sup>もと</sup>と立<sup>た</sup>んと欲<sup>ほつ</sup>す汝百官<sup>にやひやくくわん</sup>有司<sup>いうし</sup>厚<sup>あつ</sup>く朕<sup>ちん</sup>が意<sup>い</sup>を體<sup>たい</sup>し  
 普<sup>あまね</sup>く之<sup>これ</sup>を全國<sup>ぜんこく</sup>に告<sup>こ</sup>諭<sup>ゆ</sup>せよ」と又別<sup>また</sup>に血稅<sup>けつぜい</sup>の布告<sup>ふこく</sup>あり蓋<sup>けだ</sup>し人たる者<sup>しんめい</sup>の生血<sup>しんけつ</sup>を以<sup>もつ</sup>て國<sup>こく</sup>に報<sup>ほう</sup>ずる  
 の謂<sup>つひ</sup>を言<sup>い</sup>ふかり然<sup>しか</sup>るを後<sup>のち</sup>に僻地<sup>へきち</sup>の頑民<sup>くわんみん</sup>の則<sup>したが</sup>ひち之<sup>これ</sup>を誤解<sup>ごかい</sup>し以<sup>もつ</sup>て生血<sup>なまち</sup>を絞<sup>しぼ</sup>り取<sup>と</sup>ると爲<sup>な</sup>り大<sup>おほ</sup>に鼎<sup>てい</sup>  
 沸<sup>ふ</sup>すと云<sup>い</sup>ふ此年<sup>このとし</sup>補社<sup>なんしゃ</sup>、豊國社<sup>ほうこくしゃ</sup>、東照宮<sup>とうせうみやう</sup>を新<sup>あらた</sup>に官幣社<sup>くわんぺいしゃ</sup>と列<sup>ら</sup>す

明治六年政蹟 並 地租改正等の事

六年一月<sup>ごねんいちがつ</sup>從前<sup>ぜんぜん</sup>の五節句<sup>ごせつぐ</sup>を廢<sup>た</sup>し四月三日<sup>じゆんじつ</sup>神武天皇即位<sup>じんむてんかう</sup>及び十一月三日<sup>てんちやうせつ</sup>天長節<sup>てんちやうせつ</sup>の両日<sup>りやうじつ</sup>を以<sup>もつ</sup>て祝<sup>いわ</sup>ひ  
 日<sup>ひ</sup>と定<sup>さだ</sup>む○此月<sup>このつき</sup>東京<sup>とうきやう</sup>、仙臺<sup>せんたい</sup>、名古屋<sup>なごや</sup>、大阪<sup>おほさか</sup>、廣嶋<sup>ひろしま</sup>、熊本<sup>くまもと</sup>へ鎮臺<sup>ちんたい</sup>を置<sup>お</sup>き別<sup>また</sup>に東京<sup>とうきやう</sup>、佐倉<sup>さくら</sup>、新潟<sup>にいがた</sup>、仙臺<sup>せんたい</sup>  
 青森<sup>あおもり</sup>、名古屋<sup>なごや</sup>、金澤<sup>かねざわ</sup>、大阪<sup>おほさか</sup>、天津<sup>てんじん</sup>、姫路<sup>ひめぢ</sup>、廣島<sup>ひろしま</sup>、丸龜<sup>まるかめ</sup>、熊本<sup>くまもと</sup>、小倉<sup>こくら</sup>へ營所<sup>えいしよ</sup>を置<sup>お</sup>く○二月七日<sup>にがつななぢ</sup>復讐<sup>ふたぎ</sup>を  
 禁<sup>きん</sup>じ後<sup>のち</sup>に四月二日<sup>しがつにじつ</sup>改正<sup>かうせい</sup>父祖<sup>ふそ</sup>被毆<sup>ひあう</sup>律<sup>りつ</sup>を出<sup>だ</sup>す○三月<sup>さんがつ</sup>天皇斷髮<sup>てんたいはつ</sup>給<sup>たま</sup>へ皇太后<sup>みやご</sup>、皇后<sup>きさき</sup>宮<sup>みや</sup>とも 黛<sup>まゆすみ</sup>を  
 落<sup>お</sup>し鎮臺<sup>ちんたい</sup>を削<sup>け</sup>し給<sup>たま</sup>ふ○此月<sup>このつき</sup>白露<sup>はいうろう</sup>國使節<sup>こくしせつ</sup>來<sup>き</sup>り條約<sup>じやうやく</sup>を結<sup>むす</sup>ぶ此月<sup>このつき</sup>十四日<sup>じゆじふにち</sup>外國<sup>がいこく</sup>人民<sup>じんみん</sup>と婚姻<sup>こんこん</sup>を許<sup>ゆる</sup>す  
 ○四月<sup>しがつ</sup>副島<sup>そへじま</sup>全權<sup>ぜんけん</sup>大使<sup>たいし</sup>清國<sup>しんこく</sup>に至<sup>いた</sup>り條約<sup>じやうやく</sup>を結<sup>むす</sup>ぶ○五月五日<sup>ごがつごにち</sup>曉<sup>あけ</sup>東京<sup>とうきやう</sup>城災<sup>じやうえんしやう</sup>上<sup>あ</sup>し天皇<sup>てんたい</sup>及び皇后<sup>きさき</sup>宮<sup>みや</sup>と

も赤坂<sup>あかさか</sup>の離宮<sup>りきゆう</sup>へ遷行<sup>せんかう</sup>せられ城外<sup>ぐわい</sup>元教部省<sup>もとけいぶしやう</sup>を太政官代<sup>たいてい</sup>とあす○此月<sup>このつき</sup>從<sup>したが</sup>二位<sup>に</sup>島津久光<sup>しまづひさみつ</sup>入京<sup>にやう</sup>し内  
 閣<sup>かく</sup>の顧問<sup>こもん</sup>に備<sup>そな</sup>ふ是<sup>こゝ</sup>より先海軍<sup>せんぐん</sup>大輔<sup>だふ</sup>勝安房<sup>かつやすぶら</sup>及び侍從<sup>じじゆう</sup>西四辻<sup>よしよつじ</sup>公業<sup>こうごう</sup>勅諭<sup>ちよくん</sup>を帶<sup>た</sup>び鹿兒島<sup>かごしま</sup>縣<sup>けん</sup>に至<sup>いた</sup>り入  
 朝<sup>あそ</sup>の事を宣<sup>のたま</sup>ふるが故<sup>ゆゑ</sup>ありとぞ○此月<sup>このつき</sup>廿五日<sup>にじふごにち</sup>北條<sup>きたじょう</sup>縣<sup>けん</sup>下の土民<sup>どみん</sup>遽<sup>つひ</sup>起<sup>おこ</sup>し大<sup>おほ</sup>き地方<sup>ちほう</sup>を剽掠<sup>へうりやく</sup>す縣廳<sup>けんてい</sup>に  
 てり一時<sup>いちとき</sup>地方<sup>ちほう</sup>の士族<sup>ししやく</sup>を募<sup>ま</sup>りて之<sup>これ</sup>を防<sup>よせ</sup>ぎ事を大坂<sup>おほさか</sup>鎮臺<sup>ちんたい</sup>に通<sup>とほ</sup>じ遂<sup>すなは</sup>に之<sup>これ</sup>を鎮壓<sup>ちんあつ</sup>す是<sup>こゝ</sup>れ血稅<sup>けつぜい</sup>の誤解<sup>ごかい</sup>  
 基<sup>もとづ</sup>くと云<sup>い</sup>ふ○六月一日<sup>ろくがついちにち</sup>證印稅<sup>ていおんぜい</sup>の法<sup>ほふ</sup>を出<sup>だ</sup>す官<sup>くわん</sup>より印紙<sup>いんし</sup>を付<sup>つ</sup>し以<sup>もつ</sup>て人民<sup>じんみん</sup>一船<sup>いつぱん</sup>金貨<sup>きんか</sup>貸借<sup>かいかかり</sup>の證<sup>しやう</sup>  
 書<sup>しよ</sup>へ之<sup>これ</sup>を貼<sup>は</sup>し蓋<sup>けだ</sup>し印紙<sup>いんし</sup>を付<sup>つ</sup>ければ後日<sup>のちのじつ</sup>此事<sup>このこと</sup>を訴訟<sup>そしやうおこ</sup>起<sup>おこ</sup>るも官裁<sup>くわんさい</sup>を得<sup>え</sup>る能<sup>あた</sup>はずと云<sup>い</sup>ふ○此月<sup>このつき</sup>廿  
 四日<sup>しがつにじふにち</sup>集議院<sup>しゅうぎいん</sup>の名稱<sup>なめい</sup>を廢<sup>た</sup>し同院<sup>どういん</sup>の事務<sup>じむ</sup>を總<sup>すべ</sup>て左院<sup>さいん</sup>に委<sup>まか</sup>す○此月<sup>このつき</sup>敦賀<sup>つるが</sup>縣<sup>けん</sup>下<sup>げ</sup>越前<sup>えちぜん</sup>國<sup>こく</sup>大野<sup>おほの</sup>、今立<sup>いまたて</sup>、坂  
 井<sup>さかい</sup>三郡<sup>さんぐん</sup>の農民<sup>のうじん</sup>二万餘人<sup>にまんじゆにん</sup>新曆<sup>しんれき</sup>及び地券<sup>ちけん</sup>發行<sup>いはつこう</sup>の令<sup>れい</sup>を奉<sup>た</sup>げ遂<sup>すなは</sup>に遠近<sup>えんきん</sup>を煽動<sup>せんどう</sup>し元足<sup>もとあし</sup>羽縣<sup>うすけん</sup>支廳<sup>しちやう</sup>及び  
 教導<sup>けうどう</sup>職<sup>しやく</sup>の寺院<sup>じやういん</sup>其他<sup>けた</sup>區戶<sup>くこ</sup>長<sup>ちやう</sup>の屋舍<sup>いへ</sup>元穢<sup>もとえ</sup>多<sup>おほ</sup>の村落<sup>むら</sup>等を燒毀<sup>やきこわ</sup>し羅卒<sup>らそつ</sup>を傷<sup>きつ</sup>つけ勝南<sup>しょうなん</sup>郡<sup>ぐん</sup>河邊<sup>かたべ</sup>村<sup>むら</sup>に屯集<sup>とんしよ</sup>  
 し將<sup>まさ</sup>に縣廳<sup>けんてい</sup>を逼<sup>せま</sup>るとす縣廳<sup>けんてい</sup>大<sup>おほ</sup>に怒<sup>いか</sup>り事を名古屋<sup>なごや</sup>鎮臺<sup>ちんたい</sup>彦根<sup>ひこね</sup>分營<sup>ぶんえい</sup>に通<sup>とほ</sup>じ兵<sup>へい</sup>を用<sup>もち</sup>ひ之<sup>これ</sup>を鎮壓<sup>ちんあつ</sup>す後  
 ち魁首<sup>かいち</sup>三人<sup>さんにん</sup>を斬<sup>ざん</sup>る處<sup>ところ</sup>に二人<sup>ににん</sup>を絞罪<sup>かうざい</sup>に處<sup>あ</sup>す○又<sup>また</sup>曩<sup>さ</sup>に北條<sup>きたじょう</sup>縣<sup>けん</sup>下の盜起<sup>たうき</sup>するや事<sup>こと</sup>遂<sup>すなは</sup>に鳥取<sup>とり</sup>縣<sup>けん</sup>福  
 岡<sup>ふくおか</sup>縣<sup>けん</sup>、名東<sup>なとう</sup>等<sup>ら</sup>は波<sup>なみ</sup>及<sup>およ</sup>び諸縣<sup>しよけん</sup>下<sup>げ</sup>頗<sup>おほ</sup>ぶる穩<sup>おだや</sup>かならず頑民<sup>くわんみん</sup>等の唱<sup>とな</sup>ふる處<sup>ところ</sup>に大抵<sup>たいてい</sup>新令<sup>しんれい</sup>の便<sup>べん</sup>をあらざる  
 或<sup>ある</sup>は血稅<sup>けつぜい</sup>の誤解<sup>ごかい</sup>或<sup>ある</sup>は地租<sup>ちそ</sup>印紙<sup>いんし</sup>等を廢<sup>た</sup>せんとするあり○七月廿八日<sup>しちがつにじはちにち</sup>從前<sup>ぜんぜん</sup>の田畑<sup>たはた</sup>貢納<sup>きうなつ</sup>の法<sup>ほふ</sup>を



廢し更ニ地券に依り土地の代價に隨ひ百分の三を以て地租と定め漸次之を施行せんとす乃  
詔して曰く朕惟ふに租税の國の大事人民休戚の係る所あり而して従前其法一からず寛苛輕  
重率ね其平を得ず依て之を改正せんと欲し乃ち所司の群議を探り地方官の衆論を盡し更に  
閣内諸臣と辨論裁定し之を公平畫一と歸せしめ地租改正法を頒布す庶幾く賦に厚薄の弊  
なく民の勞逸の偏をからしめん主者其れ奉行せよ○十月十二日大藏卿大保久利通、外務卿  
副島種臣を參議に任ず廿四日陸軍大將兼參議西鄉隆盛願ふ依り兼官及び近衛都督を免す是  
より先參議副島種臣、同後藝象二郎、同板垣退助、同江藤新平等事を以て並び本官を辭す  
此日皆之を免す○十一月内務省を置き明年一月開省す○十二月東京銀坐の家屋建築落成す  
本邦家屋を洋風に擬し市街を起す之を始とす

征韓論の事 並 佐賀縣の亂

七年一月三日各長官其職務の要路を陳べて之を呈す○十月十四日午後八時岩倉右大臣赤  
坂の皇居より退朝途中賊數人喰違外に於て右大臣の馬車を遮ぎり刀を揮ひ躍て右大臣及  
び御者を傷つく時又暗黒にして咫尺を辨せず右大臣僅かに免かれ自から其濠に陥りり水中

に潜そむ賊等百方之を搜りて其水中にあるを知らず急に道を分つて去る明日御者終に死す  
不日賊等皆島原の旅舎に捕へらる則ち高知縣士族武市熊吉、武市喜久万、山崎則雄、下村義  
明、岩田正彦、中西茂樹、中山泰道、澤田悅彌太、島崎直方等の九人あり尋で右大臣の創も亦  
適の初め維新の際政府の更ニ隣好を修めんと書を朝鮮國に與へしに朝鮮國の我が書辭不遜  
ありと唱へ因循して決せず其答書却て悻悻に涉るを以て去年西郷、副島、後藤、板垣、江藤等  
の諸參議の朝鮮の措くべからず士氣を興起せざるべうらざるを論じ兵を遣りて之を問はん  
とす而れども廟議聽さず西郷遂に職を辭して鹿兒島縣に行き續て板垣以下も亦職を辭す物  
情囂然たり武市熊吉以下も亦征韓を主とする者故征韓論の行はれざるは皆右大臣の意に出  
るものと爲ひ之を除き以て廟議を動めんと事の此に及ぶと云ふ後七月武市等九人を除族  
の上斬に處す○此月十五日東京へ警視廳を置く○此月東京青山に皇后を置き青山御所と稱  
す皇太后宮之に御す○此月舊參議副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、其他由利公正  
小室信夫、岡本健三郎、古澤迂郎等連署書を出たして民撰議院を起さんと請ふ加藤弘之の我  
が人文未だ進まざるを以て暫らく之を舍き以て後年を俟たんと細かに其利害得失を陳べ書



を作りて之を駁す爾來諸士横議し或ハ加藤の説を可とし或ハ舊參議の説を可とし互ハ意旨を陳べ皆之を新聞誌ニ投ず數日の間討論囂然として其事一時朝野を動かす政府ハ他日地方官を集めて假りに代議士とあし遂ニ會議を起こさんとす然れども人民皆之を意とあさず益々民撰議院を起すの説を皇張すると云ふ○四月廿七日内閣顧問從二位島津久光左大臣に任す○此月各地方の會議を開かんと議院憲法及び規則を出だし本年九月を期とし地方官を東京ニ徵す

佐賀縣騷亂の原由

○此年二月前參議從四位江藤新平、從四位島義男等佐賀縣ニ據りて亂を起す同縣士族朝倉尙武、香月經五郎、山中一郎、副島義高、重松基吉、村山長榮、福地常影、中川義純、山田平藏、西義質、中島哲藏等首として之ニ應ず政府兵を出して盡く之を誅罰す初め維新の際朝鮮國ハ我ト好を修めず事ニ托て國書を擯ぞけしより六年十月ニ至て廟議二つニ別れ征韓を主とするあり非征を主とするあり右大臣岩倉具視、參議木戸孝允等ハ非征を主として曰く今東方鄂羅の患ありて國事未だ整理せず出師の秋ニ非ずとして其議即ち止む是に於て江藤及び征韓

を主とする西郷隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助等の諸參議ハ遽か病と稱して職を辭す物情洶然たり江藤ハ爾來怏々として樂まず時ニ朝倉尙武等東京にありしが大ニ江藤等の議ニ服し歸縣して同志ニ謀るニ雷同する者無數ありければ此年一月一日其黨、中島哲藏、山田平藏等遂ニ上京して江藤ニ説て曰く本縣同志の者鮮からずと雖ども唯先輩首唱して之を懲動せずんば以て事を成すニ足らず願くハ公速のニ本縣に行きて之を力贊せよ我輩先づ歸縣して其意を通せんと江藤依て心大に動き益々前議を遂んと其二十五日江藤ハ遂ニ佐賀ニ至り征韓黨の魁首とある是ニ至り其黨頗る勢を得て大ニ糧仗を儲えんと同縣の舊武庫及び官舎を略取し縣下の電線を截斷し縣下一般へ軍資を募らんと此月二日突然其縣下小野組の銀行を圍み金貨を掠奪す小野組の者驚愕し相率て逃走す一縣大ニ擾ぎ復た縣廳を顧みず其黨ハよりて參事森長義を害せんとす長義ハ難を長門赤馬關に避く是時ニ當り事變の電報屢々東京ニ至る東京戒嚴九日大坂鎮臺兵二大隊東京鎮臺砲兵一大隊を發し陸軍少將野津鎮雄、山田顯義、海軍少將伊藤某等を遣り特ニ參議大久保利通をして之を總管せしめ不日佐賀縣ニ向はしむ其兵凡そ三千と稱す是より先副島義高、村山長榮等の別に議を起し同志を募



り名けて愛國黨と稱す時、島義男の官を退ざりて東京より毎志を得ず、遙々縣地の事を聞き、機を投じて以て意を逞ふせんと欲す。是に至り、其弟重松基吉を携て將に佐賀に入んと。此月十一日長崎に至るに、適々江藤に會ひ共に力を戮せて以て萬一を僥倖せんと、遂に謀略を決し十三日相共に佐賀に至り、島直ちに愛國黨の魁首とあり、即ち權宜を設け其徒に告て曰く、天下將に亂んとす、有志の徒已に端を東京より開らく、事素より抑壓すべからず、今本縣機を先だち事を擧ぐる誰か嚮動せざる者あらんと、其徒已に江藤の至るを悦び、又島の言を聞き、皆以爲らく、兩人素より時勢を見るに誤らざると、益々志を固くす。○是より先、佐賀縣權令岩村高俊、東京よりありて未だ任に赴かず、變の坐視すべからざるを建議し、正に佐賀に至らんと、此月十日長門を過ぐ時に、參事森長義赤馬關あり、岩村を邀へて告て曰く、事已に一縣に及ぶ、寡兵にて之を制し難しと、因て詳びらかに兩黨暴擧の狀を陳ぶ。岩村即ち森長義を以て山口縣廳に趣き事を謀らしめ、直ちに熊本鎮臺に至り、陸軍少將谷干城等と軍議を決し、其臺兵を分ち路を海陸に取り共に佐賀縣に入んとす。陸軍少佐住久間左馬太、陸路の兵を率ひ、陸軍大尉和田勇馬、海路の兵を率ひ、時ひ佐賀縣士族前山清一郎、私か其黨吉田正之助ある者を走らせて、岩村を面

と己れ等大に兩黨の所爲を惡むを言ひ、以て情實を述べ、岩村依て、畧は兩黨の形狀を知り、大に前山等の志を賞し、密旨を授け、吉田を慰諭して、還すこれ蓋し、江藤島二魁の長崎より佐賀に入るの日也。

岩村權令官軍と佐賀城に入り、屢々賊兵と戦ふ事

十四日岩村權令和田勇馬及び陸軍少佐山川浩等と、遂に舞鶴船を乗り、同縣下早津江に至る。此時陸路の臺兵は筑後の瀬高驛に進む。此日大久保參議の一行は北海丸を乗りて東京を發す。○伊藤、島二魁の佐賀に入るや、即夜香月經五郎、山田平藏、山中一郎、朝倉尙武等數輩は二魁と會し、臺兵の將に入んとするを語り、謀議決せず。伊藤曰く、事己に此に至る何ぞ猶豫を爲ん、夫れ人の刃を我が頭に加ふるよ、及ぶも之を拒がず、尙坐して死を俟つ乎。我黨擧る先んじて之を制せん、と衆之に従ひ、直ち満岡勇ある者をして檄を作らしめ、遠近に傳へて曰く、朝鮮國の我國書を擯ぞけ、我が使節を辱かしむる、暴慢無禮言ふに忍びざる者あり、是を以て去年十月廷議悉く征韓に決す、而して一二の大臣偷安を是圖り、聖聽を壅蔽す、是れ我儕の以て扼腕奮起する所あり、而して大臣等其己れ便ならざるを以て、遽に兵を我に加へんとす、我儕豈に無事止む



べけんや依て之を都ぞけ錦旗を奉じて以て遠く朝鮮の罪を問はんとす有志者其れ之を諒せよと是より於て征韓黨の本營を川上より置き愛國黨の寶琳坊を本營とあし以て諸道の備禦を修む○十五日岩村權令以下臺兵入城す伊藤即ち中嶋哲藏、香月經五郎等を寶琳坊に走らせ明日城内侵襲を約す時に城中より糧をかし岩村權令急に之を縣下に徴せども縣民の皆兩黨を恐れて應せず權令即ち私に人を市街に遣り僅か米八斗を買ふ此夜二時前山又吉田正之助を走らせ告て曰く今夜兩黨將を襲撃せんとす請ふ其れ備をあせよと縣令因て急を將士を戒めて天將に明けんとす十六日黎明兩黨齊しく四面を圍こむ既にして東門の圍を解き三面より砲撃す臺兵善く拒ぐと雖ども糧既に支へず衆相議し圍みを衝きて出んと山川少佐、奥山大池の兩大尉等一小隊を率ひ突然北門より出て縱横に揮撃し賊兵沮靡す山川等火を賊の伏邸に放ちこれに乗て米三十苞を獲て還る此日大池大尉砲丸を墮れ山川浩、奥山大尉等も大傷を被る○十七日黎明賊兵復た來りて砲撃し官兵苦戦す而れども城中の糧又盡き計の出づべきあしよつて城を出て再舉を圖らんと十八日黎明切通し門を開らき全兵圍を稀突し出て且撃ち且都ぞく賊兵之を時とし大に官兵を窘辱す官兵遂に筑後河を濟る賊兵又追ひ來り後より其船を銃撃す一舟幾んど斃れ餘す所る僅か一中隊とあり退いて筑後の府中より屯す死傷凡そ二百人あり是より於て賊軍即ち本營を城中より移し二魁相議し兵を分ちて諸道を守らしむ

賊徒証討の令を出し官兵出發大に賊を破る事

是の時又當り賊の勢ひ益々熾んぬ大村、平戸、嶋原を除くの外肥前一般皆之に應ず其兵凡そ八九大隊器械鉛硝之を稱ふ是より先江藤嶋二魁の位記を奪ひ十九日遂に賊徒証討の令を海内より布き東伏見宮嘉彰親王を証討總督とあし陸軍中將山縣有朋を証討參軍とあし不日將に發せんとす海内洵々たり大久保參議の一行東京を發するや此日筑前博多港に入り鈴閣を博多に置き諜者を出して賊兵の動靜を探ぐる諜者の曰く賊等四境を固守して兵備甚だ嚴多りと是より於て參議即ち諸將を會して軍議を決し兵を三道に分ち田代驛の賊兵を伐つ陸軍少佐茨木惟昭の歩兵一大隊を率ひ、陸軍大尉山崎某砲兵隊を率て并み田代口より進み陸軍少佐厚東武直半大隊を率ひて萩原口より進み陸軍大尉某半大隊を率て平等寺口より進み陸軍少將野津鎮雄總て之を管一齊しく博多を發す○廿一日官軍進んで田代屯集の賊兵を撃ち廿二日旭山の麓より至る旭山の廣原より屈起し林藪藪として最も要衝と稱す賊軍之を砲臺を築



賊徒官軍  
佐賀城  
不圍心





さ俯して官軍を打つゆゑ彈丸兩注す厚東少佐散兵を布き正面より攻撃し砲隊繼で進み砲擊  
大より起り山岳爲お震ふ時に別軍分て半大隊と爲り一ハ山浦の間道より賊兵の横に向ひ一ハ  
宿村の間道より賊兵の背に向ひ吶喊大小砲を發し大は賊兵を破る賊兵辟易し相率ゐて走る  
官軍遂に其砲臺を取り進んで中原驛に至る賊兵其切通の阻隘に據り土豚を築きて砲擊し遂  
に來て官軍を撃ち相戦ふて二時間及び賊鋒甚だ鋭く官軍將を支えざらんとす時に別軍諸  
道の賊兵を撃つて至る因て其兵を併せ遂に大は賊兵を敗る賊兵皆兵器を撃て去る此は官軍  
中原驛を露宿す此時前山の黨皆之に合し其夜賊兵來つて露營を襲ひ官兵を踏籍し官兵大は  
敗績す此日熊本の官軍宮の路に進み筑後河ノ濟り豆津の賊兵を追ひ江見六田に進む時賊  
軍大舉し來て江見の官兵を撃つ官兵敗績し兵を收て西尾村に退ぞく永山中尉本田少尉以下  
死する者十二人伍長田上登以下大傷を被る○又山田少將別に福岡縣士旅 大庭弘、越智彦四  
郎、村上義儀等をして兵を率ゐて三道より進み三瀬の賊を撃たしむ是より於て大庭、越智、村  
上等憤激力戰すること終日終に賊兵を走らせ三瀬嶺を奪取す此役貫屬隊にて死する者八人  
重創の者數十人あり而して賊軍も亦衆く驕卒を失ふと云ふ廿三日官軍中原驛を發す此時賊

兵の寒水村の出口寒水の要地に據り大小砲を發し官軍苦戰す時熊本の官軍急を聞き馳せ  
至りて援けられバ軍復た振ふ相戦ふこと數刻にして忽ち賊軍の左翼を撃破る是に於て諸方  
の官軍相會し前軍神崎に進むに賊軍の田手村の要衝を擔りて大に官軍を沮む官軍憤激し遂  
に又之を破りければ賊兵の火を田手村に縱て去る○是より先海軍の品川海を發し是日長崎  
に至りて上陸す○廿六日福岡の官軍の熊本の官軍を應援とありて神崎に進み賊兵を走らす  
此時一卒を捕へ之を鞫問するに此者の北山の隊長朝倉尙武が密使よりて前弘道館に至  
り書を西耕藏、野田辰藏に致けて今其答書を得て歸る所ありと因て其書を奪ひて悉く敵の  
密議を知り又其陣營配列等を問ふ賊兵大半の佐賀の城下に退ぞり城内及び弘道館其他北  
山に屯集し明日將に大舉して來らんと専ら其準備を爲せり書中の蓋此事を約するからんと  
是より於て官軍の先づ賊兵を襲撃せんとするに賊兵の神崎より佐賀に入る所の橋梁を截斷せ  
り○廿七日諸官軍の別路を取りて兵を三道に分ち境驛に進み終日交戦し殺傷甚だ多く賊軍  
終に支へず相率て走る官軍將に佐城賀に逼らんとして日已に暮れたり○廿八日蓮池の賊兵  
を追ひ蓮池に陣す是より先賊中に疑懼を懷く者多く或は來り降る者あり一が此に至りて木



原隆忠ある者兩堂の總代として白旗を携さへて軍門より降伏を請ふ渡邊大佐、東郷大尉  
之に接するに其書辭體を失するを以て之を卻ぞ隆忠を還す已にして又副嶋義高と共に來  
りて再び謝罪狀を出す書辭尙不遜あり依て遂に隆忠を留めて義高を還へし時を刻して來  
らしむるに既よ夜に及び義高より使を馳せて書を出し鈴閣に至り大久保參議に謁し哀を請  
ひんとす野津少將聽かず明日午前十時を期し其實を顯ひさし此日海軍の唯秘書官等の一  
行大町驛を發し志岐中尉及び箕田某等をして斥候兵を出し本隊之に續ぎ牛津驛に至る時に  
賊兵急よ夫卒百餘人を起し牛津川の土橋を毀ち以て官兵の進路を遮ぎらんとす箕田等因て  
斥兵よ令して齊しく銃丸を發す賊兵辟易して皆走る全軍因て土橋を越へ久保田驛に到る時  
よ賊の隊長村山長榮白旗を携さへ軍門より來る唯秘書官、遠藤秘書官之に接するに村山の曰  
く事皆鎮臺兵入城し情實齟齬するより圖らず輕動して此に至り一段罪の容るべきを許しと雖  
も素より王師に抗抵するの意あり故よ一隊へ説諭し以て降伏の實を顯ひさんとす仰ぎ願く  
は姑らく休戦あらんとを因て書を出だして哀を請ふ然れども書辭恭順の禮を失ふを以て  
其書を卻けて收めず村山よつて書を改めんと請ふ唯等因て時を刻して之を出さしめ全隊遂

よ加瀬驛に進み妙福寺に屯す時已よ午後七時に及べども村山が謝罪の書尙至らず是に於て  
遠藤秘書官、但馬大尉、志岐中尉等海兵二分隊を率ゐて佐賀城に入る時に暴雨流るゝが如く  
一隊大よ進退よ苦しむと云ふ

賊徒敗走伊藤嶋等九州四國よ奔る事 並 賊徒所刑の事

三月一日陸軍少將野津鎮雄鎮臺兵を率ゐて入城し海兵よ代る前山清一郎等も之に従て入る  
海軍の因て城を出て圓藏院に屯す○是より先總督宮及び參軍に東京の鎮兵を率ゐる品川海  
を發し進で兵庫よ至り將よ佐賀に向んとす是に至り賊兵降伏の報至る政府の由て班師の命  
を下し參軍以下を呼返し總督宮をして獨り佐賀に向ひしめ以て犯罪處刑の處分を委任す而  
して江藤及び嶋等の曩に脱走して踪跡を失ひて天下よ令して之を捕へしむ○初め官軍の田  
代口より進むとき江藤新平の將よ神崎驛に赴き諸軍を指揮せんと嶋義勇等に謂て曰く我れ  
成算ありと意色甚だ驕り馬よ鞭つて行く而れども其兵屢々振らず江藤其支ふべからざるを  
知り走て佐賀に歸り嶋等よ告て曰く吾れ鹿兒嶋に至り西郷氏に投じて以て營救を請ひんと  
衆之を疑ひて聽かず二月廿三日に至り江藤の遂よ中島哲藏、山中一郎、香月經五郎等と夜に



乗じ今船も乗り二十六日鹿兒島に至り三月一日西郷氏も面一情實を告げ以て事を謀ると雖も其事諧はず因て高知縣に趨き故友も謀り上京の策を爲さんと宮崎縣下飲肥に至り小倉處平ある者に依り江口十郎、船田次郎を従へ乗船して戸の浦を去る尋で香月經五郎、中島哲藏、横山萬里、中嶋又吉、山中一郎、横山彌助等も亦乗船して去る○是より先島義勇等佐賀城にあり日に降伏の事を議して計を得ず是に至り嶋の弟副嶋義高の曰く聞く從二位島津公適も鹿兒嶋縣にあると公に依りて罪を謝するに如すと強て嶋を勸めて鹿兒嶋縣に入りけるに七日同縣權令大山綱良の命じて之を捕へしむ嶋義勇、副嶋義高、平田重藏、朝倉尙武、福地常影、馬渡雄左衛門、成松珍平、中嶋彦助、鍋嶋克一、石隈吉輔、高柳與平、石井堅次、牟田口孝敬等皆縛に就き不日佐賀縣廳に押送せらるる○江藤等の戸の浦を去るや此月十五日愛媛縣下宇和嶋に至り山野を潜行し廿四日高知縣下に至る此日同縣下於て香月經五郎、中嶋哲藏、横山萬里、中嶋又吉、山中一郎、横山彌助等を捕ふ○廿九日江藤遂に同縣下甲の浦に於て縛に就く同縣皆之を佐賀縣に押送す○四月佐賀縣下へ假り又裁判所を置き其十三日城中へ刑場を設け岩村權令、野村權參事等之を蒞み歩兵一小隊及び巡查數人を配列せしめ江藤嶋の兩人

を梟首も處し朝倉尙武、香月經五郎、山中一郎、西義質、中嶋哲藏、副嶋義高、重松基吉、村山長榮、福地常影、山田平藏、中川義純等の十一人を斬る處一其他此事も與して司令官とあり士族百三十六人を京都、大坂の兩府及び滋賀、廣嶋、和歌山、名東、堺、飾摩、岡山の七縣へ配し年限を定めて各懲役も就らしめ其餘皆之を許す遠近屏息す此役に政府にて費やす所の凡そ百萬圓餘其兵の死する者百八十人而れども兩黨の死も亦百四十人下らずと云ふ

臺灣征伐清國談判の顛末

明治七年三月臺灣嶋の罪を問んと欲しまづ蕃地事務局と置き參議兼大藏卿大隈重信を其長官とし陸軍中將西卿從道を都督も任じ米人李仙得を延て其謀議も與らしめ陸軍少將谷干城海軍少將赤松則良を參軍とし陸軍少佐福島九成を清國廈門の領事に任じ臺灣蕃地の事に參與せしめ別米人「カッセル」「ワツソン」を延て軍事を賛しめ又米人及び英人も船を借りて諸運輸を便せんとす初め明治四年十一月琉球人臺灣の地も漂着せし其五十四人の東部の藩族十八社中の牡丹社人の刳殺する所とある其後六年三月小田縣の者四名漂着して又藩人の剽掠も罹る此臺灣といへるの清國の福建省の泉州府ある廈門港の東西凡そ四十里の海中



ある一大嶋にて其西部の清國に屬すと雖も東部の無智野蠻の暴民なりと云ふ是月前外務卿副嶋種臣全權大使とあり條約締盟の爲めに清國に使し別に藩人暴殺の事を議しけれども清國の答ふる所曖昧として據處あし故に議を畢らずして歸りける是より討藩の議始めて起り遂に其罪を問ひんとするあり○四月西郷都督、谷少將、赤松少將以下兵艦を率ゐる往て長崎に泊す其兵凡そ三千餘人なり尋で大隈長官、福嶋領事も亦至れり是時我邦在留の米國公使「ヒンカム」政府に建議して曰く凡そ同盟國兵事あるときは我人民及び船舶を貸とを許さざるは載て中立規則あり今貴國政府の臺灣事ある兵事非ずと云と雖も既軍艦士卒を發し清國の版圖に入らば即ち清國の戦ひと目するの必定あり而して其備役する所の民人船舶等苟も我米國に係れば彼必ず我を以て貴國を援ると爲ん請ふ速に之を返さんとおと時英國公使等も亦清國の異議を生せんとを言ふ是に由て内閣再議する所有んと欲し此月十九日權少内史金井之恭を長崎に遣はし遂に其行を停し大隈長官大驚急ぎ李仙得の旅舎に至り西郷都督を會し其狀を告ぐ都督等憚りす此時方り許多の兵士等出張し滞陣久しき彌り且零内旨の所以を聞き各自憤懣して熊本及び大坂の臺兵五大隊を以て急ぎ東京入り政

府の姑息を震起せんかど流言し軍情大ひに騷擾せり○廿六日長官直都督の旅館に至り具に内旨を述べ以て後命を駭しめんとす都督肯せずして曰く從道嚮は督都の命を奉ずるや議の或は論らざるを矢しと公亦之を知れり夫れ師出て途ま在り逗遛數十月既機を失へり尙何び日を曠らして以て後命を駭ん從道無似と雖も既勅書を奉せり縱令大府の來論あるも我素より前議を變せず公幸に之を舍け抑々從道我今日を觀るは朝令して夕に改め人を以て危疑迫あらざらしむ甚だ國を治るの法を得たりとせず今陸軍の兵散じて各處にあり駕馭一たび機を誤らば潰裂して復収集すべからずさらば其禍亂曩の佐賀の比に非ず是れ吾苦慮する所あり即強て我を止るならば吾直に勅書を奉還し自ら番虜の巢窟を搗き死して後に已んのみ即ち清國異議を生せば政府答るは脱艦賊徒を以てせよ復政府に嫌あかるべしと意色甚だ決せり長官曰く金井内史使する所以は敢て此舉を止るは非ず諸外國公使の異議ある故に再議して後日を善せんとする耳と懇々之を説諭す然るは都督即夜將士に令し發港の期を刻し炭水等を蓄て諸艦を装しし米人李仙得以下亦速に發艦せんとす翌廿七日福嶋領事及び米人二名其他兵士三百餘人都督の命を奉じ有功艦に乗じ先發して清國厦門に赴り是時



に方り都督以下諸將士抑留すべらざるの電報東京お來り内閣紛然既にして大久保參議佐賀の乱を平けて還る朝議直に參議を長崎に遣り便宜により事を處置せしむ因て廿九日參議東京を出發せりしかるに西郷都督の五月二日を以て諸軍を發せんとし期に先だつ一日大に酒宴を張り諸將士及び事と與る吏員を饗せし日終に日進孟春明光三國の諸艦鎗を拔て發す西郷都督は未だ發せず其三日大久保參議長崎に入り直に大隈長官及び西郷都督等と會し米人李仙得及び「カッセル」「ワツソン」の任を解の事等を議し遂に蕃地の處分を決し漫兵を交ることおからしむ六日參議李仙得を從へ長崎を發して歸京す九日長崎に於て米船一艘を購ひ社寮丸と名づけ英船を購ひ高砂艦と名づけ急に出帆の準備をあり十六日都督以下高砂艦に乗じ長崎を發し尋で社寮丸も亦發せり〇初め都督の坂本某をして兵を鹿兒嶋縣に募らしめ且其兄隆盛も告て曰く阿兄志大にして深謀あり然れども事或の全を得ず弟不肖と雖も今都督の命を奉て海陸の兵を總べ遠く異域に入んとす事必ず成功を期す阿兄それ凱旋の時を候と因て具に募兵の事を述ぶ隆盛頗る其志氣を嘉し遂に坂本を輔け壯士八百餘人を募り之を埔頭に送り別を叙して曰く今より卿等死生の機皆之を都督に聽と衆奮然踴躍

して去る是も至り皆蕃地に出發せり蓋し豊太閣征韓の後軍を海外に出す者之を始とす

臺灣各地お兵を進めて藩賦を掃蕩する事

却説有功丸以下追々臺灣に至り其龜山と云へる所へ本陣を置き假り車城を陳し十八日の斥候兵を出して其東部の地方牡丹人を伺いんと進んで石門口を深入するに此日藩人數名突然と我兵を租撃し我兵大に苦戦して漸く之を卻く因て諸將軍議を定め廿二日の早天は蔭州の徵募兵熊本の鎮臺兵二小隊を繰出し竹社、風港、石門の三道より漸次山を登ると稍三里許りして石門と云ふ地に至る土蕃等此地の天險を據り俄に大石を積り胸壁を築き頻に狙撃に及ぶにぞ彈丸雨の如く途嶮にして且狭ければ速に進む事能はず茲に一策を設て鎮臺一小隊の山を裏手お兵を廻し牡丹人等が背後の高き所へ攀登りて小銃を敢ち掛れば土蕃等大に駭き周章狼狽する所へ豫て憤懣せる徵募兵押詰來て彼胸壁を踊り越え石門の巢窟をつき會長父子を擊殺し首を斬る事十二級其餘も多く手お負せしにぞ土蕃等忽地敗北す我兵十分の勝を得兵を纏て凱陣せり此役我兵の死する者五人あり〇此日西郷都督の許多の兵を率て上陸し龜山と言へる地を本營と定られ之を都督府といふさる程に土蕃等の彼牡丹人等が



牡丹  
入等々  
石門口  
襲ふ





一舉にして敗軍一酋長さへ討れたりと聞よりも大ひに恐怖おしたる成へ西郷都督が大軍を將て入港お及しより熟蕃の徒の言もさらかり生蕃十八社の内七社の酋長等我軍門より降り積年牡丹人等が爲る苛御を受たる患苦を訴へ牡丹の巢穴へ進撃せらる、時必ず郷導先鋒を願ふと其言ふ所信實面に顯れければ乃ち西郷都督之に國旗を賜て其請ふ所を許し以て恩威を示さる然るに牡丹及び高士滑の兩族の只管を殺伐をのみ好み深林に據りて我兵を狙撃す因て此上の大舉して彼賊穴を屠んと軍議決定し六月一日総勢三千餘人の内第十九大隊三小隊を残して本營を守らしめ其餘の兵を三手分ち中央の石門口に進み左軍は風港口より攻入り右軍の竹社口より襲ふの軍配頗る整ひけり元來土蕃も二種ありて少く人事も通ずる者を熟蕃と稱し無下の野蠻を生蕃と稱し各々一部落も一酋長あり就中牡丹、高士滑等の人種其性最も猛惡ありと○是日は大雨頻り降しかど兵士等之を物ともせず三手に分ちし其中にも石門口へ向かへるの徴集兵二小隊第十九大隊一小隊及び海兵五十名大砲の類を夫卒も曳せ佐久間中佐等之を指揮し降伏の酋長等を郷導とかし午後第一時本營を發し第五時に至る頃四重溪庄と言ふ所に着し當所の民家に宿陣せしが道路悪くして大砲及び兵糧おど

運送おす事能はず次の日午前六時に稍石門まで進發せり然るに件の石門へ去る廿二日の争戦に大敗られて住む者とても有ざれば尙巢穴を襲んと愈兵を進しむるに是より道路益嶮く斷岸を攀溪水を涉り嶮岨を凌で進む程に既にして牡丹へ半里許に及し所に大木を伐り小徑を塞ぎ輒く進むとを得ず各々銃劔を引抜て伐拂おとする内よりや日も西に沈たれば終に樹間を陣を布き夜を明せしに彼徴集兵の一隊のみ強氣無類の面々をかれれば彼大木を伐除きたる僅の透間より潜り抜て牡丹社へと進撃せしに土蕃等の皆逃出一人も出會ふ者あらねば兵士等這所を宿陣し翌三日の朝に至り彼大木を伐除て目餘の兵士等進來れば又本營より西郷都督も此地へ出張ありき此牡丹族の中にて山腹に住むの尙若干人ある由をかれれば又徴集兵二分隊二人の導郷を具して此日第九時同所を發し漸次山深く進る途中草叢の中より突然として狙撃し士卒兩名手を負たりければ味方の面々駭き怒り蕃賊渡さず撃取れと茂し草の其裡へ頻に小銃を放ちて探れども土蕃等何處へか逃去けん影だも見えねば尙も進み行き村落を火を掛け午後四時過る頃元の陣所へ退きけり  
却説風港口への谷參軍を大將として徴集兵三小隊、第十九大隊三小隊、六月一日北へ向て往



く程に稍風港に到しうべ其夜の同所一宿翌日早天土人を郷導として頻に兵を急ぐす  
 と雖も此道も亦嶮岨よて溪川七箇所を渡り路の程二里餘も來ると思ふ頃向ふ一の大山あり  
 り是迄來し道よりも又一層の嶮路にて或の蔓艸取すがり或木芽を押分け辛うじて山上  
 よ躑躅にし人家四五軒ありされども何れも逃去て土蕃一人も在らざれば暫く茲に休足をし  
 又山を下り行程殆ど四里ばかり急流數箇所を渡り越又一里餘の嶮山を越て下たる所に人家  
 の建連りたる所あり是れ則ち爾乃あり因て兵士等此村落へ進入んと爲たる時馬手の山腹より  
 り忽然小銃を打掛しかば此方も透さず砲發し直是等の趣を後通へ通じたりしかば谷少將  
 の卒一一小隊を山手の方へ差廻し敵の後を襲せたりされば先隊の徵集兵の頻に砲を發し件  
 の村に攻入り蕃族一人を擊斃せしのみ其餘は總て逃失たり然るに其日も昏み及びたれば翌  
 日も亦未明より南に向ひ此日の午後七時稍牡丹をぞ到ける又竹社口の方へ赤松參軍を將  
 として近衛士官等之は附屬一徵集兵一小隊、第十九大隊一小隊大砲一門を曳せ土人を郷導  
 として六月二日の午前六時本營を進發して始めの南の方へ向ひ後又轉じて東に進むふ霖  
 雨續きし後されば路の恰も深田のごとく各々泥は脛を埋め又溪水の漲り溢れて各股に及ぶ

よど總軍大は行腦めり斯て往く事數里にして砲聲遙し聞ゆるは是石門の戦の起しある  
 べしと直兵を進むれども固より嶮岨の道あるは土蕃等樹木を伐倒して通路を塞ぎ遮たれ  
 ば兵士等之を躍り越え又匍匐て潜り抜け千辛萬苦して山を越え谷を渡り夜に入て月の光よ  
 漸く進で双溪と言ふ所近づく折しも遙に北の方當りて砲聲の聞ゆるよど借の石門に戦  
 の始りたる歟と衆軍大は勢付て又幾丁か行く所適々車城の本營より石門口へ向へる兵糧  
 方の小吏に遇て石門口の靜動を聞に既に此手の一軍は昨夜牡丹の巢窟に進入させし事の趣  
 且又西郷都督にも彼地は進發せられし事かと云々と報するにぞ全軍大に奮激して借の石門  
 へ向ひし兵の既に賊穴に込入しぞ時刻を移さず進むべしとて忽地備を轉じて徵集兵を先隊  
 とおし鎮臺兵を後軍として川を渡り坂を登て急ぎし程に此日午前十時頃牡丹の地は到着せ  
 り是に於て三道の將士合併して議するや此地は戎兵を備へ其餘の一先凱陣すべしと其日  
 の總軍其所に宿陣し翌日引拂の用意し更に徵集兵一小隊、第十九大隊一小隊を牡丹の地の  
 成に残し西郷都督を始として三口の總勢悉く又溪口まで退きつ又徵集兵の一分隊を國分  
 某引具して再び蕃地に趣くしめ處々探索及しよ土蕃等山林に出没して或の銃矢を放つこ



と時々かり因て都督等評議に及び處々分營を設け熟蕃より生蕃へ食糧及び彈藥等を送るの道を遮り兵士等一週日毎に本營よりして交代し最も嚴重固しのバ夫より後の野蠻等も深山にや潜れけん狙撃及ぶ者もあらねバ我よりも亦之を撃ずされバ此地の帶陣何時を限と期し難けれバ龜山の本營は言ふに及ばず瑯京の分營へも兵糧其餘の用品を本邦よりして運送せし且木材をも取下して都督府兵營病院をも追々に建築一本道の兩側は松杉等の苗を植日と榛莽を切開き屯住の用意をぞおしたりける

清國異議を發し大久保大臣清國に至て談判の事

時清國昇平日久く上下恬嬉ありけれバ心私に我國は武を恐るれども諸外國人に事を指議せられて議論を生じ遂に福建の官吏の書を西郷都督に致して曰く臺灣全嶋は我版圖あり猥は他國の據を許さず夫瑯京の十八村はフアンシヤンの地方は屬一連歲二千テールの貢税を収む我官吏時々山野を巡視し窮乏を賑恤し或は刑賞を行ひ以て兩部の蕃民を保護す故に往年蕃人貴國の漂民を凌暴するや我臺灣府吏實之を保護し以て貴國に送致せり琉球漂民の嘗て横殺し罹る如きの我國自ら處分あり敢て貴國を煩さず願くは卿等速に兵を收め營を撤

して去れど都督笑て之を卻ぞく○是より先西郷等の長崎を發するや政府の即ち全權公使柳原前光を清國に遣ひ臺灣征討の旨趣を致さしむ續で田邊太一等も亦行けり初め副島の清國に使用するや柳原前光の鄭永寧等を總理衛門に遣ひ別は臺灣生蕃の事を議せしむるも總理大臣毛昶熙、董恂二人及び記名遣、孫士達等之は應接す柳原の曰く臺灣の地の往古我國人及び和蘭人之は據りしが其後ち明人鄭成功ある者和蘭人を卻ぞけて之は據り其後裔に至り遂に貴國の版圖に歸せり然れども貴國の其半を治め其西南土蕃の地の會て政令を布かず蕃人獨立の勢あり前二年の冬我國人彼の蕃地へ剽劫して蕃人の劫殺に遭ふ者數人及ぶ因て我政府の使を遣りて其罪を問はんとす惟れ蕃域と貴國の府治と犬牙相接するを以て貴國に告ずして事或は貴國の所轄に及べば則ち恐らくは兩國の輯和を傷ふらんかと是を以て豫じめ事を告知するあり毛昶の曰く某等夙に生蕃の琉球國人を掠殺せしを聞くと雖も抑々琉球國の我藩屬あり故に琉球の生蕃より脱出せし者の盡く之を救恤して本國に送れり未だ貴國人に關することを知らず、柳原の曰く我國は琉球を撫慈すると最も久し中葉以降薩摩に附庸たり故に琉球人も我が國人と謂ふに何ぞ妨げんや且貴國の既に琉球を救恤すと雖ども其



琉民を殺せる生蕃の如何んよ之を處せしや、毛昶の曰く此島の蕃民に生蕃熟蕃の兩種あり其我が王化よ服する者を熟蕃と謂ひ府縣を置きて以て之を治む其未だ服せざる者を生蕃と謂ひ之を化外よ措き甚だ理するを爲さず、柳原曰く其蕃人他邦の漂民を劫殺すると凡そ數度よ及べども貴國の措て問はずして蕃人益々凶暴一即し他邦人先だつて之を征せば蕃地の府縣も亦復貴國の有あらず豈唯蕃地のみからんや且他邦の此島よ占據する時ハ我南海中一の患害を起す是を以て我政府の直ちに往て之を征せんと謀る然れども副島大臣兩國の好誼を保たん爲め此奉使の便に因て更某等をして事を貴國よ告げ然る後所謂化外の地を理せしむ是れ則ち隣好に負かざるが爲めあり且我國勇悍の士等の琉民遭害の事を聞き切齒して止まず故に我政府よて措て問はざれば彼徒の境を越へて寇を爲す勢ひあり然る時ハ兩國の和を破り締盟の意を失ふに至らん請ふ其れ之を諒察せよ、毛昶曰く生蕃の暴横を制せざるハ我政令の及逮ざる所あり然れども福建の總督が琉民を救護せし奏報等を審びらかに檢査して他日之を復答するを竣玉ひ、柳原曰く其奏報の如きハ我國已よ之を看る何ぞ他日の復答を竣よ及ばん今副島大臣歸期已よ逼る惟兩國の好を思ひ一言明告して去るのみと終

に相別る、是よ至り柳原前光にハ益前議を執るよ清國にハ大に異議を唱へて事諧はず柳原前光乃ち其狀を我邦に報ず是に由て兩國遂に交兵の勢とあり我國遽かよ海内よ令して兵を徴し船舶を外人よ買ふ者若干或ハ外醫を臺灣よ遣りて兵士の瘡痍を治し或よ小銃鉛硝を外人よ購ひ或ハ甲鐵鑑を買ひんとす而して清國の則ち其曲直を論じ事を自國に布告し猝かに英人を備ひ其暮湖群嶋へ新に砲臺を築き又急よ臺灣府より廈門の海底よ電線を架し益々防戦の準備を爲す是より先赤松參軍にハ清國の形情を探らんと臺灣より上海よ行き是よ至り上海より書を以て報じて曰く清官王凱泰ある者兵二萬に將とし臺灣に向ふと上下由て兩國の戰鬪近きにあるからんと大に之を憂ふ○八月政府よハ參議大久保利通を辯理大臣とせしめて清國に遣ひし和戦の權を委任す陸軍大佐福原和勝、二等議官高崎正風、租稅助吉原重俊、權少内史金井之恭、内務省七等出仕池田寛治、司法省七等出仕名村泰藏以下之よ從ひ別に佛人「ボアツナード」をして大臣の顧問に備へ隨行せしむ此月十九日大臣一行上海に着し九月一日大臣等天津に達し我が特例辨務使李仙得も亦上海より來り十四日大臣及び柳原公使等總理衙門に詣り清國の親王諸大臣等と臺灣蕃地の所屬を論じ互よ其説を執り論辨數刻よ及



べども決せず大臣遂は科目二條を作りて與へ急報答あらんとを約して還る既にして答文  
 至るに書意頗る無稽に屬す因て其十九日大臣及柳原公使等衙門に至り得る所の答書の的證  
 なきを詰る而れども衙門の大臣等の内政に干預し會て結ぶ所の條約は違ふを以て  
 我を責む是に於て兩國の意旨大に牴吾し辨論數刻我大臣等更に其疑ふべき條を擧げ他日の  
 回答を得んとを約して去る二十二日總理衙門より回答す書意の畧を前日と同じく益條約三  
 條を執りて我を責む且末文に尙再び此の如きの敢て教を領せざる等の語あるに至る我大臣  
 及び公使等憤懣措かず十月五日大臣及び公使等又總理衙門に至り首として我が言ふ所憑據  
 あり敢て臆測は非らざるを以て討論す彼れ亦其答ふる所の證據あるを言ふ大臣等即ち彼の  
 答ふる所我が問ふ所る符せざるを責む討論湧が如く殆んと半日を費やし我が大臣等皆  
 夜に及びて旅館は還る是に於て大臣即ち議の遂げざるを思ひ斷然歸朝し戰は決せんと更  
 書を總理衙門に致す其大意は彼の條約を引き漫り二人を罪し陽に和を唱へて陰に我を疎斥  
 することを責め且今より五日の間に尙答議前日の如くされば我が進退此一舉にありと憤懣の  
 色書中は溢る十一日總理衙門より答書來る其書意は今皇帝南苑に遊び恭親王扈從す故に五

日の間我書は答ふる能はざるを以てす○其後往復辨論數回に及べども議遂に諧はず大臣  
 悉り共々商議することを辭す且曰く蕃地の處分の復た貴官等と謀らず吾れの我が意旨を達す  
 べしと色を作して去る既にして柳原公使も亦別に憤る所あり一日も留まるべからざるを言  
 ひ廿六日を以て公使館を撤し共に歸朝せんとす時又和議破れ大臣等歸朝するの電報あり政  
 府益々武備を修む○是より先我邦中外和戰の議紛々とし諸縣の士族奮勵し一舉に清國の北  
 京と擣かんと其先鋒を請ふ者衆く或は之を議して曰く方今内治未だ洽からず安くんぞ武を  
 海外に動かし帑藏を浪費するを得ん蕃人已に罪に服したれば速かに兵を引くも若すと中外  
 紛然たり是に至り清人の我諸港を羈留する者額を盛めて人々自から危ぶむ我政府此事を聞  
 き此輩は告て曰く假令事己を得ざるも出て交兵に至るとも其間諜探偵にして我國の妨害を  
 あす者に非ざるよりの我政府の敢て捕縛剝奪等の事を爲すとあし汝等其れ其意を體して安  
 堵營業し漫ら動搖する勿れと

和議遂は調ひ臺灣の兵凱旋の事

曩に大久保大臣等の北京を去らんとするや同所在留の英國公使「ウエード」兩國の間は周旋